

令和 7 年度

整備主任者 法令研修資料



監修

東北運輸局宮城運輸支局

発行

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会



目 次

整備及び検査関係

1、大型車の車輪脱落事故防止	1
2、訪問特定整備制度について	21
3、遵守事項	73
4、これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて	76
5、自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について	83
6、記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて	94
7、【OBD関係】 整備事業者向け研修資料	102
8、【OBD関係】 スピードメーター検査時の留意点	140
9、審査事務規程の一部改正について（第63次改正）	142
10、新規検査等届出に係る取扱い等の変更のお知らせ（第63次改正関係）	143
11、並行輸入自動車にかかる届出様式変更のお知らせ（第63次改正関係）	144
12、用途等の変更をする使用過程車等の受検にかかるお知らせ（第63次改正関係）	145
13、ホイールの堅ろう性について（第63次改正関係）	146
14、審査事務規程の一部改正について（第64次改正）	147
15、軽自動車の重量税の重課適用月が変更されます	148
16、スピードメーター検査の方法が統一されます	149
17、OCR記入時のお願い	150
18、納税証明証の有効期間取扱いについて	152
19、特定整備事業者の処分状況一覧について	153

振興会・商工組合関係

1、令和6年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について	155
2、振興会・商工組合ホームページのお知らせ	160
3、自動車整備業賠償共済保険のご案内	161

整備及び検査関係

1,大型車の車輪脱落事故防止

《発表記者会：東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年10月1日
東北運輸局

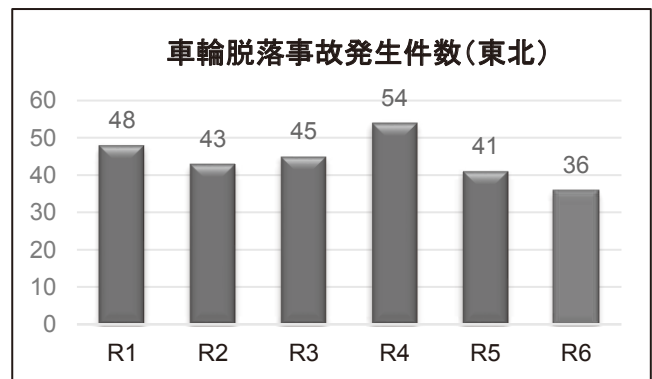
「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います

令和6年度に発生した東北運輸局管内の大型車の車輪脱落事故発生件数は、前年度より5件減少したものの、運輸局別発生件数は9年連続ワースト1の状況となっています。
この状況を踏まえ、東北運輸局では10月から2月末までの5か月間を「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」期間として、様々な取組を実施します。

1. 東北運輸局管内の令和6年度大型車※1の車輪脱落事故の発生状況 (詳細は「別紙1」参照)

- 事故発生件数は36件(前年度比5件減)
- 36件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが18件(50%)
- 昨年度は全て大型貨物自動車によるもの
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中している

※1 大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

車輪脱落の多くは、車輪脱着作業後1か月以内に脱落している傾向を踏まえ、冬タイヤに交換する時期にあわせ、取組を実施します。

【主な取り組み】

- 車輪脱落事故防止のポスター、チラシ(別紙2)を整備工場等に掲示して、事故防止対策の周知徹底。また、SA、PAに設置されたデジタルサイネージを用いた啓発活動。
- 運送事業者や自動車整備事業者に対して、車輪脱落事故を防止するための適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理が行われるよう研修を実施。
- 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を各県で実施。日時・場所は各支局へ問合せください。



(令和6年度の街頭点検の様子)

〈各県で実施する街頭点検の問合せ先〉

青森運輸支局：017-739-1501(音声案内後2)
岩手運輸支局：019-638-2154(音声案内後2)
宮城運輸支局：022-235-2517(音声案内後2)
秋田運輸支局：018-863-5811(音声案内後2)
山形運輸支局：023-686-4711(音声案内後2)
福島運輸支局：024-546-0345(音声案内後2)

〈問合せ先〉

東北運輸局自動車技術安全部

整備・保安課 滝沢、眞壁

保安・環境調整官 千葉、中村

TEL:022-791-7534

大型車の車輪脱落事故防止について

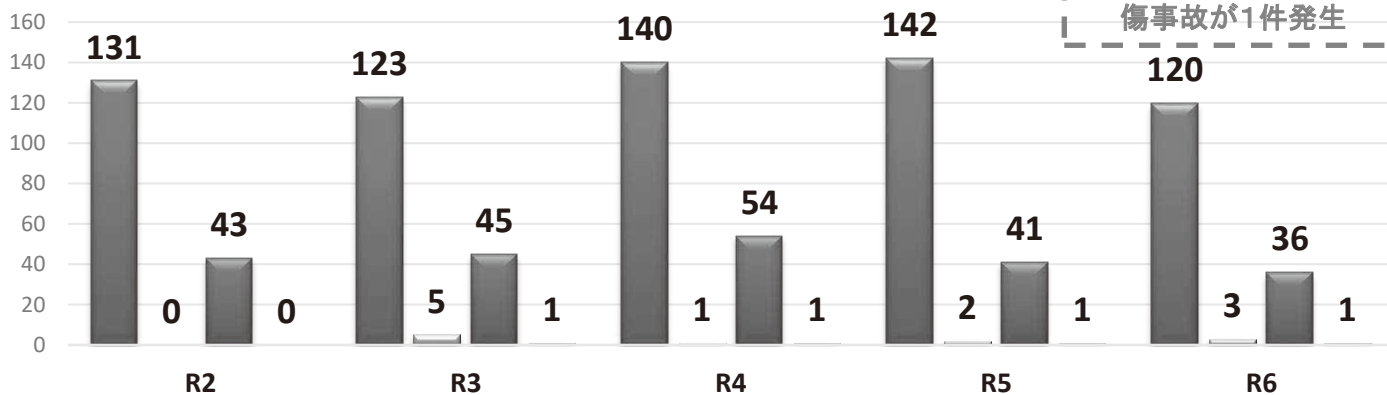
令和 7 年 1 0 月
東北運輸局自動車技術安全部

- ① 令和 6 年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（確定値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場への
ヒアリングによる実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移

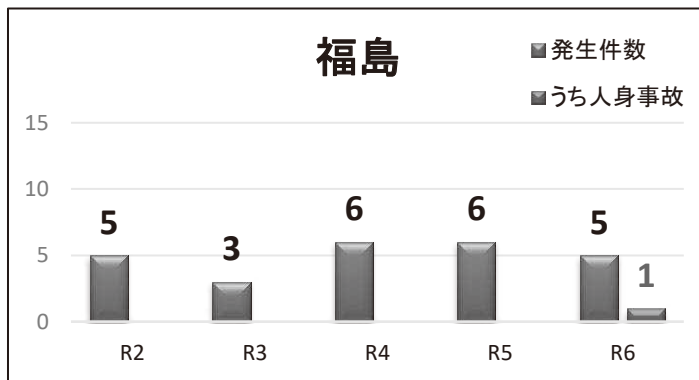
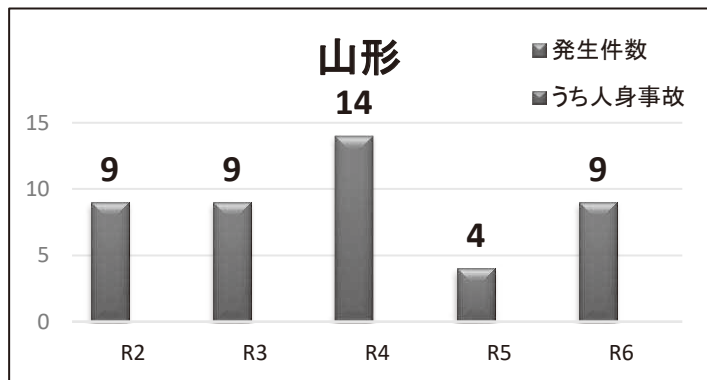
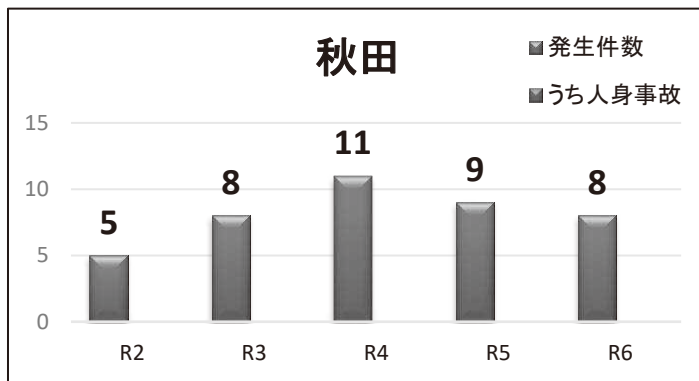
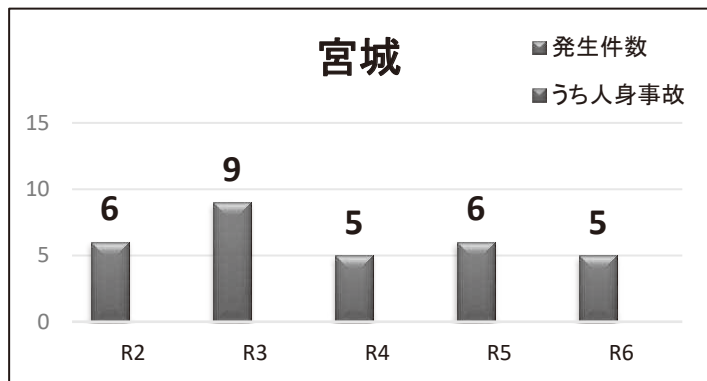
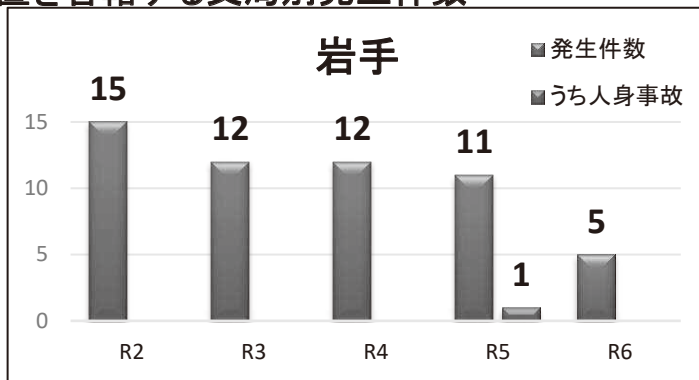
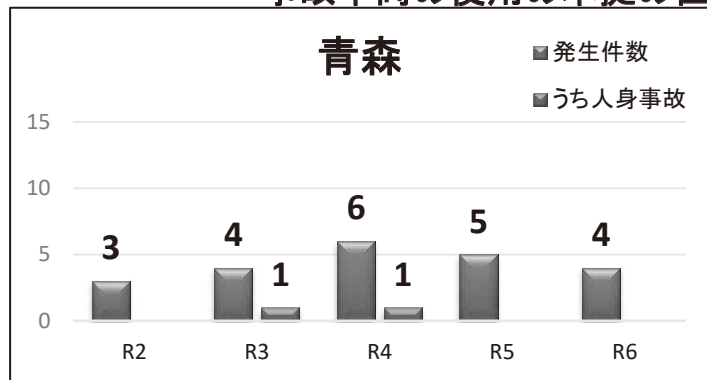
■全国 ■うち人身事故(全国) ■東北 ■うち人身事故(東北)



- 事故件数は、対前年度東北で5件減少
- 人身事故について、軽傷事故が1件発生

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数

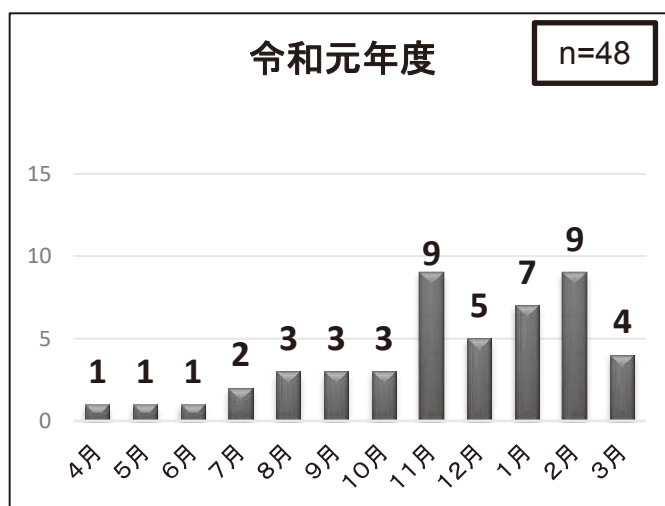
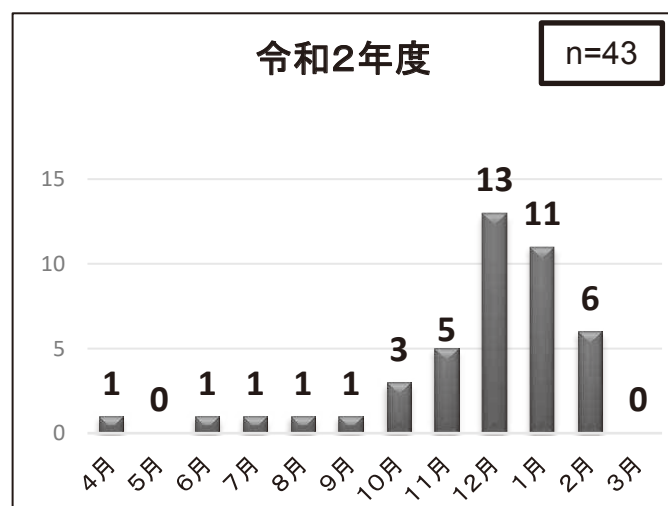
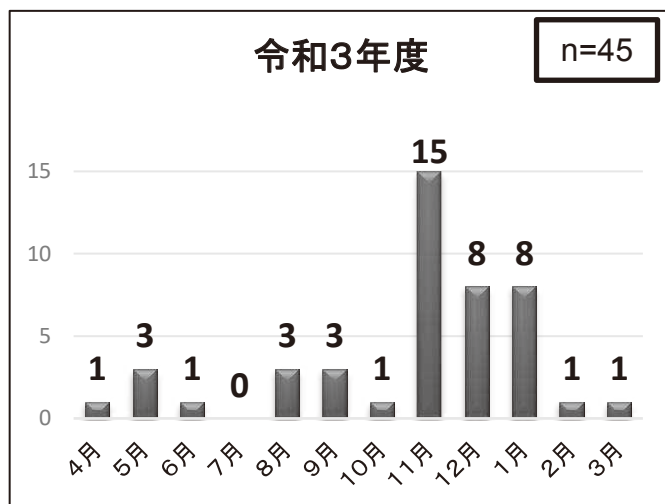
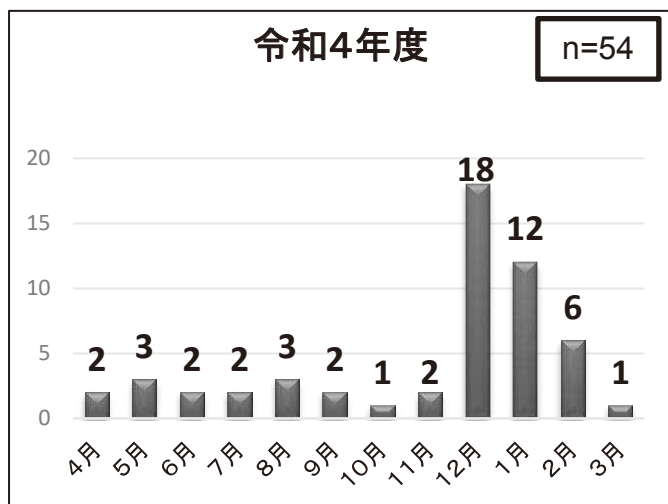
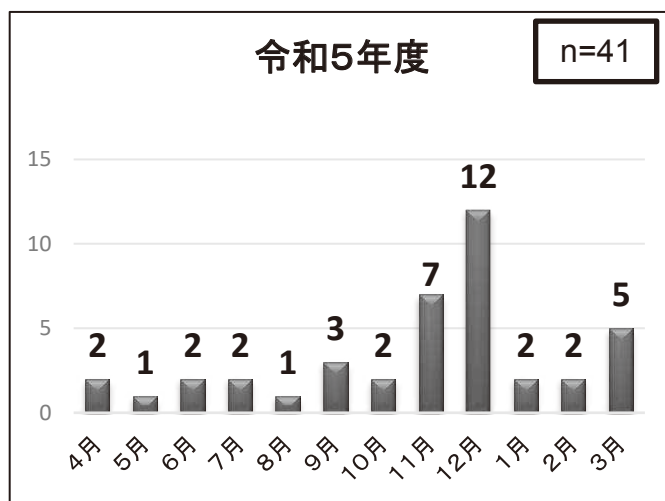
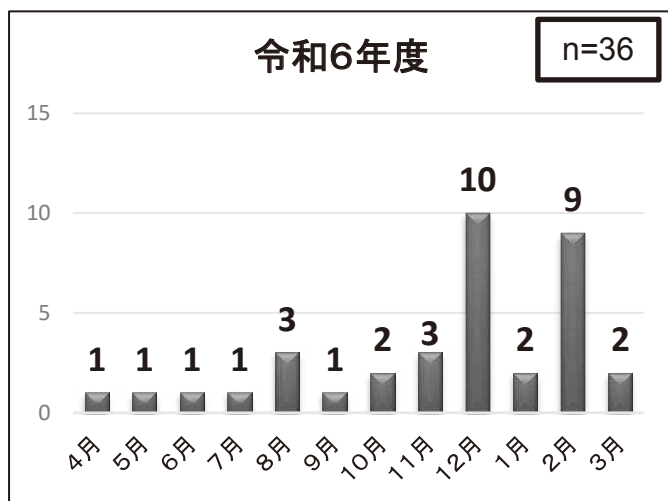


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

東北管内月別車輪脱落事故発生件数（令和元年度～令和6年度）

- ・ 冬タイヤへの交換作業が集中する11月以降に多く発生する傾向が見られる



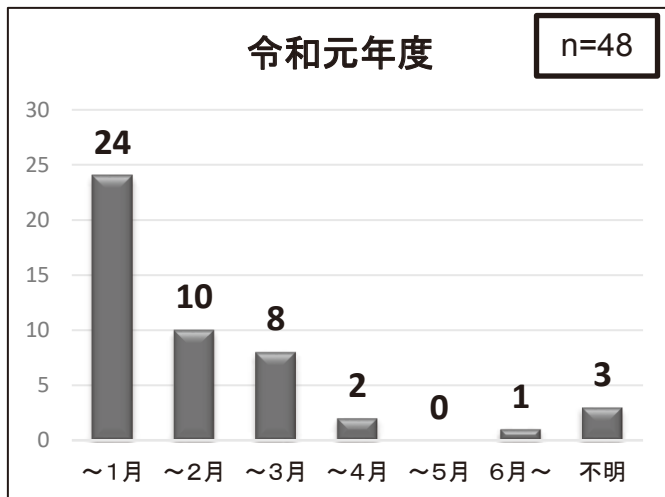
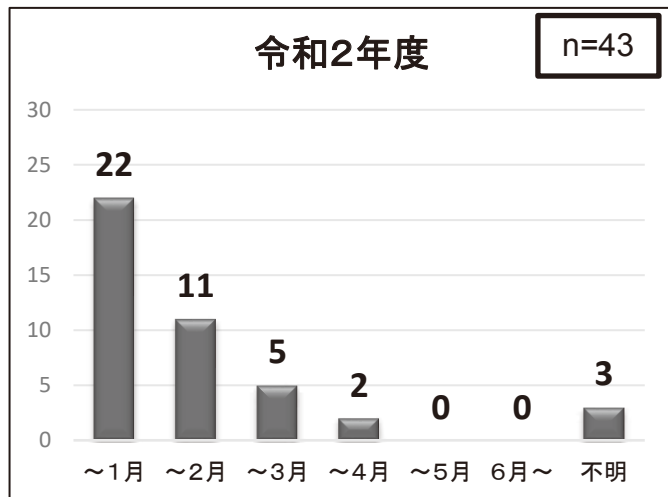
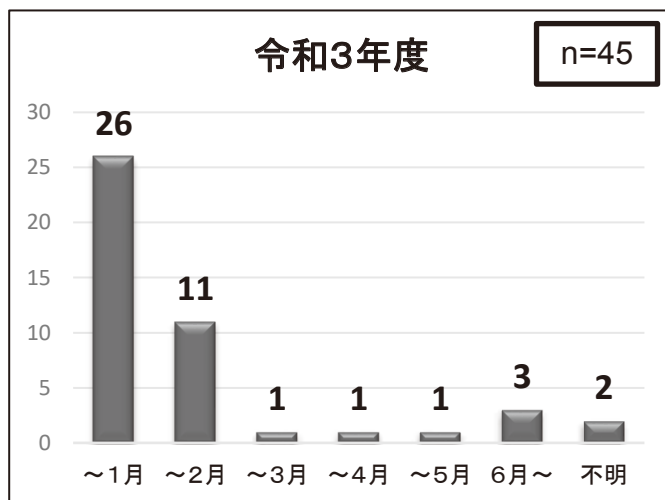
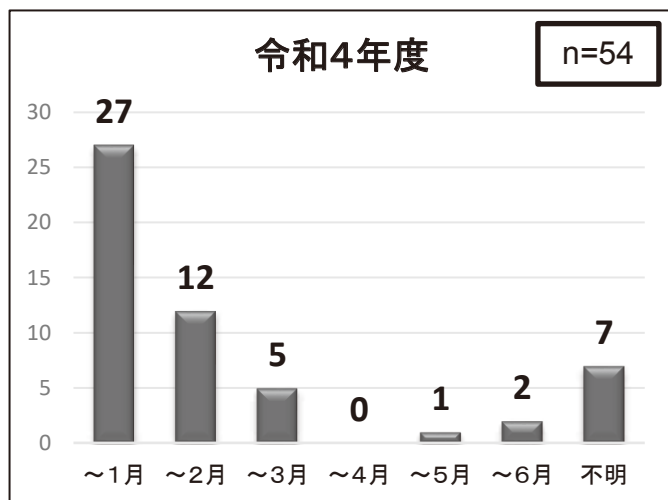
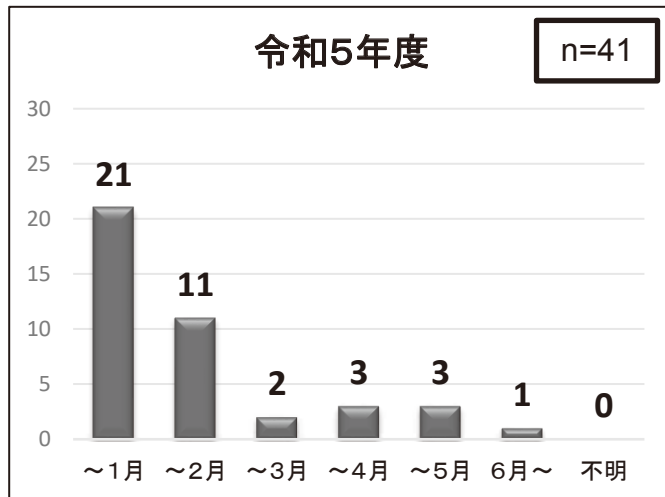
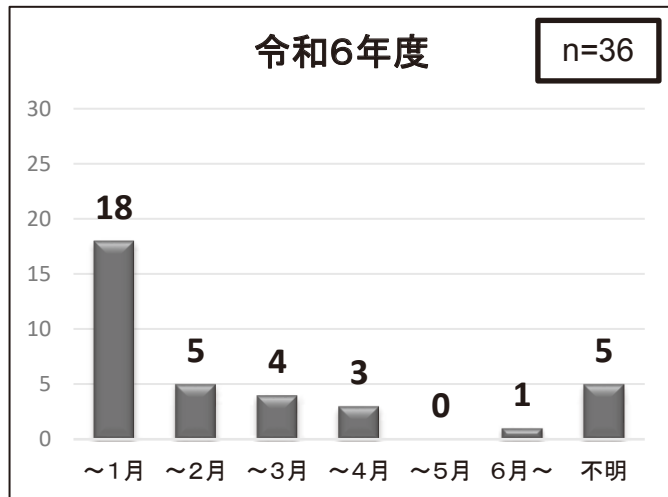
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

（令和元年度～令和6年度）

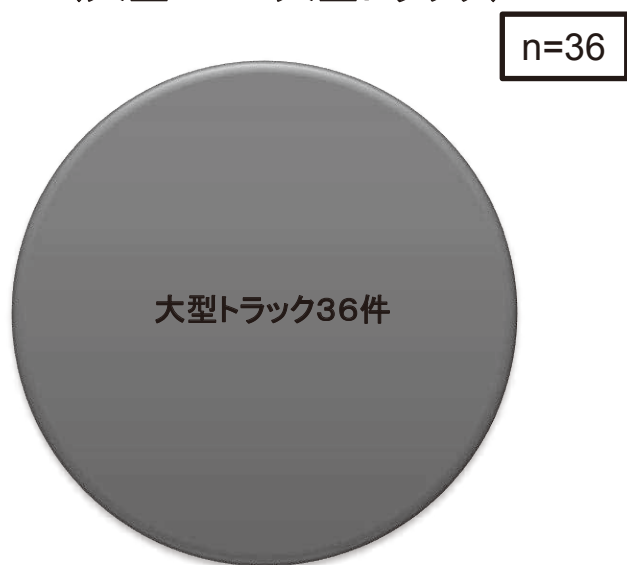
- ・ 脱落事故の発生車両については、車輪脱着作業から1ヶ月以内に多く発生している傾向が見られる



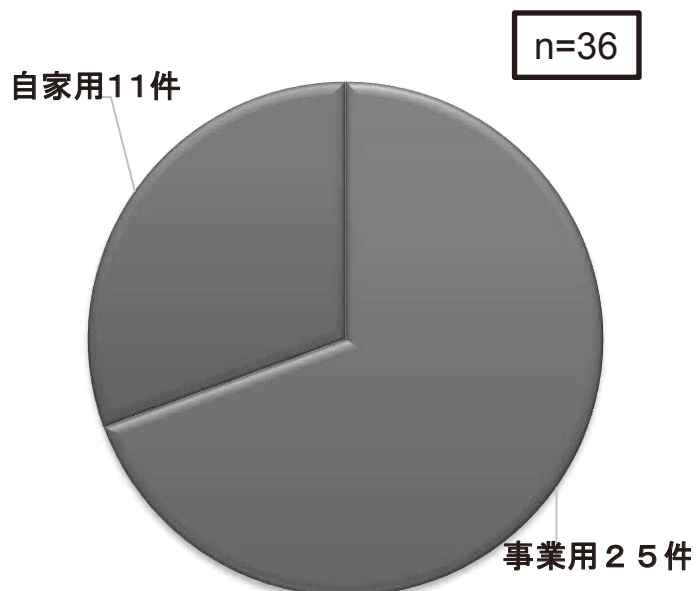
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

業態別発生件数
(大型バス・大型トラック)



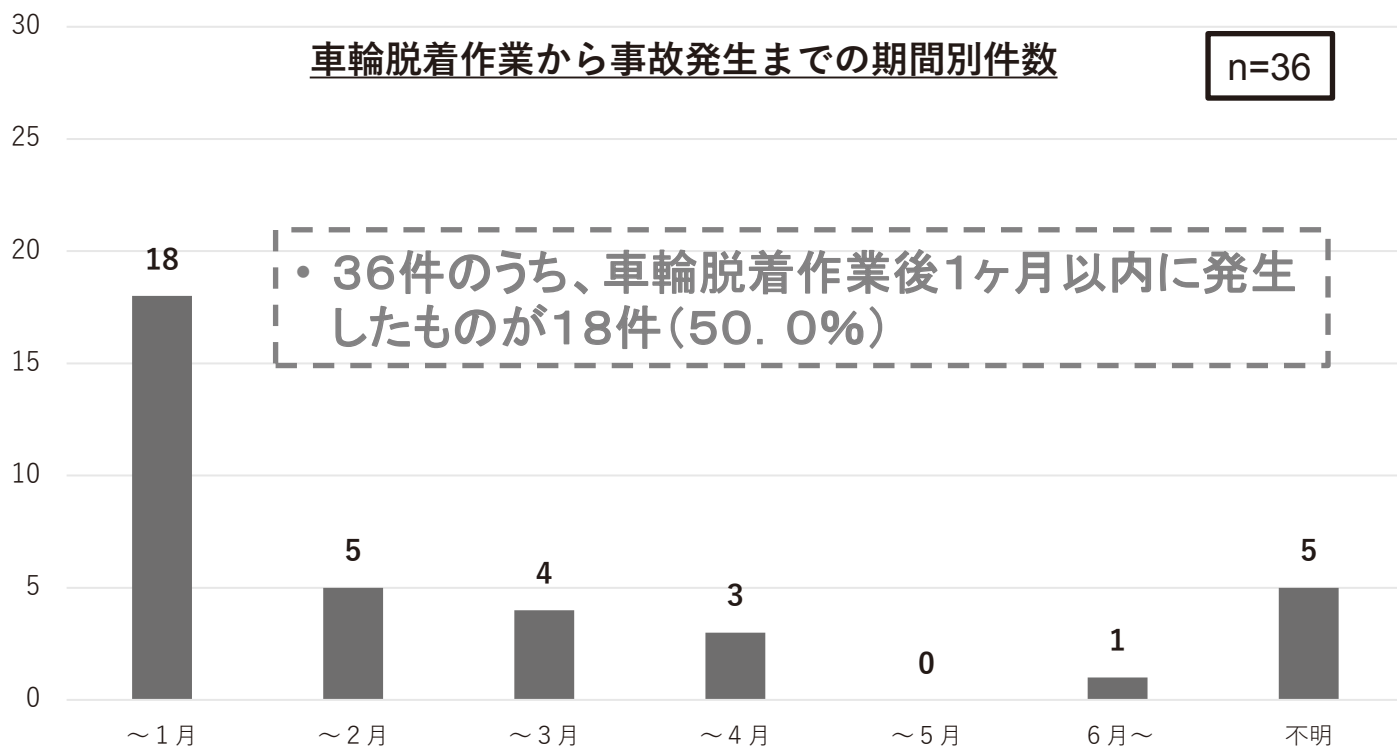
事業用・自家用別発生件数



・ 全て大型トラックで発生している
大型バスは0件

・ 前年度から事業用が5件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



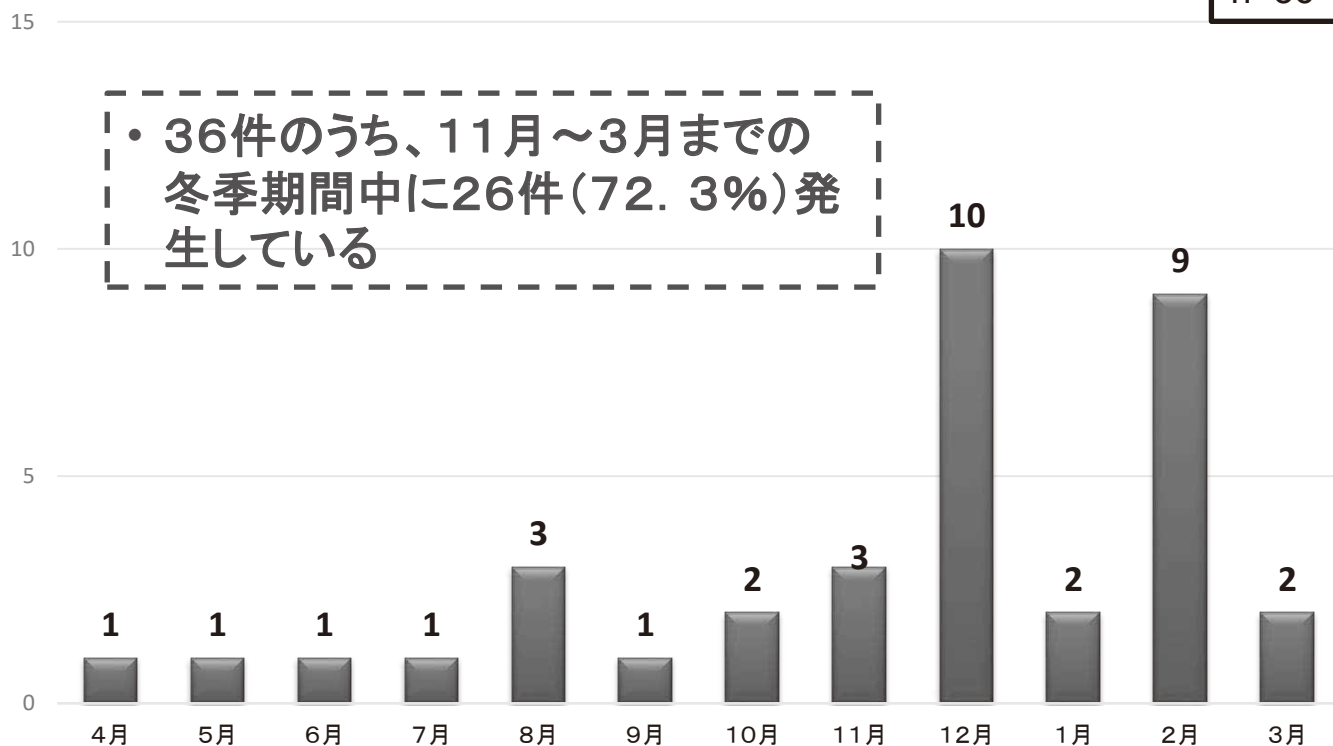
・ 36件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生
したものが18件(50.0%)

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

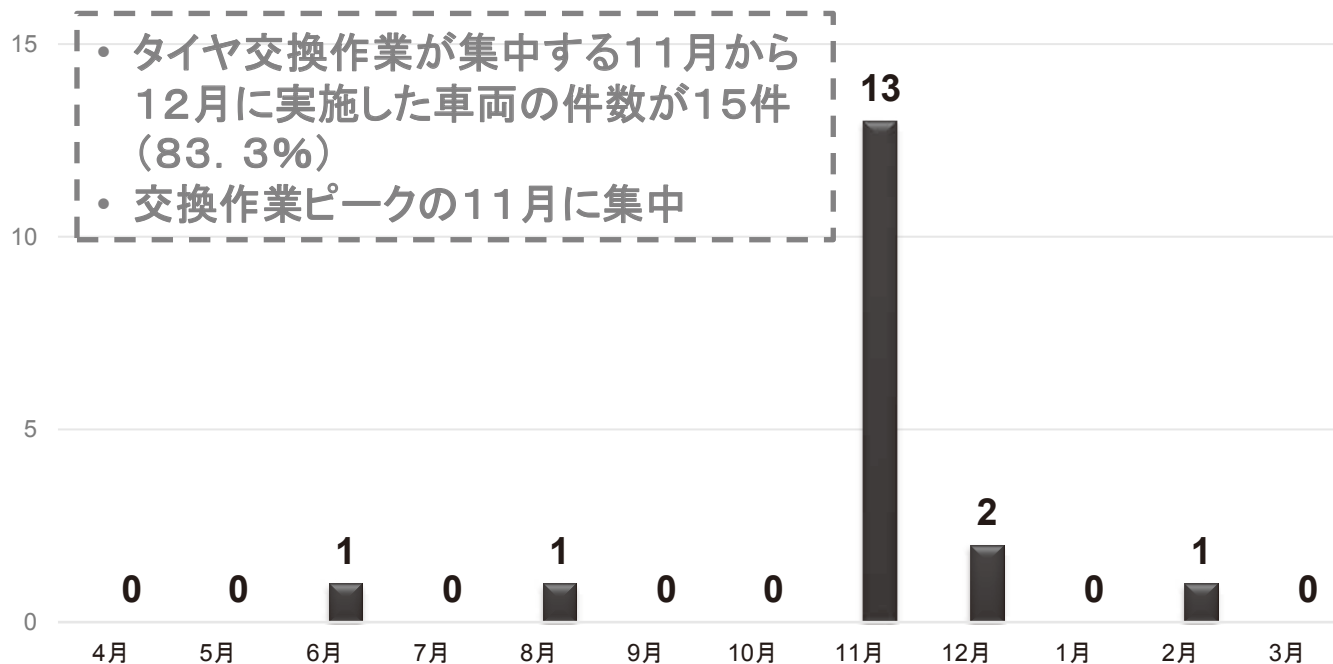
月別車輪脱落事故発生件数

n=36



月別タイヤ交換実施件数 （タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

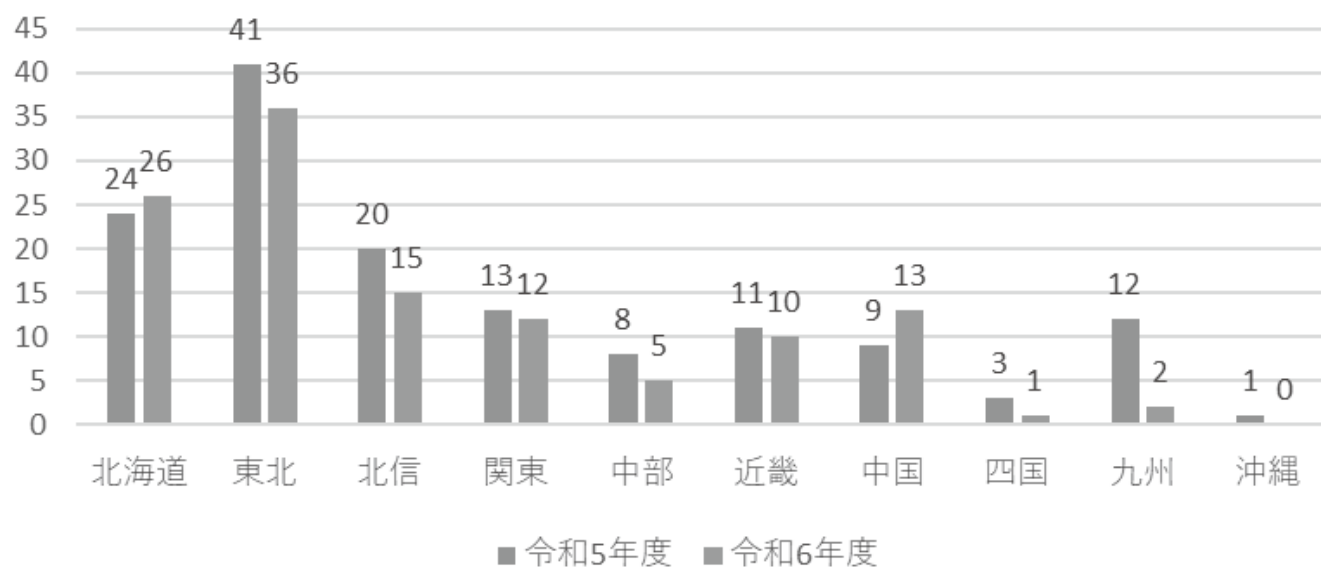
n=18



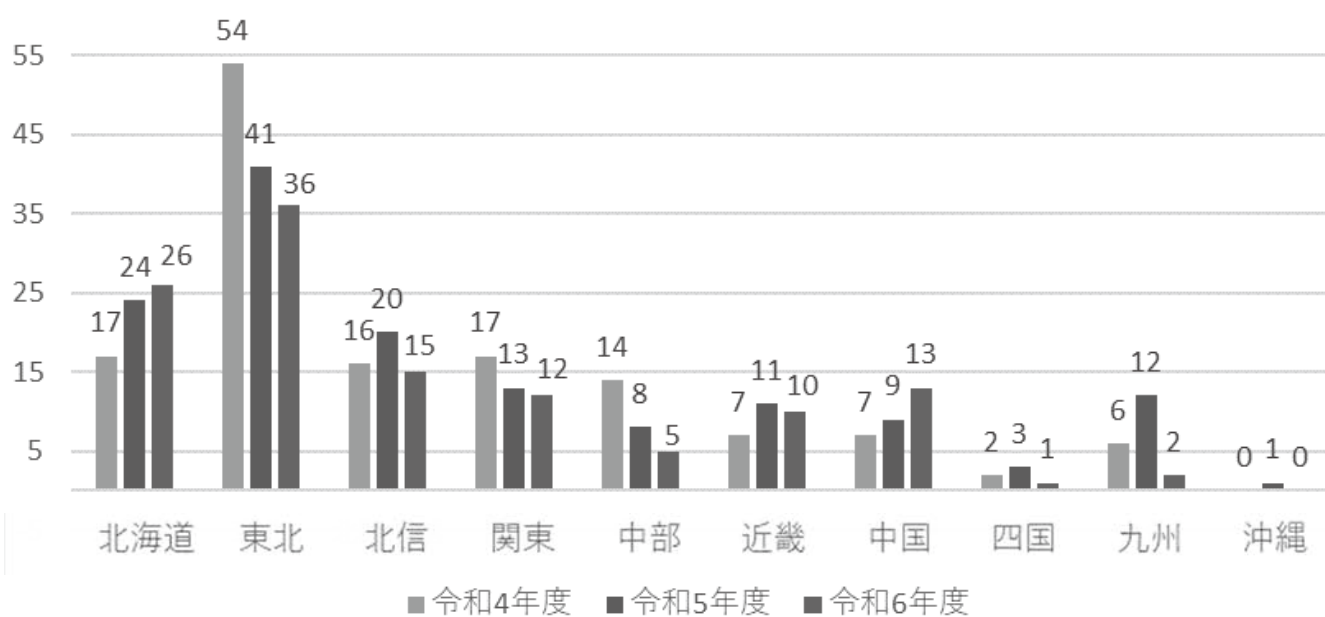
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

車輪脱落事故車両の使用の本拠の位置



過去3年間の使用の本拠の位置別推移

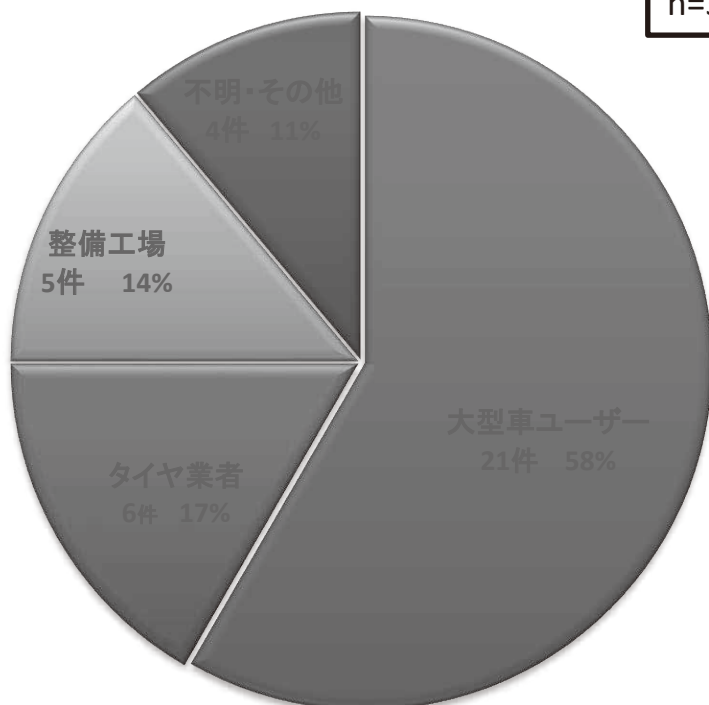


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

タイヤ脱着作業実施者別発生件数

n=36



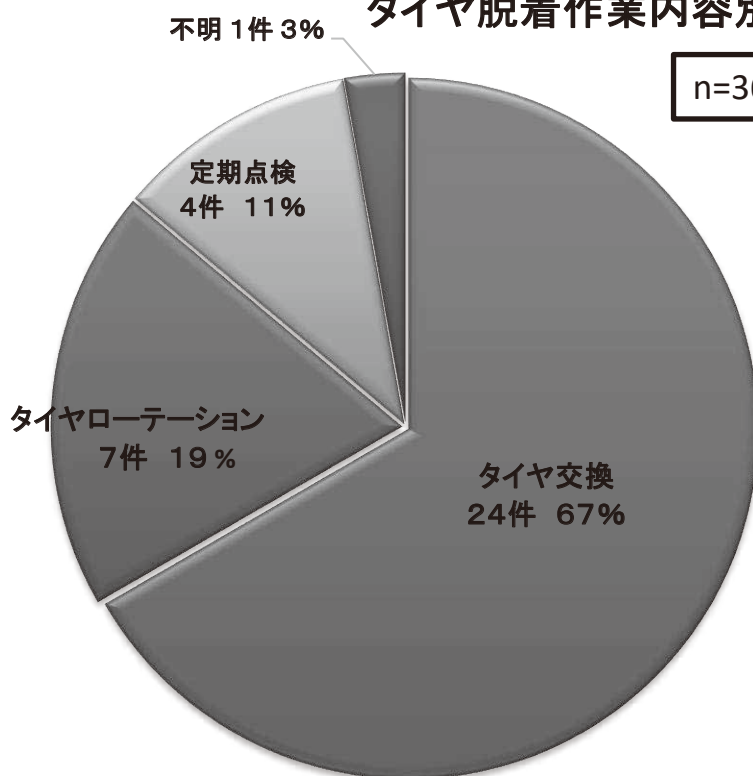
・ 大型車ユーザーの交換によるものが約6割を占める傾向

●大型車ユーザー

- ・運転者
- ・従業員
- ・自社整備担当者又は整備管理者

タイヤ脱着作業内容別発生件数

n=36



・ タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

●タイヤ交換

- ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
- ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
- ・パンクや摩耗したタイヤの交換など

●タイヤローテーション

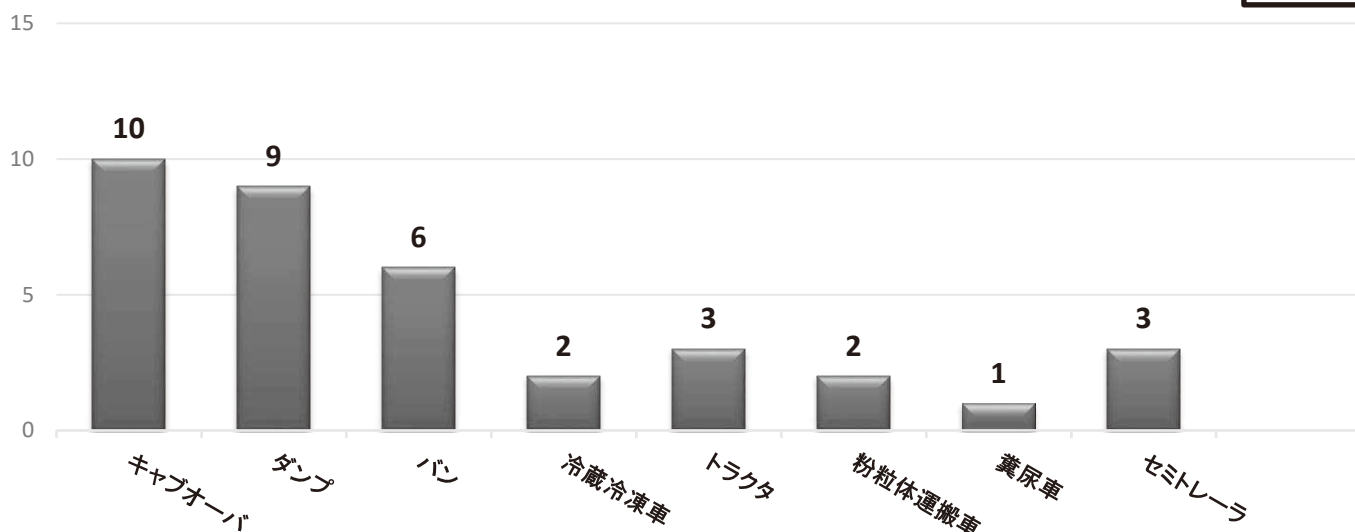
- ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

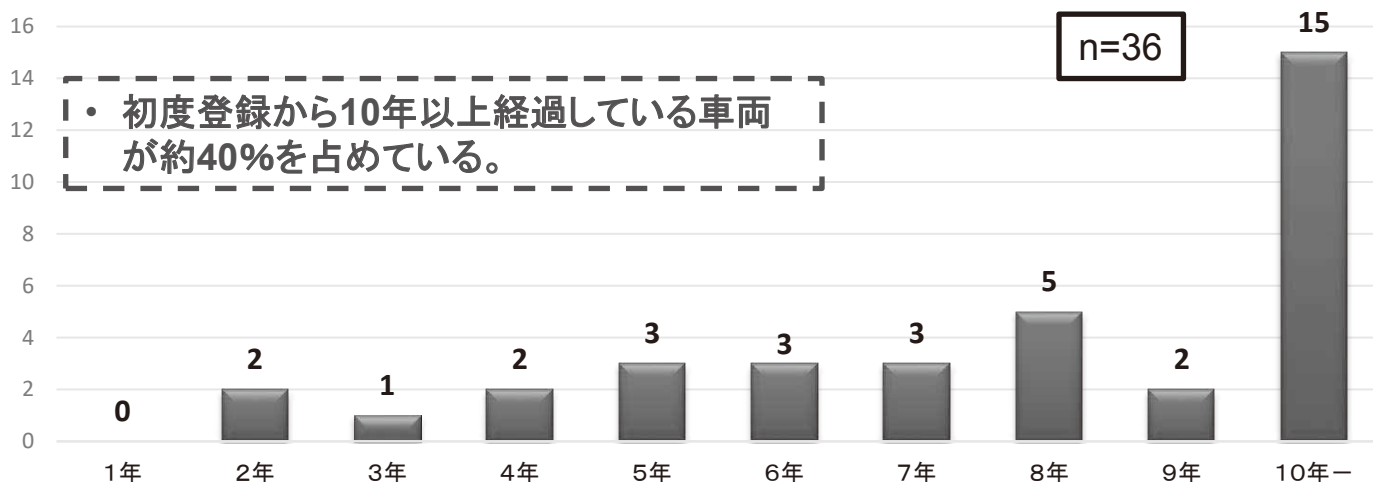
①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

車体の形状別発生件数

n=36

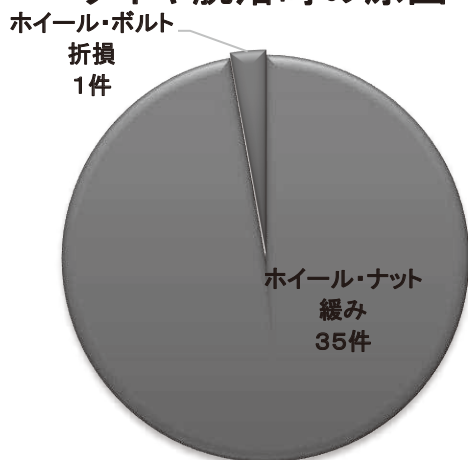


登録年から事故発生までの車齢



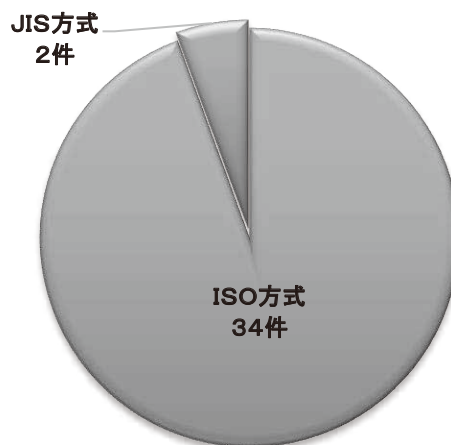
タイヤ脱落時の原因

n=36



締め付け方式

n=36



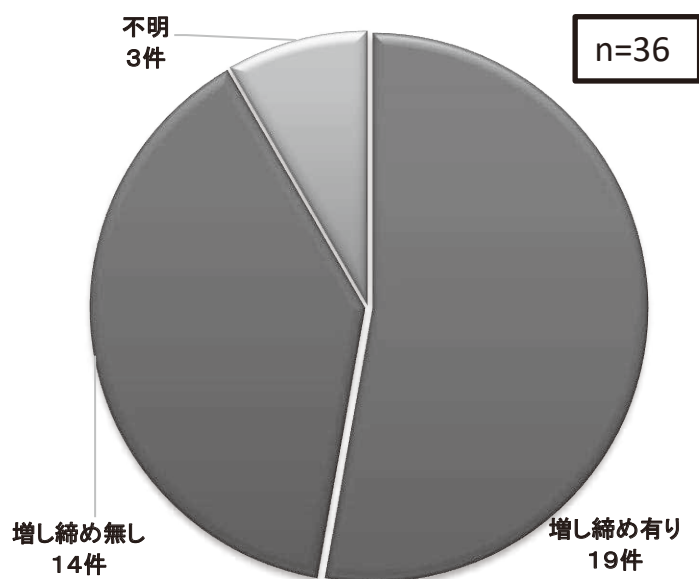
・ 大半はホイール・ナットの緩みによるもの

・ 大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和6年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」19件について、脱落の主な推測要因

- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆や汚れ

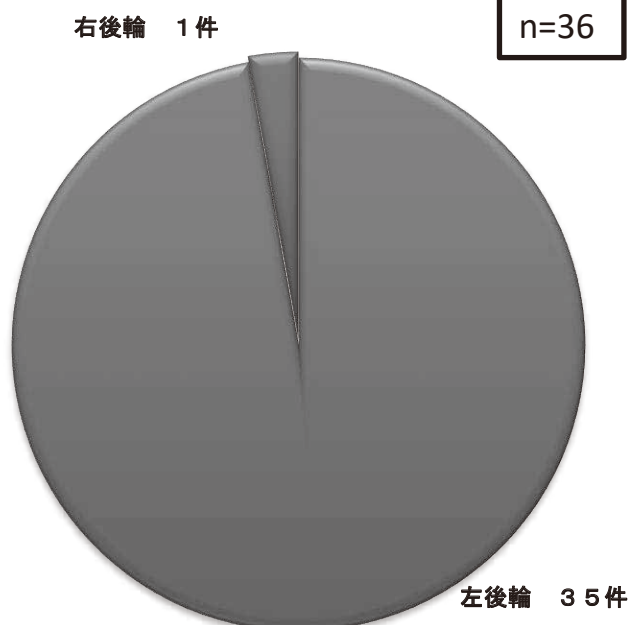
◆「増し締め有り」19件について

- ・ 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が7件発生している。
- ・ 車齢6年以上経過している車両が28件で77.7%を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等活用

車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

東北運輸局では、令和6年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計47事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

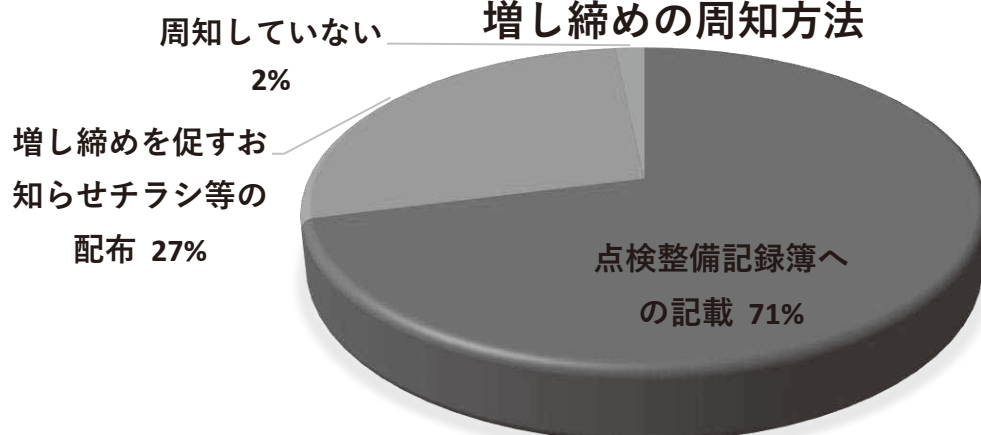
□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

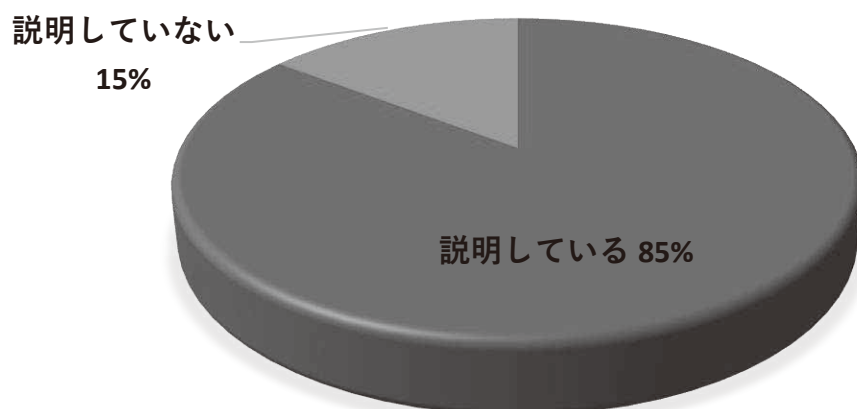
タイヤ脱着時（定期点検含む）における

増し締め周知方法



初めて入庫する車両（事業者）等への

増し締めの必要性等の説明

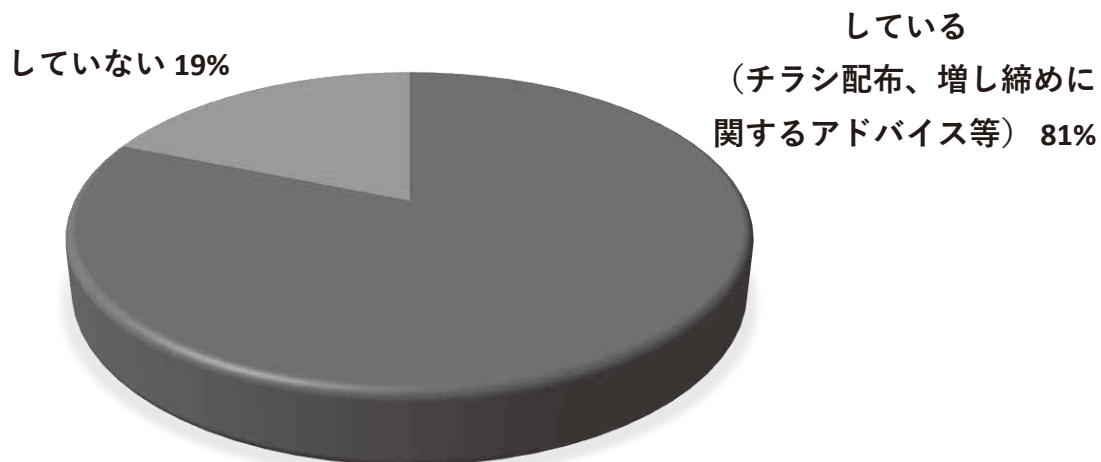


増し締め作業の依頼状況

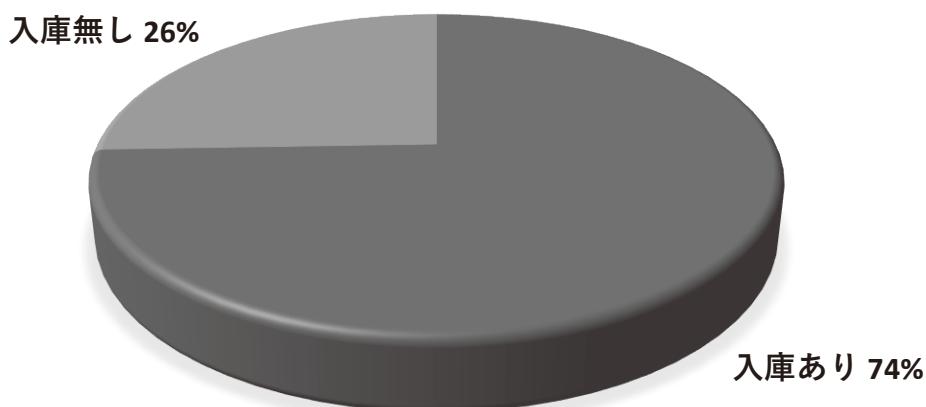


②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果 管内計：47事業場

- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの一必要性を、15%（昨年度4%）が説明していない。
- 増し締め作業の依頼は40%（昨年度：50%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は81%（昨年度：69%）
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両が入庫している事業場は74%（昨年度：52%）。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、47事業場全て実施している。

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時や車輪脱着作業時には、以下について実施されるようお願いします。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<国土交通省YouTubeチャンネル動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順: 10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説: 15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順: 3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説: 5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイル・ナットの締め付け作業



6.ホイルボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



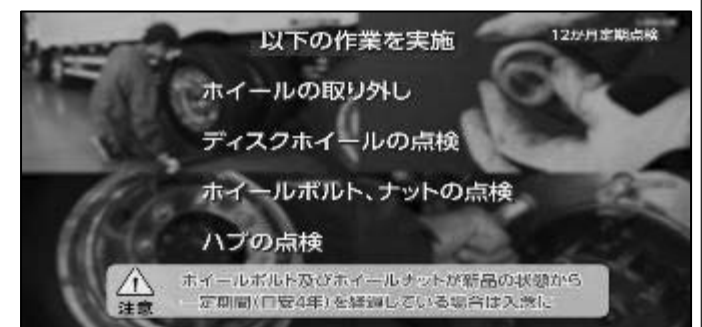
4.日常点検表の活用



<3か月定期点検>



<12か月定期点検>



2,訪問特定整備制度について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年3月31日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車の「訪問特定整備」制度を新設します

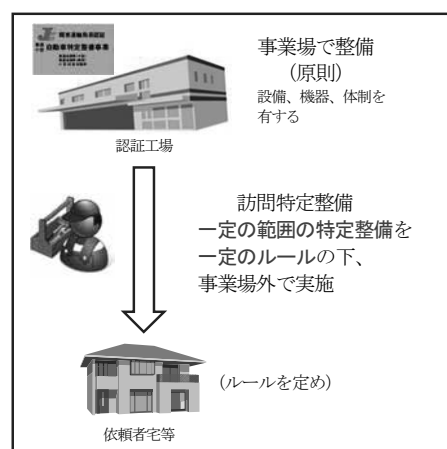
国土交通省では、整備工場に車を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を新設します

1. 概要

- エンジンやブレーキ等の取外しなど安全上重要な整備である「特定整備」は、国の認証を受けた整備工場である「認証工場」が、その事業場内で行う必要があります。
- 「訪問特定整備」制度は、安全を担保する一定のルールの下、認証工場がユーザーの自宅や運送会社の作業場など事業場外の場所を訪問して特定整備を行うことを可能とするものです。
- この新しい制度を使えば、例えば、自宅で車のエンジンがかからないときに整備士に来てもらい、修理を受けることや、人手不足のために自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者等に、認証工場から整備士を派遣して整備を行うことが可能となり、業種の垣根を越えて生産性が向上することが期待されます。

(訪問特定整備制度のポイント)

- 認証を受けた自動車整備工場(認証工場)しか訪問特定整備を行うことはできません。
- ユーザー等から委託された特定整備を他の訪問特定整備事業者に行わせることはできません。
- 訪問特定整備の責任は、認証工場が負います。(訪問する整備士ではない。)
- 訪問特定整備制度には、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります(別紙参照)
- 上記以外にも、訪問特定整備に伴う追加のルールがあります。



2. スケジュール

公 布 : 令和7年3月31日(本日)

施 行 : 令和7年6月30日

(参考)

訪問特定整備の関連法令、告示、通達及び Q & A は、以下 URL から確認いただくことができます。

- 訪問特定整備制度について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

【お問い合わせ先】物流・自動車局 自動車整備課 浅野、富岡
代表 03-5253-8111 (内線 42426、42428)

- 安全上重要な整備(特定整備)は、設備・機器・要員を有する認証工場で実施しなければならない
- 今般、認証工場の整備士が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行うことを解禁(「訪問特定整備」)

①訪問特定整備

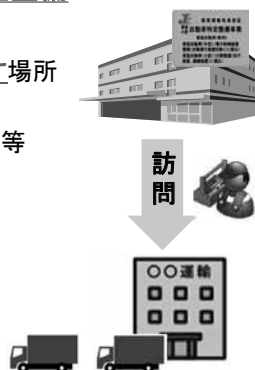
1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例: 運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが
安全・品質を確保できる場所

例: ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、以下に限る

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う
- 料金の内訳(整備費、旅費等)を示すこと
- 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内

今後のスケジュール(予定)

3月31日(月) 公 布

6月30日(月) 施 行

訪問特定整備制度について

国土交通省 東北運輸局
自動車技術安全部 整備・保安課

令和7年6月

(参考)本資料で用いる用語の定義

用語	内容
法	「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号)をいう。
施行規則	「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)をいう。
実施規程	「自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程」(令和7年国土交通省告示第255号)をいう。
特定整備	法第49条第2項の特定整備をいう。
事業場	法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。
自動車特定整備事業者	法第78条第4項の自動車特定整備事業者をいう。
訪問特定整備士等	訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士をいう。
訪問特定整備士証	訪問特定整備士等の身分を示す証票をいう。
訪問特定整備等	訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。
訪問特定整備等事業者	自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出た自動車特定整備事業者をいう。
訪問特定整備等管理者	整備主任者であって訪問特定整備等に関する事項を統括管理する者をいう。
訪問特定整備等補助者	一級又は二級の自動車整備士の技能検定(原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者(訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。)であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者をいう。
訪問特定整備等料金	訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。)をいう。
第三者確認	自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認をいう。
他事業場	訪問特定整備を行う場所が法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。

2

訪問特定整備制度とは [令和7年6月30日施行]

- 道路運送車両法第49条第2項に規定する「特定整備」を行う事業を営もうとする者は、同法第78条第1項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、設備及び従業員の基準を満たした事業場において特定整備を実施しているところです。
- 訪問特定整備制度とは、安全を担保する一定ルールのもと、**認証を受けた自動車整備工場が、事業場以外の場所において特定整備を行うことができるようになる制度**です。(作業場所に着目した制度)
- この新しい制度を活用すれば、次のようなことが可能となります。
 - ・運送事業者やレンタカー事業者など、大量に保有する自動車を点検整備のために認証整備工場に持ち込むことを苦勞していた者の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・大型特殊自動車の車庫に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・整備士不足のため自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者の作業場に訪問して特定整備や点検整備を行うこと。
 - ・自動車ユーザーの自宅等に訪問して特定整備を行うこと。
- 訪問特定整備制度には、「**訪問特定整備**」と「**限定訪問特定整備**」の2種類があります。
- 訪問特定整備と限定訪問特定整備は、いずれも認証整備工場に対して**実施することを義務化するものではありません**。
- リコール作業の実施場所は自動車メーカーが定めるものであるため、訪問特定整備と限定訪問特定整備によるリコール作業が直ちに解禁されるものではありません。



3

訪問特定整備制度の主なポイント

- 認証を受けた自動車整備工場でなければ訪問特定整備等を行うことはできません。
(=整備士個人や認証を受けていない工場が訪問特定整備等を行うことはできない)
- 訪問特定整備等に関する責任は、訪問させる整備士でなく、認証整備工場が負います。
- 自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備及び訪問特定整備等の作業を、別の訪問特定整備等事業者には再委託することはできません。(責任の所在が不明確になることを防止する)
- 訪問先の作業場所は、自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置又は自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県でなければなりません。
- 訪問させる整備士は、一定の実務経験を有する一級又は二級の整備士であって、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者でなければなりません。
※条件を満たす場合には、三級の整備士、車体の整備士、電気装置の整備士を訪問させることも可
- 訪問特定整備等の作業中も、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を常時確保しなければなりません。※一部の事業場を除く。
- 訪問特定整備等を行う認証整備工場には、追加のルールが適用されます。(主なもの)
 - ・整備主任者に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を定期的に行い、教育内容等の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・自ら管理するWebサイトに訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃や旅費等)を掲載しなければなりません。
 - ・依頼者に対し、訪問特定整備等を行う前に訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供し、また、訪問特定整備等を行った後に請求する訪問特定整備等の作業に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の作業に関する帳票類の電磁的記録を2年間保存しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければなりません。
 - ・訪問特定整備等に関する各種届出は、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に、必要な事項等を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。



4

「訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備
- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備を伴う定期点検整備
- 特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

- 指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認

■訪問先の作業場所の要件(全て満たす必要があります)

- 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。
- 次のいずれかを満たすこと。
 - ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
 - ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。
- 自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する設備基準を満たすこと。
 - ・現行の施行規則 別表第4 に掲げる規模の車両置場を有すること。
 - ・現行の施行規則 別表第4 に掲げる規模の屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができる。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
 - ・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場には、現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
ただし、屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場に現行の施行規則別表第5に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす。(自らの事業場に備えた作業機械等を持参することにより、自らの事業場に備える施行規則別表第5に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。)
 - ・自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。



■訪問先で作業できる期間

- 訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日(離島において訪問特定整備を行う場合は5日)を超えない期間に限る。

5

必要な作業場と車両置場の面積、必要な作業機器等

面積等の基準

屋内作業場等は、対象としている自動車の種類や整備の種類、装置の種類ごとに下表のように定められています。
なお、二種以上の自動車の特定整備を行う場合は、それぞれ該当する種類に定められた基準に適合することが必要となります。

事業の種類	特定整備の種類		屋内作業場の面積の基準				電子制御装置整備作業場の面積の基準		車両置場の面積の基準
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	車間整備作業場	車間整備作業場	点検作業場	点検作業場	開口	奥行	
普通自動車	普通自動車(大型)	分解整備	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	5m以上	12m以上	3.5m以上 11m以上
		動力伝達装置	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	5m以上	12m以上	
		走行装置	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	5m以上	12m以上	
		制動装置	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	5m以上	12m以上	
		電気制御装置	5m以上	12m以上	7m以上	5m以上	5m以上	12m以上	
	普通自動車(中型)	分解整備	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	5m以上	9m以上	3.5m以上 8m以上
		動力伝達装置	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	5m以上	9m以上	
		走行装置	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	5m以上	9m以上	
		制動装置	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	5m以上	9m以上	
		電気制御装置	5m以上	9m以上	7m以上	5m以上	5m以上	9m以上	
大型特殊自動車	大型特殊自動車	分解整備	5m以上	10m以上	7m以上	5m以上	5m以上	10m以上	3.5m以上 8m以上
		動力伝達装置	5m以上	10m以上	7m以上	5m以上	5m以上	10m以上	
		走行装置	5m以上	10m以上	7m以上	5m以上	5m以上	10m以上	
		制動装置	5m以上	10m以上	7m以上	5m以上	5m以上	10m以上	
		電気制御装置	5m以上	10m以上	7m以上	5m以上	5m以上	10m以上	
	普通自動車(小型)	分解整備	4.5m以上	8m以上	6m以上	4.5m以上	4.5m以上	8m以上	3m以上 6m以上
		動力伝達装置	4.5m以上	8m以上	6m以上	4.5m以上	4.5m以上	8m以上	
		走行装置	4.5m以上	8m以上	6m以上	4.5m以上	4.5m以上	8m以上	
		制動装置	4.5m以上	8m以上	6m以上	4.5m以上	4.5m以上	8m以上	
		電気制御装置	4.5m以上	8m以上	6m以上	4.5m以上	4.5m以上	8m以上	
小型自動車	小型自動車(四輪)	分解整備	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	4m以上	6m以上	3m以上 5.5m以上
		動力伝達装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	4m以上	6m以上	
		走行装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	4m以上	6m以上	
		制動装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	4m以上	6m以上	
		電気制御装置	4m以上	6m以上	5m以上	4m以上	4m以上	6m以上	
	小型自動車(三輪)	分解整備	2.8m以上	4.5m以上	3.5m以上	2.8m以上	2.8m以上	4.5m以上	2m以上 2.5m以上
		動力伝達装置	2.8m以上	4.5m以上	3.5m以上	2.8m以上	2.8m以上	4.5m以上	
		走行装置	2.8m以上	4.5m以上	3.5m以上	2.8m以上	2.8m以上	4.5m以上	
		制動装置	2.8m以上	4.5m以上	3.5m以上	2.8m以上	2.8m以上	4.5m以上	
		電気制御装置	2.8m以上	4.5m以上	3.5m以上	2.8m以上	2.8m以上	4.5m以上	
軽自動車	軽自動車	分解整備	3.5m以上	5m以上	4.5m以上	3.5m以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上 3.5m以上
		動力伝達装置	3.5m以上	5m以上	4.5m以上	3.5m以上	3.5m以上	5m以上	
		走行装置	3.5m以上	5m以上	4.5m以上	3.5m以上	3.5m以上	5m以上	
		制動装置	3.5m以上	5m以上	4.5m以上	3.5m以上	3.5m以上	5m以上	
		電気制御装置	3.5m以上	5m以上	4.5m以上	3.5m以上	3.5m以上	5m以上	
	軽自動車(小型)	分解整備	2.5m以上	4.7m以上	3.5m以上	2.5m以上	2.5m以上	4.7m以上	2m以上 (2.5m以上)
		動力伝達装置	2.5m以上	4.7m以上	3.5m以上	2.5m以上	2.5m以上	4.7m以上	
		走行装置	2.5m以上	4.7m以上	3.5m以上	2.5m以上	2.5m以上	4.7m以上	
		制動装置	2.5m以上	4.7m以上	3.5m以上	2.5m以上	2.5m以上	4.7m以上	
		電気制御装置	2.5m以上	4.7m以上	3.5m以上	2.5m以上	2.5m以上	4.7m以上	



注1. 図の下の記号はそれぞれの装置の記号であり、口で囲んだ装置が分解整備事業に必要な作業機械等です。
注2. 図中の記号は、それぞれの場合には当該作業機械等については備え付けておく必要があります。
注3. 図中の記号は、それぞれの場合には当該作業機械等については備え付けておく必要があります。
注4. 図中の記号は、それぞれの場合には当該作業機械等については備え付けておく必要があります。

○電子制御装置整備の認証を取得するには上記以外に、電子制御装置整備を行うための「点検・整備に係る情報」を入手できる体制が必要です。

東北運輸局Webサイトに掲載している認証整備工場向けパンフレット「自動車整備工場の経営を希望される皆様へ」の中にも同じ情報が記載されていますのでご活用ください。



<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/content/000255667.pdf>

6

「限定訪問特定整備」とは

■訪問先で作業できるもの

○自らの事業場において認証を受けている対象とする自動車の種類、整備の種類及び装置の種類に対応する特定整備のうち、次に掲げるもの

- ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ(ブレーキキャリパ)を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド(通常使用、事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。)の交換
- ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト(ナックルとの連結部に限る。)、走行装置のうちフロント・アクスル(ロアアームとナックルの連結部に限る。))又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド(ナックルとの連結部に限る。))若しくはステアリングシャフト(後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。))の取り外し及び取り付け
- ・大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース(当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が必要であるものに限る。))の交換

○特定整備を伴わない点検整備

■上記にかかわらず訪問先では作業できないもの

○特定整備を伴う定期点検整備、指定自動車整備事業者が保安基準適合証等を交付するために行う点検整備、OBD確認

■訪問先の作業場所の要件(全て満たす必要があります)

- 次のいずれかを満たすこと。
 - ・自らの事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間以内の位置にある。
 - ・自らの事業場が所在する都道府県と同一の都道府県にある。
- 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側(自動車の前後も含む。)から50cm以上のスペースがあること。
- 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに30cmを加えた高さ以上であること。
- 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- 法第2条第6項の「道路」(道路交通法第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。))又は共有の私道若しくは駐車場(駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。))でないこと。
- 都市計画法第4条第14項及び都市計画法施行令第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

7

訪問特定整備等に従事させることができる者

訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等に従事させることができる者は、自らの事業場に在籍する訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士の3種類です。
なお、訪問特定整備士等は、他の事業場の訪問特定整備士等になることができません。



名称	要件 (それぞれに掲げる要件を全て満たすこと)	訪問特定整備等に従事させる条件
訪問特定整備士	○一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	なし
準訪問特定整備士	○三級の自動車整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に準訪問特定整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	次のいずれかの場合に限る。 ○同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合 ○訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」※1により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合
訪問車体・電気装置整備士	○自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格していること ○上記技能検定の合格日以降、特定整備に関し通算で3年以上の実務の経験を有すること ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けたこと ○自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に訪問車体・電気装置整備士についての必要事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出られていること	作業できる訪問特定整備は、電子制御装置整備に限る。

※1:「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理することをいいます。

- 訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務を、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
- 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
- 訪問特定整備等管理者のほか、訪問特定整備等補助者を任命すること。

8

訪問特定整備等に関する事項の統括管理

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場に在籍する整備主任者のうち、少なくとも1人に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければなりません。
なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、統括管理業務等は、他の訪問特定整備等管理者が行わなければなりません。
また、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務の例

- 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認
- 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認
- 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示
- 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録
- 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後のできれば確認
 - ・依頼者に説明した必要と認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
 - ・概算見積りを記録した電磁的記録(作業指示書)の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認
 - ・訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録
- できれば確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び訪問特定整備等に係る事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと
- 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認
- 「高度な管理手法」を採用した場合の業務
 - ・依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等の任命
 - ・訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理(必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等)
 - ・訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示

※これらの統括管理業務等は、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができます。

9

訪問先において訪問特定整備等の作業を行うときのルール

■訪問特定整備等の作業開始のルール

○訪問特定整備等管理者は、次のいずれか一つに該当する場合には、訪問特定整備士等に対して訪問特定整備等の作業開始の指示をしてはなりません。

- ・依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合
- ・依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合
- ・強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合
- ・依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合

○訪問特定整備士等は、訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、当該作業を開始してはなりません。

■訪問先において、訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合のルール

○訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければなりません。

- ・強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合
- ・訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合
- ・依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合
- ・予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合
- ・依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合
- ・上記に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合

○訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等から連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければなりません。

○訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければなりません。

※これらの統括管理業務等は、Webカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができます。

10

一連の流れのイメージ(訪問特定整備)

項目	訪問特定整備等事業者	訪問特定整備等管理者	訪問先の訪問特定整備士等
1. 依頼を受けた内容と作業場所が要件を満たすことの確認	—	担当	—
2. 概算見積り書の作成、提供	担当	—	—
3. 訪問特定整備を実施するための届出を前日までに運輸支局アドレスに送信	担当	—	—
4. 訪問特定整備士証の提示	—	—	担当
5. 訪問特定整備等事業者である旨を示す証票を掲示	—	—	担当
6. 作業場所が要件を満たすことを確認	—	担当	—
7. 受入点検	—	—	担当
8. 依頼者に対して作業内容の説明	—	担当	—
9. 依頼者の同意取得	—	—	担当
10. 作業前の写真撮影	—	—	担当
11. 作業開始の指示	—	担当	—
12. 作業開始 ～ 作業終了	—	—	担当
13. できばえ確認	—	担当	—
14. 依頼者に対して作業内容の説明	—	担当	—
15. 請求書の作成、提供	担当	—	—
16. 依頼者の同意取得	—	—	担当
17. 作業後の写真撮影	—	—	担当
18. 全行程の作業完了の確認	—	担当	—
19. 帳票類の保存	担当	—	—

11

訪問特定整備等管理者等に対する教育

訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければならない。実施後、教育内容等を記録した電磁的記録を作成し、教育を行った日から2年間保存しなければならない。

なお、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受講させて、その受講記録を保存することに代えることもできます。

- ①訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
- ②最後に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた日から2年を経過した者

教育の内容	次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ○訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力 ○訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力 ○限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識 ○限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力 ○訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件 ○上記のほか訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力
教育記録の作成・保存	次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成する。 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の年月日 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の内容、方法及び時間 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行った者が特定できる情報 ○訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報

12

訪問特定整備等事業者の遵守事項①

訪問特定整備等事業者は、自らの事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保しなければならない。

分解整備のみの認証取得	電子制御装置整備のみの認証取得	分解整備及び電子制御装置整備の認証取得	訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間の自らの事業場の体制 (事業場に残っていない者)	
対象	対象	対象	特定整備に従事する従業員	2人以上 (指定整備工場として整備及び検査を行う場合は4人以上(対象が普通自動車(大型)の場合は5人以上))
対象	—	—	一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士を除く。)	
—	対象	—	一級の自動車整備士の技能検定に合格した者(一級二輪自動車整備士を除く。)又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者	1人以上
—	—	対象	一級の自動車整備士の技能検定に合格した者(一級二輪自動車整備士を除く。)又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者	
対象	—	対象	一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者と全従業員の割合	1/4以上 (指定整備工場として整備及び検査を行う場合は1/3以上)
—	対象	—	一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者と全従業員の割合	

※従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、継続検査等を受けるために定期点検及び定期点検整備を行い運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が、各月において5台以上存在する事業場については、複数の事業場を有する事業者(親会社等及び子会社等のいわゆる「グループ会社」を含む。)を除き、この規定は適用しません。

13

訪問特定整備等事業者の遵守事項②

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等事業者である旨を示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するWebサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければなりません。

○証票は、右図の様式の記載例に従って、届出を行った運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するWebサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示しなければなりません。

○証票の塗色は、水色地に黒文字とします。

○証票は、金属製、合成樹脂製又はタブレット等の電子機器に保存した電磁的記録とします。

○証票を表示する場所は、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面など依頼者、公衆等の見やすい場所とし、訪問特定整備等の作業時間中のみ表示しておくこととします。

※できれば確認や写真撮影をするときも証票を表示しておく必要があるため、タブレット等を用いる場合には表示用と撮影用の2台を準備する必要があります。

○証票を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するWebサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとし、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しておかなければなりません。



宮城運輸支局長届出	
訪問特定整備事業	
普通自動車(大型)	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
普通自動車(中型)	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
大型特殊自動車	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
普通自動車(小型)	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
普通自動車(乗用)	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
小型四輪自動車	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
小型三輪自動車	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
小型二輪自動車	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
軽自動車	(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)
<事業者の情報> 事業者名 株式会社国土交通省 事業場名 国土交通自動車仙台店 所在地 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 電話番号 022(XXX)XXXX 認証番号 東北整備第3-XXXX号	
	

11cm 以上

15cm 以上

14

訪問特定整備等事業者の遵守事項③

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、旅費等の内訳を含む。)について、自ら管理するWebサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければなりません。

○訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載の内容は、次のとおりです。

・施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、訪問特定整備等の作業別の料金、旅費、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」をいう。)の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載したものであること。

・訪問特定整備等の作業別の料金は、自らの事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはならないものとする。
※整備品質や安全性を担保する目的です

・掲載する料金により行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしたものであること。

○料金を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するWebサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページでなければなりません。



15

訪問特定整備等事業者の遵守事項④

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者から求められたときは、これを提示させなければなりません。

○訪問特定整備等事業者は、右図の様式の記載例に従って、訪問特定整備士等の身分を示す訪問特定整備士証を作成し、訪問特定整備士等に交付しなければなりません。

- ・西暦又は和暦を問いません。
- ・原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載してください。
- 例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載してください。
- ・写真の規格は、本人のみ上半身から上が撮影されたもの、届出前6か月以内に撮影されたもの、無帽で正面を向いたもの(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、背景や影がないものとします。

(第1面)

訪問特定整備士証		写真 縦 3cm 横 2.4cm
氏 名	東北 一郎	
生年月日	1980年12月31日生	
合格した技能検定の種類	二級自動車整備士 (ガソリン・ジーゼル)	
合格証書番号	東北二か第 XXXX 号 東北二ち第 XXXX 号	
上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。 2025年7月1日(訪問特定整備士として届け出た日) 株式会社国土交通省 国土交通自動車仙台店		

○訪問特定整備士等は、訪問特定整備士証の電磁的記録を保存したタブレット等の電子機器を携行し、初回訪問時及び依頼者から求められたときに、当該依頼者に対して、当該電子機器に保存された訪問特定整備士証の電磁的記録を提示することも構いません。

○訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたときは、その者に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければなりません。

(第2面)

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細	
訪問特定整備事業者の氏名及び名称	株式会社国土交通省
住 所	東京都千代田区豊が岡2-1-3
電 話 番 号	03 (XXX) XXXX
第1面の者が在籍する事業場の 名 称	国土交通自動車仙台店
所 在 地	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電 話 番 号	022 (XXX) XXXX
認 証 番 号	東北整認第 3-XXXX号

16

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑤

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金(作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。)の概算見積りを記録した電磁的記録を提供しなければなりません。

○訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明の流れは次のとおりです。

- ・依頼のあった内容を十分に確認する
- ↓
- ・概算見積りを作成して提供する
- ↓
- ・当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行う
- ↓
- ・必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性及び当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明する
- ↓
- ・必要に応じて概算見積りを修正して提供する

○訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録には、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記録するものとします。

○訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り(その内訳を含む。)について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとします。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録しておくこととします。

○上記の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録した電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員(訪問特定整備士等を除く。)が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

※提示だけでは足りず、依頼者の電子メールアドレスにこれらの電磁的記録を送付することなどが必要です。

17

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑥

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供しなければなりません。

- 訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行うものとします。
- 訪問特定整備等事業者が依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録には、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要した費用等の内訳を記録するものとします。
なお、当該電磁的記録の表題、様式等は問いません。
- 上記の依頼者に対する説明及び電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。
※提示だけでは足りず、依頼者の電子メールアドレスにこれらの電磁的記録を送付することなどが必要です。

18

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑦

訪問特定整備等事業者は、次の電磁的記録について、当該訪問特定整備等を行った日から2年間保存しなければなりません。

- 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録
- 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録
- 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ
- 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- 交換した部品を撮影した画像データ
- 訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録

- 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録の保存方法の例は、次のとおりです。
 - ・インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録された電磁的記録を保存する方法
 - ・タブレット等の電子機器に表示した同意書等の電磁的記録に依頼者に電子サインをさせ、当該電磁的記録を保存する方法
- 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録は、依頼者に提供した概算見積りの電磁的記録の元データを保存するものとします。
- 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件（位置要件を除く。）又は限定訪問特定整備の作業場所の要件（位置要件を除く。）を全て満たすことが分かるように撮影したものとします。
- 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データには、訪問特定整備等の作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号又は車両番号（自動車登録番号又は車両番号がない車両の場合には車台番号）を撮影したものも含めることとします。
また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものと並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号又は車両番号（自動車登録番号又は車両番号がない車両の場合には車台番号）を撮影したものも含めることとします。
- 交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品及び交換後の部品の全体を撮影したものと並びに交換後の部品が特定できる情報（部品番号等）を含めることとします。
- 請求書、納品書、領収書等の電磁的記録は、依頼者に提供した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録の元データを保存するものとします。

19

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑧

訪問特定整備等事業者は、実施規程の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合は、直ちに、その旨を自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に報告しなければなりません。

○「実施規程の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が、訪問特定整備制度に関する法令等を参照して判断しなければなりません。

○「訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とします。

- ・訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合
 1. 死亡
 2. 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの
- ・火災が発生した場合

20

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑨

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければなりません。

○「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者をいいます。

※自動車整備振興会などの業界団体や弁護士等もこれに該当します。

※第三者確認の実施主体は客観性及び独立性を有することが必要であり、グループ会社の事業者が相互に第三者確認を実施することはできません。

○第三者確認は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとします。

○訪問特定整備等事業者は、次に掲げる頻度で第三者確認を受け、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければなりません。

- ・訪問特定整備等を開始した日から1年を経過する日から起算して、2年を経過する日までの間に少なくとも1回以上
- ・最後に第三者確認を受けた日から1年を経過する日から起算して、2年を経過する日までの間に少なくとも1回以上

○第三者確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているかどうかについて確認を行い、その適否を決定するものとし、確認項目の例は次のとおりです。

- ・訪問特定整備等管理者による統括管理業務が適切に行われているかどうか。
- ・訪問特定整備等に従事させている者は適切かどうか。
- ・訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育が適切に行われているかどうか。
- ・課せられている遵守事項について遵守しているかどうか。

○訪問特定整備等事業者は、第三者確認の結果が「否」となったときは、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、訪問特定整備等事業の廃止届を提出しなければなりません。

21

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑩

訪問特定整備等事業者は、特定整備記録簿に、訪問特定整備等に係る事項も記載又は記録しなければなりません。

- 特定整備記録簿には、訪問特定整備等に係る次に掲げる事項も記載又は記録しなければなりません。
 - ・訪問特定整備又は限定訪問特定整備のどちらを実施したか
 - ・訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
 - ・訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号
 - ・当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名
- 特定整備記録簿にスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に別の書面(別の電磁的記録)を保存することでも構いません。
 - 例： 特定整備記録簿を書面で作成した場合は、特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めする
 - 特定整備記録簿を電磁的記録で作成した場合は、特定整備記録簿及び別の電磁的記録を一つのPDFファイルに結合する
- 訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載例は次のとおりです。

【例1】訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

「限定訪問特定整備」の実施場所
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
担当訪問特定整備士
東北 太郎

【例2】訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

「訪問特定整備」の実施場所(他事業場)
宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15
上記他事業場の名称
国土交通自動車扇町店
上記他事業場の認証番号
東北整認第3-XXXX号
担当訪問特定整備士
東北 太郎

22

訪問特定整備等事業者の遵守事項⑪

- 訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、施行規則第62条の2の2第1項各号に規定する事項を遵守しなければなりません。
- 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の関係する法令を遵守しなければなりません。
- 訪問特定整備等事業者は、次項の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ2～6か月平均を80時間以内となるようにしなければなりません。
- 臨時的な特別の事情があって訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ・時間外労働時間を年720時間以内とすること
 - ・時間外労働時間と休日労働時間の合計を月100時間未満とすること
 - ・時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」及び「6か月平均」の全てが1月当たり80時間以内とすること
 - ・時間外労働時間が月45時間を超える月を年6か月以内とすること
- 訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守しなければなりません。
 - ・訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。
- 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等起因して生ずる損害を補償することが望ましいため、これらの損害を補償できるよう、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置をとらなければなりません。

23

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介①

訪問特定整備制度を活用するにあたり、法令等への違反行為を行った場合には、「事業の停止命令」や「認証の取消し」といった行政処分の対象となります。
訪問特定整備及び限定訪問特定整備に関する違反点数と事業の停止日数は次のとおりとなりますので、適正な訪問特定整備制度の運用をお願いいたします。

具体的違反事例	違反点数	備考
①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15点	次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。)での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施(訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)
②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施	15点	
③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15点	
④法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施	15点/台	・5台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続を行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点/台	・5台以上は取消 ・法第48条第1項の点検又は法第94条の5第1項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施(限定訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)を含む
⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点	
⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点	

24

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介②

具体的違反事例	違反点数	備考
⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点	
⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
⑩訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の全部又は一部未実施	6点	
⑪訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の記録を2年間保存していない	6点	訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育の記録を作成していない場合も含む
⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点	
⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	自ら管理するWebサイトに証票を掲載していないことを含む
⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点	
⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点	
⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点	
⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点	
⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15点	
㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	2点	
㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない	12点	
㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15点	訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15点	
㉕対象とする自動車の種類以外を特定整備	10点	
㉖業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	10点	

25

訪問特定整備等の具体的違反事例の紹介③

違反事業場について、違反点数の合計が10点以上の場合は、下表に応じて、違反事業場の事業の停止を命ずることになります。

更に、訪問特定整備及び限定訪問特定整備については、違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずることになりますが、事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から事業の停止日数を差し引いた日数について、違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずることになります。

なお、違反点数の合計が180点以上となった場合には、違反事業場の認証の取消しとなります。

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50	180以上	認証の取消し

例①：違反点数の合計が65点の場合

特定整備事業全体の停止 35日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ 35日間

例②：違反点数の合計が125点の場合

特定整備事業全体の停止 65日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ 25日間

例③：違反点数の合計が175点の場合

特定整備事業全体の停止 90日間
+
訪問特定整備等の停止上乗せ なし

26

訪問特定整備等事業者が電子メールで届出する事項及び情報

訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項及び情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。※代理の電子メール送信は不可

また、届出した事項又は情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。

届出の種類	様式 1	様式 2	様式 3-1	様式 3-2- 1	様式 3-2- 2
限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	—	—	—
限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合	届出要	届出要	—	—	—
他事業場で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	届出要	—	—
他事業場で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合	届出要	届出要	届出要	—	—
他事業場以外の場所で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士のみが従事する場合	届出要	—	—	届出要	届出要
他事業場以外の場所で行う訪問特定整備であって、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合	届出要	届出要	—	届出要	届出要

※訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間の自らの事業場の体制要件を適用しない事業場の場合には、様式4も届け出ること。

※訪問特定整備を行う場合には、訪問特定整備の作業を行う期間における、訪問先の作業場の使用に関する賃貸借契約書等の電磁的記録も届け出ること。

○届出の形式上の要件を満たしている場合は、当該届出の電子メールが運輸支局に到達したときに効果が発生します。運輸支局が要件等の確認・審査をする性質のものではないため、運輸支局の開庁時間以外であっても届出は有効です。

なお、運輸支局から届出が到達した旨の電子メールの返信はありません。

○訪問特定整備等を辞める(廃止※)こととした場合は、その日から30日以内に、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長に必要な事項を電子メールを送信する方法により届け出なければなりません。

※訪問特定整備と特定整備事業(認証)の両方を廃止する場合にはそれぞれ届出が必要です。

27

東北運輸局管内における電子メールの送信ルール

- 訪問特定整備等に関する届出の宮城運輸支局の専用電子メールアドレスは下表のとおりです。
(各運輸支局の届出専用メールアドレスは国土交通省Webサイトにも掲載します)

宮城運輸支局	tht-myg-houmon@ki.mlit.go.jp
--------	------------------------------



- 電子メールの件名欄には、「自らの事業場の認証番号」、「事業場名」を記載してください。(それぞれの間は半角アンダーバーでつないでください)

【例】 認証番号△-XXXX_〇〇自動車整備工場

- 電子メールの本文欄には、「訪問特定整備等の別(訪問特定整備、限定訪問特定整備)」、
➤ 「新規届出・変更届出の別」、
➤ 「自動車整備振興会会員の別(会員、会員外)」を記載してください。

【例】 訪問特定整備等の別 : 訪問特定整備
新規届出・変更届出の別 : 新規届出
自動車整備振興会会員の別 : 会員

- 電子メールに添付する電磁的記録のファイル名は、「自らの事業場の認証番号」、「事業場名」、「届出日8桁(西暦4桁+月2桁+日2桁)」を記載してください。(それぞれの間は半角アンダーバーでつないでください)

【例】 認証番号△-XXXX_〇〇自動車整備工場_20250710

- 様式1、様式2、様式3-1、様式3-2-1、様式3-2-2、様式4については、Excelデータのままシートも削除せずに添付してください。
この場合において、変更届出の場合には、前回届出したExcelデータを用いて、変更がない部分は黒文字、変更がある部分は赤字にしてください。

※Excelデータを添付する前には、必要な事項及び情報について、記載漏れがないことや内容に誤りがないことを十分に確認してください。

28

届出に用いる様式①

様式1

訪問特定整備等の(変更)届出
(訪問特定整備等リスト)

年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(国土交通省告示第266号)第6条の規定により自動車整備等を受ける旨を記載する。

(注)届出しない場合は事業場を記載することとする。(全ての項目に共通)
(注)必要に応じて、自動車整備等に関する届出を複数記載することとする。(全ての項目に共通)

訪問特定整備の届出	第1	限定訪問特定整備の届出	第2
1. 訪問特定整備等を行うとする自動車特定整備事業者等の情報			
(ふりがな) 氏名			
生年月日			
自動車特定整備事業者(又は訪問特定整備等事業者)の氏名又は名称			
当該事業者の住所			
当該事業者の電話番号			
当該事業者の電子メールアドレス			
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス			
2. 本届出に係る事業場(3の訪問特定整備等管理番号が記載する事業場)の情報			
(ふりがな) 事業場の名称			
事業場の所在地			
当該事業場の電話番号			
当該事業場の電子メールアドレス			
当該事業場の認証番号			

左欄に記載した技能検定に合格した日以降のものに限る

3-① 訪問特定整備等管理番号の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の機関 ②合格証書番号 ③合格年月日	本局が所管する 乗客の乗降の期間 及びその内容	訪問特定整備等 管理番号付付日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-② 訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の機関 ②合格証書番号 ③合格年月日	本局が所管する 乗客の乗降の期間 及びその内容	訪問特定整備等 管理番号付付日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

4. 訪問特定整備等の届出

開始年月日	令和 年 月 日
-------	----------

29

届出に用いる様式②

様式2

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の取得 ②合格取得番号 ③合格年月日	本局出陣現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-③-2 高度な管理手法を用いた
統括管理業務の経験
訪問特定整備士等の任命
のルールの内容

訪問特定整備等補助者
に関する事項

氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の 取得 ②合格取得番号 ③合格年月日

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の取得 ②合格取得番号 ③合格年月日	本局出陣現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

「別紙のとおり」と記載して社内規程などを添付することも可

様式3-1

様式 3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)

5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)

他事業場の事業者の氏名又は名称
当該事業者の住所
当該事業者の電話番号
当該事業者の電子メールアドレス
(ふりがな)
他事業場の名称
他事業場の電話番号
他事業場の電子メールアドレス
他事業場の認証番号

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	全て	分解整備						電子制御装置整備 (走行・制動・操舵・減速・加速)
		走行	制動	操舵	減速	加速		
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

(注)1 欄内に該当するものにのみを記載すること。

今回届出する作業期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車について記載する

届出に用いる様式③

様式3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	開口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車 庫 整 備 作 業 場	m	m	m ²	m	
部 品 整 備 作 業 場			m ²		
点 検 作 業 場	m	m	m ²	m	
車 庫 整 備 場			m ²		

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	開口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	() m	() m	() m ²	() m	
車庫整備場	m	m	m ²	m	

5-③-3 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	数量又は 備考
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
作業計器	バネ			
	充電器			
	メータ			
	トルク・レンチ			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(g・リ/分) (g・セ/分)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・メータ			
	タイミング・ライト			
	シラック・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーン・ゲージ			

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、ユーニング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報

ユーニング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5-③-6 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	全て	分解整備						電子制御装置整備 (走行・制動・操舵・減速・加速)
		走行	制動	操舵	減速	加速		
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

(注)1 欄内に該当するものにのみを記載すること。

今回届出する作業期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車について記載する

様式3-2-2

写真の添付も必要

様式3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住所

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)

様式4

様式4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]		持込台数	合格台数	再検査台数	備考
車検実施年月					
年 月		台	台	台	
年 月		台	台	台	
年 月		台	台	台	
年 月		台	台	台	
年 月		台	台	台	
年 月		台	台	台	

32

国土交通省Webサイトの案内

訪問特定整備制度の創設に伴い、国土交通省Webサイトにおいて、訪問特定整備制度に関する法令、告示、通達、Q&A、届出様式Excelを掲載していますので、ご活用ください。

国土交通省

物流・自動車

国土交通省Webサイト

訪問特定整備制度について

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備工場に指定された整備工場に持ち込むという新しい仕組みを導入するため、新たに「訪問特定整備」制度をスタートします！

訪問特定整備制度について

国土交通省

安全と健康な整備（特定整備）は、整備工場に持ち込むことなく、自動車整備工場に指定された整備工場に持ち込むという新しい仕組みを導入するため、新たに「訪問特定整備」制度をスタートします！

1. 訪問特定整備

2. 整備工場

3. 整備工場

4. 整備工場

5. 整備工場

6. 整備工場

7. 整備工場

8. 整備工場

9. 整備工場

10. 整備工場

11. 整備工場

12. 整備工場

13. 整備工場

14. 整備工場

15. 整備工場

16. 整備工場

17. 整備工場

18. 整備工場

19. 整備工場

20. 整備工場

21. 整備工場

22. 整備工場

23. 整備工場

24. 整備工場

25. 整備工場

26. 整備工場

27. 整備工場

28. 整備工場

29. 整備工場

30. 整備工場

31. 整備工場

32. 整備工場

33. 整備工場

34. 整備工場

35. 整備工場

36. 整備工場

37. 整備工場

38. 整備工場

39. 整備工場

40. 整備工場

41. 整備工場

42. 整備工場

43. 整備工場

44. 整備工場

45. 整備工場

46. 整備工場

47. 整備工場

48. 整備工場

49. 整備工場

50. 整備工場

51. 整備工場

52. 整備工場

53. 整備工場

54. 整備工場

55. 整備工場

56. 整備工場

57. 整備工場

58. 整備工場

59. 整備工場

60. 整備工場

61. 整備工場

62. 整備工場

63. 整備工場

64. 整備工場

65. 整備工場

66. 整備工場

67. 整備工場

68. 整備工場

69. 整備工場

70. 整備工場

71. 整備工場

72. 整備工場

73. 整備工場

74. 整備工場

75. 整備工場

76. 整備工場

77. 整備工場

78. 整備工場

79. 整備工場

80. 整備工場

81. 整備工場

82. 整備工場

83. 整備工場

84. 整備工場

85. 整備工場

86. 整備工場

87. 整備工場

88. 整備工場

89. 整備工場

90. 整備工場

91. 整備工場

92. 整備工場

93. 整備工場

94. 整備工場

95. 整備工場

96. 整備工場

97. 整備工場

98. 整備工場

99. 整備工場

100. 整備工場

[参考]訪問特定整備制度に関する法令等は次のとおりです。

- 道路運送車両法第91条の3(遵守事項)
- 道路運送車両法施行規則第62条の2の2(自動車特定整備事業者の遵守事項)
- 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年3月31日国土交通省告示第255号)
- 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け国自整第353号)



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

33

作成 令和 7 年 3 月 3 1 日

改訂 令和 7 年 6 月 2 5 日

訪問特定整備等に係る Q & A

物流・自動車局・自動車整備課

【定義語】	1
【訪問特定整備等の種類関係 告示第2条関係】	2
問1 限定訪問特定整備として、通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換を行うことはできないのか。	2
問2 限定訪問特定整備として、ブレーキパッドの交換を行うためにキャリパースライドピンやキャリパーピストンなどの関連部品の修理・交換を行ってもよいのか。	2
問3 限定訪問特定整備として、オルタネータ又はスターターモーターを交換せずに、エンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトの取り外しを行うことはできるのか。	2
問4 自らの事業場のうち洗車場や駐車場などにおいて、限定訪問特定整備を実施することはできるのか。	3
問5 限定訪問特定整備で法定点検整備を行うことはできるのか。車検はどうか。	3
問6 訪問特定整備（フルパッケージ）で法定点検整備を行うことはできるのか。車検はどうか。	3
問7 訪問特定整備（フルパッケージ）の「連続した3日間（離島は連続した5日間）」は、どのようにカウントするのか。一度事業場に帰ればよいのか。別契約にすればよいのか。どのような状態の場合、違反となるのか。	4
問8 いつ、誰が、どのようにして、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所が認証基準を満たす設備を設置した場所であるかどうかを判断するのか。	4
問9 訪問特定整備（フルパッケージ）を実施する場合には、訪問先に必要な設備・機器を全て持参する必要があるのか。	5
問10 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を実施する場合、訪問先に設置されている設備・機器を使用して当該作業を実施してもよいのか。	5
問11 他の自動車特定整備事業者の事業場において、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を実施することも可能か。	5
問12 訪問特定整備（フルパッケージ）又は限定訪問特定整備は、自社が取得している認証の範囲に該当する作業しかできないのか。	6
問13 認証工場が依頼者から受託した特定整備のうち自社で対応できないものを、他の訪問特定整備等事業者に対して、訪問特定整備等として当該作業を実施するよう再委託（外注）できるのか（例えば、他の訪問特定整備等事業者の自動車整備士に工場に来てもらって作業を実施してもらうことはできるのか。）。	6

問 14	訪問特定整備等によるリコール作業も解禁されるのか。	6
問 15	グループ会社（親会社や子会社など）が所有する土地又は建物のうち、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所の要件を満たす場所において、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行うことができるのか。	7
問 16	自社の事業場の土地・建物が賃貸の場合に事業場内の洗車場や駐車場などにおいて、訪問特定整備（フルパッケージ）を実施することはできるのか。	7
問 17	限定訪問特定整備の作業場所において、OBD確認をすることは可能か。	8
問 18	訪問特定整備（フルパッケージ）として、OBD確認をすることは可能か。	8
問 19	訪問特定整備等に起因して依頼者や第三者に損害が発生した場合、訪問特定整備士等がその責任を負うのか。	8
問 20	訪問特定整備等に係る届出を行わずに、事業場以外の場所において特定整備を伴わない点検整備を行う事業を営することは可能か。	8
問 21	離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。以下同じ。）に所在する訪問特定整備等事業者が、本土において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行う場合、実施規程第2条第1項の「一定の期間」は何日となるのか。	9
問 22	通達別添6第2 4(5)において、「駐車場の所有者が限定訪問特定整備等の作業場所とすることを許可」とあるが、誰が当該許可を受ける必要があるのか。	9
問 23	限定訪問特定整備として、実施規程第2条第2号ロに掲げられているエンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトを取り付けることはできるのか。	10
問 24	訪問特定整備等事業者が、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象とする自動車特定整備事業（分解整備及び電子制御装置整備）の認証を取得している場合、訪問特定整備（フルパッケージ）として行うことのできる作業の範囲如何。	11
【届出関係 告示第3条関係】		12
問 25	届出は、直接、運輸支局等にメールで行うことでよいのか。その際、自動車整備振興会に連絡する必要はないのか。また、運輸支局等の窓口へ直接、必要事項を記載した書面を届出することは認められないのか。	12
問 26	訪問特定整備等の各種届出を行う運輸支局等のメールアドレスはどこかに公開されているのか。	12
問 27	訪問先の所在地を管轄する運輸支局長等と事業場の所在地を管轄する運輸支局長等が異なる場合、両方の運輸支局長等に届け出なければならないのか。	12
問 28	自動車整備振興会に届出を代理してもらうことはできるのか。	12
問 29	運輸支局等の閉庁日に届出を行うことはできないのか。	13

問 30	届出を行った後、運輸支局等から当該届出を受理した旨のメールの返信はあるのか。	13
問 31	訪問特定整備等を行おうとする都度、訪問特定整備等に係る届出を行う必要があるのか。	13
【訪問特定整備士等関係 告示第4条関係】		14
問 32	認証工場に所属しない自動車整備士が、個人で訪問特定整備等を行うことはできるか。	14
問 33	認証工場に所属する自動車整備士が、勤務時間外に訪問特定整備等を行うことはできるか。	14
問 34	認証工場と雇用契約を締結していない自動車整備士が、当該認証工場の指示の下、訪問特定整備等を行うことはできるのか。	15
問 35	時間単位で働く自動車整備士が、認証工場の指示の下、訪問特定整備等を行うことはできるのか。	15
問 36	一人の自動車整備士が複数の事業場に所属して訪問特定整備等を行うことはできるのか。	16
問 37	自動車整備士資格を保有しない者に訪問特定整備等を行わせることはできないのか。	16
問 38	訪問特定整備士等に求められる実務経験は、一つの事業場における実務経験でなければならないのか、あるいは、複数の事業場における実務経験を合算してこれを満たすこともできるのか。	16
問 39	外国籍の自動車整備士に訪問特定整備等を行わせてよいのか。言語上のトラブルはないのか。	16
問 40	訪問特定整備士等に求められる実務経験期間は、各自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限られるのか。	17
【統括管理関係 告示第5条関係】		17
問 41	訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等を兼任できるのか。兼任できる場合、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等の作業を行った際には、自らできばえ確認等の統括管理業務を行うことができるのか。	17
問 42	三級自動車整備士が訪問特定整備等を行う場合における「高度な管理」とは、具体的に何をすればよいのか。例えば、ビデオ通話等で管理すればよいのか。	17
問 43	訪問特定整備（フルパッケージ）を行うにあたり、訪問先の作業場所について、事前に、行政又は自動車整備振興会の確認を受ける必要があるのか。	18
問 44	訪問して車両を確認した結果、その場所では訪問特定整備等を行えないと判断した場合、どうすればよいのか。	18
【訪問特定整備等教育関係 告示第6条関係】		19
問 45	訪問特定整備等教育は、いつ、誰が、どのような内容の教育を行う必要があるのか。	19

【訪問特定整備等事業者の体制関係 告示第7条第1号関係】	19
問 46 認証工場が、事業場内で整備は行わず、訪問特定整備等に特化して事業を営むことはできるのか。	19
問 47 訪問特定整備士等は、訪問特定整備等事業者の事業場に一切出勤せずに、専ら訪問特定整備等の作業に従事することでも差し支えないのか。	19
問 48 訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であっても、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間に、当該事業者の事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行わない場合には、自動車特定整備事業者に求められる要件を満たすことで足りるか。	20
【訪問特定整備等事業者の証票関係 告示第7条第2号関係】	20
問 49 証票は、実施規程第3条第1項の届出を行うと同時に、訪問特定整備等事業者がこれを作成して自ら管理するウェブサイトに掲載する必要があるのか。また、証票を偽造した場合の罰則はあるか。	20
【訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載関係 告示第7条第3号関係】	21
問 50 訪問特定整備等を実施するにあたって、依頼者から旅費を収受してよいのか。	21
問 51 訪問特定整備等の作業に係る料金として、事業場において特定整備の作業を行う場合よりも高い料金を設定してもよいのか。	21
問 52 訪問前の見積りと、現地で現車を確認した後の見積りが異なる場合の対応如何。また、新見積りの結果、依頼者が整備を断った場合、旅費を収受してよいのか。	22
問 53 訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載について、施行規則第62条の2の2第1項第1号イ又はロの除外規定は適用されるのか。	22
問 54 大雨や大雪などの異常気象時に訪問特定整備等を実施する場合に料金を加算してもいいか。また、異常気象を理由に訪問特定整備等を断っても処分等はないか。	23
【訪問特定整備士証関係 告示第7条第4号関係】	23
問 55 訪問特定整備士証は誰が作成するのか。また、紙で作成してもよいのか。	23
【依頼者に対する説明関係 告示第7条第5号及び第6号関係】	23
問 56 訪問特定整備士等が、訪問特定整備等の作業場所において、依頼者に対し、実施規程第7条第5号又は第6号に定める事項を説明することはできるのか。	23
【第三者確認関係 告示第7条第9号関係】	24
問 57 「第三者による確認」は、誰の確認を受ければよいのか。	24
問 58 「第三者による確認」の方法如何。	24
問 59 業界団体や弁護士等の専門家などが「第三者による確認」を行う場合、料金を収受してよいのか。その場合の価格水準如何。	24
問 60 「第三者による確認」の実施主体はその結果を保存する義務があるのか。	25

問 61 「第三者による確認」の結果は、いつ、誰に対して、どのように報告すればよいか。	25
問 62 「第三者による確認」の実施主体が、直接運輸支局長等に対して、その結果を報告することはできるか。	25
問 63 「第三者による確認」の実施主体はグループ会社でもよいか。また、お互いが訪問特定整備等事業者である場合、相互に「第三者による確認」を実施することは可能か。	26
【特定整備記録簿関係 通達別添 6 第 4 10 関係】	26
問 64 訪問特定整備等を実施した場合の特定整備記録簿の作成方法如何。	26
【行政処分関係】	27
問 65 認証工場以外の者が訪問特定整備等を行った場合、行政は取り締まってくれるのか。	27
問 66 不正改造車について訪問特定整備等を実施した場合、行政処分及び刑事罰の対象となるのか。	27
【その他】	27
問 67 訪問特定整備及び限定訪問特定整備の各要件について、今後改正される余地はあるのか。	27

【定義語】

定義語	正式名称
車両法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
施行規則	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）
保安基準	道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
実施規程	自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和 7 年国土交通省告示第 255 号）
通達別添 6	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号） 別添 6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領
通達別紙 4	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号） 別紙 4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等
通達別紙 5	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号） 別紙 5 訪問特定整備等リスト等の様式
通達別紙 6	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号） 別紙 6 訪問特定整備等事業者の証票の様式
通達別紙 7	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和 2 年 4 月 1 日国自整第 353 号） 別紙 7 訪問特定整備士証の様式
通達	通達別添 6、別紙 4、別紙 5、別紙 6 及び別紙 7
訪問特定整備（フルパッケージ）	実施規程第 2 条第 1 号に規定する「訪問特定整備」
限定訪問特定整備	実施規程第 2 条第 2 号に規定する「限定訪問特定整備」
訪問特定整備等	実施規程第 3 条第 1 項に規定する「訪問特定整備等」（訪問特定整備（フルパッケージ）若しくは限定訪問特定整備又はその両方）
訪問特定整備等事業者	実施規程第 3 条第 3 項に規定する「訪問特定整備等事業者」
訪問特定整備士	実施規程第 4 条第 1 項に規定する「訪問特定整備士」
準訪問特定整備士	実施規程第 4 条第 2 項に規定する「準訪問特定整備士」
訪問車体・電気装置整備士	実施規程第 4 条第 3 項に規定する「訪問・車体電気装置整備士」
訪問特定整備士等	実施規程第 4 条第 4 項に規定する「訪問特定整備士等」（訪問特定整備士、準法音特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士）
訪問特定整備士等管理者	実施規程第 5 条に規定する「訪問特定整備等管理者」
訪問特定整備等教育	実施規程第 6 条に規定する「訪問特定整備等教育」

【訪問特定整備等の種類関係 告示第2条関係】

問1 限定訪問特定整備として、通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換を行うことはできないのか。

- 通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換は、実施規程第2条第2号イの「……ブレーキパッド（事故、故障等により摩耗……したものに限る。）の交換」に該当するため、限定訪問特定整備として行うことができる。すなわち、実施規程第2条第2号イの「事故、故障等」の「等」には、「通常使用」も含まれる。
- 限定訪問特定整備として交換することのできるブレーキパッドを「事故、故障等により摩耗又は損傷したもの」に限定した趣旨は、限定訪問特定整備として、特定整備を伴う定期点検整備（車両法第48条第2項の規定において読み替えて準用する第47条の2第3項の「整備」）を行えないことを明らかにする点にある。

問2 限定訪問特定整備として、ブレーキパッドの交換を行うためにキャリパースライドピンやキャリパーピストンなどの関連部品の修理・交換を行ってもよいのか。

- 限定訪問特定整備の一つである実施規程第2条第2号イの「ブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド……の交換」とは、ブレーキキャリパを組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッドの交換を意味する（通達別添6第2 2(1)イ(7)）。
- キャリパースライドピンやキャリパーピストンは、ブレーキキャリパを組成する部品の一つであるため、これらの修理・交換を伴うブレーキパッドの交換は、まさにブレーキキャリパを組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッドの交換に該当する。
- したがって、限定訪問特定整備として、キャリパースライドピンやキャリパーピストンの修理・交換を伴うブレーキパッドの交換を行うことは可能である。

問3 限定訪問特定整備として、オルタネータ又はスターターモーターを交換せずに、エンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトの取り外しを行うことはできるのか。

- 限定訪問特定整備として作業可能なエンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトの取り外し（以下「エンジンマウント等の取り外し」という。）は、実施規程第2条第2号ロに規定するとおり「オルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる」ものに限られる。
- したがって、オルタネータ又はスターターモーターを交換せずにエンジンマウント等の取り外しを行うことはできない。

問4 自らの事業場のうち洗車場や駐車場などにおいて、限定訪問特定整備を実施することはできるのか。

- 自らの事業場（以下「認証工場」ということもある。）のうち洗車場や駐車場などにおいて、限定訪問特定整備を実施することはできない。
- これらの場所は認証工場の敷地内にある以上、本来であれば、特定整備を実施する全ての場所を屋内作業場と設定して認証を取得する必要がある。
- そのため、これらの場所において限定訪問特定整備の実施を許容することは、認証工場制度の趣旨を没却することになるため許容できない。

問5 限定訪問特定整備で法定点検整備を行うことはできるのか。車検はどうか。

- 限定訪問特定整備として、特定整備を伴う法定点検整備を行うことはできない。
- また、限定訪問特定整備として、車検及び車検に伴う整備（普通自動車の24か月点検に伴う整備など）を行うこともできない。

問6 訪問特定整備（フルパッケージ）で法定点検整備を行うことはできるのか。車検はどうか。

- 訪問特定整備（フルパッケージ）として、特定整備を伴う法定点検整備を行うことは可能である。
- もっとも、訪問特定整備（フルパッケージ）として、車検及び車検に伴う指定整備（車両法第94条の5第1項の「整備」）を行うことはできない。

問7 訪問特定整備（フルパッケージ）の「連続した3日間（離島は連続した5日間）」は、どのようにカウントするのか。一度事業場に帰ればよいのか。別契約にすればよいのか。どのような状態の場合、違反となるのか。

- 「連続した3日間（離島は連続した5日間）」とは、例えば、「1月1日～1月3日」（又は「12月27日～12月31日」）のように特定の日から連続した3日間（又は5日間）を意味する。
- 訪問特定整備（フルパッケージ）を実施する場合、その開始日の前日までに、最寄りの運輸支局長等に対して、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所や作業を行う「連続した3日間（離島は連続した5日間）」を届け出る必要がある。
- その後、届け出た「連続した3日間（離島は連続した5日間）」を経過した後に、同じ作業場所において、新たな届出を行わずに訪問特定整備（フルパッケージ）を実施した場合、その理由の如何を問わず、遵守事項違反となる。

（例） 訪問特定整備等事業者Xが、最寄りの運輸支局長に対して、「7月1日～7月3日」に、作業場所Aにおいて、訪問特定整備（フルパッケージ）を行う旨届け出たところ、7月4日に、作業場所Aにおいて、新たな届出を行わずに訪問特定整備（フルパッケージ）を実施した場合、遵守事項違反となる。

問8 いつ、誰が、どのようにして、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所が認証基準を満たす設備を設置した場所であるかどうかを判断するのか。

- 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所が、認証基準（施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準）を満たす設備を設置した場所であるかどうかは、訪問特定整備等に係る届出を行う前に、訪問特定整備等事業者が、自らの責任で通達別添6第23又は4の各要件を全て満たすかどうかを判断する必要がある。
- また、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を開始する前には、訪問特定整備等管理者が、その都度、作業場所が上記設備要件を満たすことを確認しなければならない（通達別添6第25(1)ア）。さらに、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データを保存しなければならない、当該画像は訪問特定整備等の作業場所の要件を全て満たすことが分かるように撮影しなければならない（通達別添6第47(3)）。
- 仮に訪問特定整備等の作業場所が要件を満たしていなかったことが判明した場合、行政処分の対象となる。

問 9 訪問特定整備（フルパッケージ）を実施する場合には、訪問先に必要な設備・機器を全て持参する必要があるのか。

- 訪問特定整備等事業者が、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所（訪問先）に必要な設備・機器を全て持参する必要はない。
- あくまで、訪問先に必要な設備・機器が全て備えられていない場合には、訪問特定整備等事業者が不足する設備・機器を持参することでも足りるということである（通達別添 6 第 2 3(1)キ又は(2)キ）。

問 10 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を実施する場合、訪問先に設置されている設備・機器を使用して当該作業を実施してもよいのか。

- 訪問特定整備等事業者は、訪問先に設置されている設備・機器を使用して訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を実施しても問題ない。
- ただし、この場合、訪問特定整備等事業者は自らの責任で、訪問先に設置されている設備・機器の性能に問題がないことを確認しなければならない。

問 11 他の自動車特定整備事業者の事業場において、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を実施することも可能か。

- 訪問特定整備等事業者が、他の自動車特定整備事業者の事業場において、訪問特定整備（フルパッケージ）を実施することができる場合もある。例えば、訪問特定整備等事業者 X が、運送事業者 Y から、Y 所有の自動車について訪問特定整備（フルパッケージ）の作業の依頼を受け、Y が保有する事業場において、当該作業を実施する場合などが想定される。
- ただし、訪問特定整備等事業者は、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、訪問特定整備等の作業の依頼を受けることはできない（通達別添 6 第 2 1）。そのため、例えば、訪問特定整備等事業者は、自動車の所有者 A から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者 Y の依頼を受けて、Y が保有する事業場において、当該作業（A が所有する自動車の特定整備の作業）を実施することはできない。

問 12 訪問特定整備（フルパッケージ）又は限定訪問特定整備は、自社が取得している認証の範囲に該当する作業しかできないのか。

- 訪問特定整備等事業者は、地方運輸局長の認証を受けた自動車特定整備事業の種類（車両法第 78 条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあつては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）に対応する作業でなければ、訪問特定整備等として行うことはできない（通達別添 6 第 2 2(2)）。

問 13 認証工場が依頼者から受託した特定整備のうち自社で対応できないものを、他の訪問特定整備等事業者に対して、訪問特定整備等として当該作業を実施するよう再委託（外注）できるのか（例えば、他の訪問特定整備等事業者の自動車整備士に工場に来てもらって作業を実施してもらうことはできるのか。）。

- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、別の訪問特定整備等事業者に対して、自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備（訪問特定整備等を含む）を再委託（外注）することはできない（通達別添 6 第 2 1）。
- そのため、認証工場が依頼者から受託した特定整備のうち自社で対応できないものを、他の訪問特定整備等事業者に対して、訪問特定整備等として当該作業を実施するよう再委託（外注）することはできない。

問 14 訪問特定整備等によるリコール作業も解禁されるのか。

- リコール作業の実施場所は自動車メーカーが定めるものであるため、今般の制度改正で訪問特定整備等によるリコール作業が直ちに解禁されるわけではない。

問 15 グループ会社（親会社や子会社など）が所有する土地又は建物のうち、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所の要件を満たす場所において、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行うことができるのか。

- 訪問特定整備等事業者は、グループ会社（親会社や子会社など）の所有する土地又は建物のうち、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所の要件を満たす場所において、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行うことができる。
- グループ会社は訪問特定整備等事業者とは別会社である以上、通常、訪問特定整備等事業者がグループ会社の所有する土地又は建物において訪問特定整備等の作業を行う場合、両者の間では当該土地又は建物の賃貸借（民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）第 601 条）や使用貸借（同法第 593 条）の契約（合意）が締結される。
- また、仮に、訪問特定整備等事業者がグループ会社の所有する土地又は建物を整備して認証を取得する（当該土地又は建物を認証工場とする）ためには、グループ会社から当該土地又は建物を譲り受けるか、当該土地又は建物を借り受けた上で認証を取得することについて許可を得る必要がある。
- これらによれば、グループ会社が所有する土地又は建物については、本来であれば、訪問特定整備等事業者が当該土地又は建物を整備し、必要な設備や体制を揃えて認証を取得すべきであるとまではいえない。そのため、訪問特定整備等事業者が、グループ会社が所有する土地又は建物において訪問特定整備（フルパッケージ）を行うことを許容したとしても、認証工場制度の趣旨を没却することにはならない。したがって、訪問特定整備等事業者がグループ会社の所有する土地又は建物において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行うことは許容する。

問 16 自社の事業場の土地・建物が賃貸の場合に事業場内の洗車場や駐車場などにおいて、訪問特定整備（フルパッケージ）を実施することはできるのか。

- 事業場の土地・建物を賃貸している場合であっても、事業場内の洗車場や駐車場などにおいて、訪問特定整備（フルパッケージ）を実施することはできない。
- これらの場所は認証工場の敷地内にある以上、事業場の土地・建物が自ら所有するものであるか、他人から賃貸するものであるかにかかわらず、本来であれば、特定整備を実施する全ての場所を屋内作業場と設定して認証を取得する必要がある。
- そのため、これらの場所において訪問特定整備（フルパッケージ）の実施を許容することは、認証工場制度の趣旨を没却することになるため許容できない。

問 17 限定訪問特定整備の作業場所において、OBD 確認をすることは可能か。

- OBD 確認は、自ら認証を受けた事業場の敷地内において実施することとされている（「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（国自整第 278 号令和 6 年 3 月 28 日）「別添 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」（以下「OBD 検査及び OBD 確認の取扱通達」という。）〈<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001761202.pdf>〉5.（4）②）。
- 限定訪問特定整備の作業場所は自ら認証を受けた事業場の敷地内ではないため、OBD 確認を実施することはできない。なお、仮に認証を受けた事業場の敷地以外の場所において OBD 確認を実施した場合、行政処分の対象となる。

問 18 訪問特定整備（フルパッケージ）として、OBD 確認をすることは可能か。

- OBD 確認は、自ら認証を受けた事業場の敷地内において実施することとされている（OBD 検査及び OBD 確認の取扱通達 5.（4）②）。
- 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所は自ら認証を受けた事業場の敷地内ではないため、OBD 確認を実施することはできない。なお、仮に認証を受けた事業場の敷地以外の場所において OBD 確認を実施した場合、行政処分の対象となる。

問 19 訪問特定整備等に起因して依頼者や第三者に損害が発生した場合、訪問特定整備士等がその責任を負うのか。

- 訪問特定整備士等は、自らが所属する訪問特定整備等事業者の事業の執行として訪問特定整備等の作業を行うものであって、訪問特定整備等管理者の統括管理下に置かれる。
- そのため、訪問特定整備等に起因して依頼者や第三者に損害が発生した場合、通常、訪問特定整備等事業者が、損害を被った依頼者や第三者に対して、損害を賠償する責任を負う（使用者責任：民法第 715 条第 1 項）。

問 20 訪問特定整備等に係る届出を行わずに、事業場以外の場所において特定整備を伴わない点検整備を行う事業を営することは可能か。

- 車両法の規制対象は自動車の特定整備を行う事業を営しようとする者（自動車特定整備事業者）であるため、従前どおり、事業場以外の場所において特定整備を伴わない点検整備を行う事業を営することについては特段の規制はない。
- そのため、訪問特定整備等に係る届出を行わずに、事業場以外の場所において特定整備を伴わない点検整備を行う事業を営することは可能である。

問 21 離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。以下同じ。）に所在する訪問特定整備等事業者が、本土又は別の島において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行う場合、実施規程第 2 条第 1 項の「一定の期間」は何日となるのか。

- 通達別添 6 第 2 1(1)ア(エ)ただし書きに、離島において訪問特定整備（フルパッケージ）を行う場合、実施規程第 2 条第 1 項の「一定の期間」は訪問特定整備（フルパッケージ）の作業開始日を含む連続した 5 日を超えない期間と規定している。
- この規定の趣旨は、訪問特定整備等事業者が橋又はトンネルによる本土との間の交通又は移動が不可能な離島（船又は飛行機でしか移動することができない離島）において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行おうとする場合、移動に相当な時間を要するため、適切な作業時間に加えて移動時間も確保できるようにする点にある。
- 当該趣旨は、離島に所在する訪問特定整備等事業者が、橋又はトンネルによる当該島との間の交通又は移動が不可能な本土又は別の島（船又は飛行機でしか移動することができない本土又は別の島）において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行う場合にも妥当する。
- そのため、離島に所在する訪問特定整備等事業者が、橋又はトンネルによる当該島との間の交通又は移動が不可能な本土又は別の島において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行う場合も、実施規程第 2 条第 1 項の「一定の期間」は、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業開始日を含む連続した 5 日を超えない期間とする。
- なお、離島に所在する訪問特定整備等事業者が、同じ島内又は橋又はトンネルによる当該島との交通又は移動が可能な別の島において訪問特定整備（フルパッケージ）の作業を行う場合には、上記趣旨が妥当しないため、「一定の期間」は、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業開始日を含む連続した 3 日を超えない期間となる。

問 22 通達別添 6 第 2 4(5)において、「駐車場の所有者が限定訪問特定整備等の作業場所とすることを許可」とあるが、誰が当該許可を受ける必要があるのか。

- 駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可したかどうかは、訪問特定整備等事業者が責任をもって確認する必要がある（もっとも、依頼者が一次的に所有者から許可を得ることは妨げない。）。
- なお、この確認にあたっては、駐車場の所有者から限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可する旨記録した電磁的記録（又はその旨記載した書面）を取得することが望ましい。

問 23 限定訪問特定整備として、実施規程第2条第2号ロに掲げられているエンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトを取り付けることはできるのか。

- 限定訪問特定整備として、オルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要なエンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトの取り外しを行った場合、当然、取り外した装置を取り付けることは可能である。
- しかし、限定訪問特定整備として、オルタネータ又はスターターモーターの交換に伴わないエンジンマウント、ドライブ・シャフト、フロント・アクスル、タイロッドエンド又はステアリングシャフトの取り外し又は取り付けを行うことはできない。

問 24 訪問特定整備等事業者が、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象とする自動車特定整備事業（分解整備及び電子制御装置整備）の認証を取得している場合、訪問特定整備（フルパッケージ）として行うことのできる作業の範囲如何。

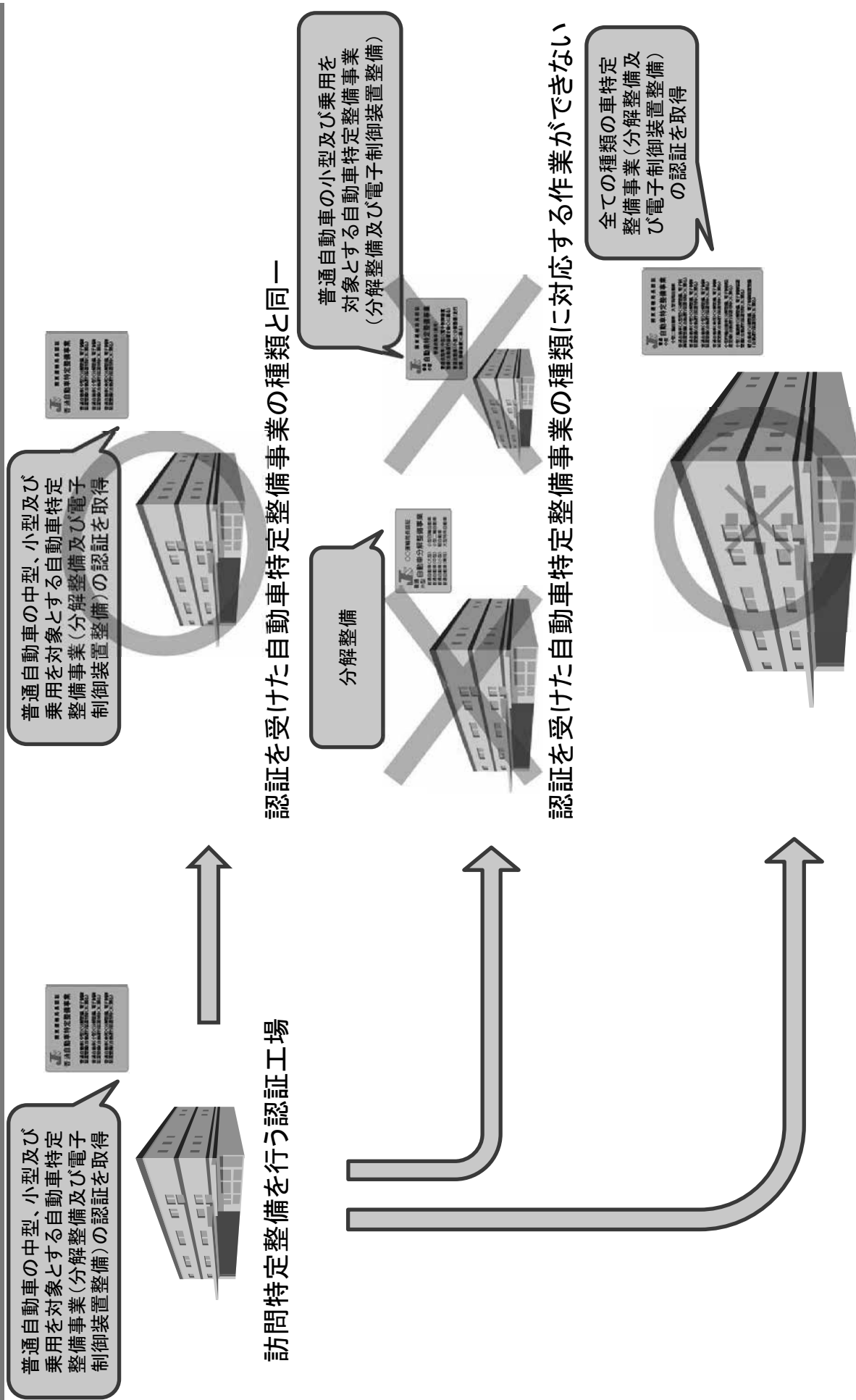
1. 訪問特定整備等事業者が取得している認証の種類に対応する作業しか行えないこと

- 訪問特定整備等事業者は、地方運輸局長の認証を受けた自動車特定整備事業の種類（車両法第 78 条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）に対応する作業でなければ、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業として行うことができない（通達別添 6 第 2 2(2)）。
- そのため、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象とする自動車特定整備事業の認証を取得している訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備（フルパッケージ）の作業として、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象とする分解整備及び電子制御装置整備の作業のみ行うことができる。

2. 作業場所は当該事業者の事業場が満たす認証基準を満たさなければならないこと

- 訪問特定整備（フルパッケージ）は、事業場以外の場所であっても、事業場と同等の場所であれば、事業場で行う特定整備と同じ作業を行えるものとする制度である。
- そのため、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象とする自動車特定整備事業（分解整備及び電子制御装置整備）の認証を取得している訪問特定整備等事業者は、事業場以外の場所のうち、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象として分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の設備基準を満たす場所（施行規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所）でのみ、訪問特定整備（フルパッケージ）を行うことができる。
- ただし、普通自動車の大型を対象として分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場は、普通自動車の中型、小型及び乗用を対象として分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の設備基準を満たす。そのため、事業場以外の場所のうち、普通自動車の大型を対象として分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場においても、訪問特定整備（フルパッケージ）を行える。もっとも、普通自動車の大型を対象とする作業を行うことはできない。
- また、訪問特定整備（フルパッケージ）を行うことのできない場所は、例えば、次のような場所である。
 - ・ 普通自動車の小型及び乗用を対象とする事業場の設備基準を満たす場所
 - ・ 普通自動車の乗用を対象とする事業場の設備基準を満たす場所
 - ・ 普通自動車の大型を対象として電子制御装置整備のみを行う事業場の設備基準を満たす場所
 - ・ 普通自動車の中型、小型及び乗用を対象として分解整備のみを行う事業場の設備基準を満たす場所

訪問特定整備(フルパッケージ)の作業場所とは



認証を受けた自動車特定整備事業の種類をすべて含み同一以上
(※認証を受けていない普通(大型)は作業不可)

【届出関係 告示第3条関係】

問 25 届出は、直接、運輸支局等にメールで行うことでよいのか。その際、自動車整備振興会に連絡する必要はないのか。また、運輸支局等の窓口へ直接、必要事項を記載した書面を届出することは認められないのか。

- 届出は、通達別紙4 5記載のウェブサイトに掲載している運輸支局等のメールアドレスに対して電子メールを送付することによって行うものとする。その際、届出の電子メールのCCに自動車整備振興会のメールアドレスを追加することが推奨される（通達別紙4 5なお書き参照）。
- 運輸支局等の窓口へ直接、必要事項を記載した書面を届出することは認められない。訪問特定整備等事業者には一定のデジタル技術を活用することのできる能力を備えていることが求められるところ、その能力を備えていることの証左の一つとして、届出はメールで行わなければならないものとしている。

問 26 訪問特定整備等の各種届出を行う運輸支局等のメールアドレスはどこかに公開されているのか。

- 訪問特定整備等の各種届出を行う運輸支局等のメールアドレスは、下記ウェブサイトにおいて公開している（なお、下記ウェブサイトは、通達別紙4 5記載のものである。）。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

問 27 訪問先の所在地を管轄する運輸支局長等と事業場の所在地を管轄する運輸支局長等が異なる場合、両方の運輸支局長等に届け出なければならないのか。

- 訪問先の所在地を管轄する運輸支局等と事業場の所在地を管轄する運輸支局長等が異なる場合であっても、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者は、自らの事業場の所在地を管轄する運輸支局長等に対してのみ届出を行えば足りる（実施規程第3条第1項）。

問 28 自動車整備振興会に届出を代理してもらうことはできるのか。

- 届出は、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者が自ら運輸支局長等に対して電子メールを送信する方法により行うこととしている（実施規程第3条第1項）。そのため、運輸支局長等は、電子メールの送信者をもって届出した者を把握することから、自動車整備振興会が届出を代理することはできない。
- もっとも、届出の電子メールのCCには自動車整備振興会のメールアドレスを追加することが推奨される（通達別紙4 5なお書き参照）。

問 29 運輸支局等の閉庁日に届出を行うことはできないのか。

- 運輸支局等の閉庁日に届出を行うことは可能である。
- 届出は、申請とは異なり、行政は諾否の応答をすることはないため、届出の形式上の要件に適合している場合は、届出の電子メールが運輸支局長等に到達したときに、当該届出の効果が発生する（行政手続法（平成5年法律第88号）第37条）。

問 30 届出を行った後、運輸支局等から当該届出を受理した旨のメールの返信はあるのか。

- 届出は、申請とは異なり、行政は諾否の応答をすることはないため、運輸支局等が、届出を行った自動車特定整備事業者に対して、届出が到達した旨の電子メールを返信することはない。

問 31 訪問特定整備等を行おうとする都度、訪問特定整備等に係る届出を行う必要があるのか。

- 原則として、訪問特定整備等事業者は、一度届出を行えば足りるが、次のいずれかに該当する場合には、別途届出が必要となる。
 - ・ 訪問特定整備（フルパッケージ）を実施する一定の期間（通常は作業開始日を含む連続した3日を超えない期間。離島は作業開始日を含む連続した5日を超えない期間。）を経過した後、同じ作業場所において、訪問特定整備（フルパッケージ）を実施するときは、新たな届出を行う必要がある（実施規程第3条第1項及び第2項）。
 - ・ 実施規程第3条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項の情報に変更があったときは、当該変更後初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、変更届出を行う必要がある（実施規程第3条第3項）。
 - ・ 訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から30日以内に、廃止届出を行う必要がある（実施規程第3条第4項）。

【訪問特定整備士等関係 告示第4条関係】

問 32 認証工場に所属しない自動車整備士が、個人で訪問特定整備等を行うことはできるか。

- 訪問特定整備等は、自動車特定整備事業者が一定のルールの下、自らの責任で行うものである。そのため、事業場以外の場所において訪問特定整備等を行うことのできる自動車整備士は、訪問特定整備等の届出を行った自動車特定整備事業者に所属する自動車整備士に限られる。
- したがって、認証工場に所属しない自動車整備士が、個人で訪問特定整備等を行うことはできない。

問 33 認証工場に所属する自動車整備士が、勤務時間外に訪問特定整備等を行うことはできるか。

- 訪問特定整備等は、自動車特定整備事業者が一定のルールの下、自らの責任で行うものである。そのため、訪問特定整備等は、認証工場に所属する自動車整備士が、その勤務時間内に自動車特定整備事業者の事業の執行として行うことに限られる。
- したがって、認証工場に所属する自動車整備士が、勤務時間外に訪問特定整備等を行うことはできない。

問 34 認証工場と雇用契約を締結していない自動車整備士が、当該認証工場の指示の下、訪問特定整備等を行うことはできるのか。

- 車両法上、特定整備（訪問特定整備等を含む）の実施者を限定する規定は存在しない。
- もっとも、訪問特定整備等事業者が、当該事業者と請負（業務委託）契約を締結した自動車整備士（以下「請負整備士」という。）を訪問特定整備等に從事させた場合、偽装請負の問題が生じる可能性が否定できない※。
- 訪問特定整備等を実施するにあたっては、訪問特定整備等事業者の責任の下、訪問特定整備等管理者が訪問特定整備士等に対して必ず作業開始の指示や使用する作業機械等の指示などを行うことになる。そのため、請負（業務委託）契約を締結していたとしても、実質的には訪問特定整備等事業者が請負整備士に対して指揮命令をすることとなり、実態として労働者派遣に該当すると判断されるリスクが否定できない。
- 以上より、車両法上、特定整備（訪問特定整備等を含む）の実施者を限定する規定は存在しないものの、労働関係法令に違反するリスクが否定できないため、請負整備士を訪問特定整備等に從事させることは望ましくない。

※ 偽装請負とは、発注者が自社の業務の一部を外注する際、形式上は外注先企業との間で請負契約（業務委託契約）を締結しているが、外注業務に従事する外注先企業の従業員に対して指揮命令をしており、実態として労働者派遣に該当するものをいう。

偽装請負に該当する場合、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に違反することを理由に発注者及び外注先企業に 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科される（同法第 59 条 2 号）などのリスクがある。

問 35 時間単位で働く自動車整備士が、認証工場の指示の下、訪問特定整備等を行うことはできるのか。

- 訪問特定整備等は、認証工場が一定のルールの下、自らの責任で行うものであり、自動車整備士個人がこれを行うことは禁止されている。
- また、仮に訪問特定整備士等が法令に違反した場合、当該訪問特定整備士等の派遣元の認証工場に対して行政処分を行うことになる。
- これらにより、訪問特定整備等は、認証工場が責任をもって行う制度としている。

問 36 一人の自動車整備士が複数の事業場に所属して訪問特定整備等を行うことはできるのか。

- 一人の自動車整備士が複数の事業場に所属して訪問特定整備等を行うことを許容した場合、認証工場や指定工場における工員数要件（施行規則第 57 条第 6 号及び第 7 号など）が無意味なものになってしまう可能性がある。
- そのため、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備士等に係る事項を届け出るものとし、一人の訪問特定整備士等が複数の事業場に所属して訪問特定整備等を行うことはできないこととしている。

問 37 自動車整備士資格を保有しない者に訪問特定整備等を行わせることはできないのか。

- 訪問特定整備等に従事させることができる者の要件の一つとして、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格していることを求めている（実施規程第 4 条）。
- そのため、自動車整備士資格を保有しない者を訪問特定整備等に従事させることはできない。

問 38 訪問特定整備士等に求められる実務経験は、一つの事業場における実務経験でなければならないのか、あるいは、複数の事業場における実務経験を合算してこれを満たすこともできるのか。

- 訪問特定整備士等に求められる実務経験は、必ずしも一つの事業場における実務経験である必要はなく、複数の事業場における実務経験を合算してこれを満たすことも可能である。

問 39 外国籍の自動車整備士に訪問特定整備等を行わせてよいのか。言語上のトラブルはないのか。

- 訪問特定整備等に従事させることができる者の要件として、国籍による制限は設けていない。そのため、外国籍の自動車整備士であっても、実施規程第 4 条に規定する要件を満たす者であれば、訪問特定整備等に従事させることができる。
- 依頼者に対する必要な説明は訪問特定整備等事業者の責任で行うことから、仮に言語上のトラブルが発生した場合、訪問特定整備等事業者がその責任を負う。

問 40 訪問特定整備士等に求められる実務経験期間は、各自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限られるのか。

- 通達別紙 4 1(1)ウ(エ)のとおり、訪問特定整備士等に求められる実務経験期間は、各自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限られる。

【統括管理関係 告示第 5 条関係】

問 41 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等を兼任できるのか。兼任できる場合、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等の作業を行った際には、自らできばえ確認等の統括管理業務を行うことができるのか。

- 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等を兼任することができる。
- もっとも、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、できばえ確認等の統括管理業務は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行わなければならない（通達別添 6 第 2 5(7)）。

問 42 三級自動車整備士が訪問特定整備等を行う場合における「高度な管理」とは、具体的に何をすればよいのか。例えば、ビデオ通話等で管理すればよいのか。

- 「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう（通達別添 6 第 2 6）。
- ・ WEB カメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用すること
 - ・ 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、評価結果に基づき訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事できる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと
 - ・ 訪問特定整備等管理者のほかに、訪問特定整備等調整者（一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの対応、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者）を任命すること

問 43 訪問特定整備（フルパッケージ）を行うにあたり、訪問先の作業場所について、事前に、行政又は自動車整備振興会の確認を受ける必要があるのか。

- 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所について、事前に、行政又は自動車整備振興会の確認を受ける必要はない。
- 訪問特定整備（フルパッケージ）の作業場所が、認証基準（施行規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる基準）を満たす設備を設置した場所であるかどうかは、訪問特定整備等に係る届出を行う前に、訪問特定整備等事業者が自らの責任で通達別添 6 第 2 3 又は 4 の各要件を全て満たすかどうかを判断する必要がある。
- また、作業開始前には、訪問特定整備等管理者が、作業場所が上記設備要件を満たすことを確認しなければならない、さらに、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データを保存しなければならない、当該画像は訪問特定整備等の作業場所の要件を全て満たすことが分かるように撮影しなければならない（実施規程第 7 条第 7 号及び通達別添 6 第 4 7(3)）。
- 仮に訪問特定整備等の作業場所が要件を満たしていなかったことが判明した場合、行政処分の対象となる。

問 44 訪問して車両を確認した結果、その場所では訪問特定整備等を行えないと判断した場合、どうすればよいのか。

- 訪問特定整備士等は、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない（通達別添 6 第 2 5(5)ア）。
- 上記連絡を受けた訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示するとともに、依頼者に対して自ら中断の理由や代償措置の内容等を説明しなければならない（同(5)ウ）。

【訪問特定整備等教育関係 告示第6条関係】

問 45 訪問特定整備等教育は、いつ、誰が、どのような内容の教育を行う必要があるのか。

- 訪問特定整備等教育は、訪問特定整備等に係る届出を行う前に、訪問特定整備等を行うおうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）が、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な次に掲げる事項について教育を行う必要がある（通達別添6第3 1）。
- ・ 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力
 - ・ 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力
 - ・ 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識
 - ・ 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力
 - ・ 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件
 - ・ 上記のもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力

【訪問特定整備等事業者の体制関係 告示第7条第1号関係】

問 46 認証工場が、事業場内で整備は行わず、訪問特定整備等に特化して事業を営むことはできるのか。

- 認証工場が事業場内で整備を行わず、訪問特定整備等のみを行う事業を営むことはできない。仮にこれを許容した場合、認証工場制度の趣旨が没却されてしまうため、訪問特定整備等事業者の事業場においては特定整備を適切に実施することができる体制（通達別添6第4 1に規定する体制）を、常時確保しなければならない。

問 47 訪問特定整備士等は、訪問特定整備等事業者の事業場に一切出勤せずに、専ら訪問特定整備等の作業に従事することでも差し支えないのか。

- 訪問特定整備等事業者は、その事業場において特定整備を適切に実施することができる体制（通達別添6第4 1に規定する体制）を、常時確保していれば足りる。そのため、訪問特定整備士等を必ず事業場に出勤させるかどうかは、訪問特定整備等事業者の裁量に委ねられる。

問 48 訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であっても、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間に、当該事業者の事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行わない場合には、自動車特定整備事業者に求められる要件を満たすことで足りるか。

- 通達別添 6 第 4 1(1)～(3)に、「訪問特定整備等事業者であって、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては」、指定自動車整備事業者求められる数の自動車整備士資格保有者を待機させなければならないと規定している。
- そのため、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間に、当該事業者の事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行わない場合には、自動車特定整備事業者求められる数の自動車整備士資格保有者を待機させることで足りる。

【訪問特定整備等事業者の証票関係 告示第 7 条第 2 号関係】

問 49 証票は、実施規程第 3 条第 1 項の届出を行うと同時に、訪問特定整備等事業者がこれを作成して自ら管理するウェブサイトに掲載する必要があるのか。また、証票を偽造した場合の罰則はあるか。

- 証票は、遅くとも実施規程第 3 条第 1 項の届出を行ってから訪問特定整備等の作業を開始するまでの間に自ら管理するウェブサイトに掲載する必要がある。
- また、証票を偽装した場合、私文書偽造罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。）第 159 条）や詐欺罪（同法第 246 条第 1 項）に問われる可能性が否定できない。

【訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載関係 告示第7条第3号関係】

問 50 訪問特定整備等を実施するにあたって、依頼者から旅費を収受してよいのか。

- 車両法において、訪問特定整備等事業者が依頼者から収受する料金についての規制は設けていないため、訪問特定整備等事業者は依頼者から旅費を収受することもできる。
- ただし、訪問特定整備等事業者は、次の事項を遵守する必要がある。
 - ・ 自ら管理するウェブサイトの旅費などの内訳を含む訪問特定整備等の作業に係る料金を掲載すること（実施規程第7条第3号）
 - ・ 訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、旅費などの内訳を含む訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供すること（同条第5号）
 - ・ 訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、当該依頼者に請求する旅費などの内訳を含む訪問特定整備等の作業に係る料金を記録した電磁的記録を提供すること（同条第6号）
 - ・ 旅費などの内訳を含む訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録や依頼者に請求する旅費などの内訳を含む訪問特定整備等の作業に係る料金を記録した請求書等の電磁的記録を、訪問特定整備等を行った日から2年間保存すること（同条第7号）

問 51 訪問特定整備等の作業に係る料金として、事業場において特定整備の作業を行う場合よりも高い料金を設定してもよいのか。

- 車両法において、訪問特定整備等事業者が依頼者から収受する料金についての規制は設けていないため、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の作業に係る料金として、事業場において特定整備の作業を行う場合よりも高い料金を設定し、これを依頼者から収受することもできる。
- 訪問特定整備等は、設備・機器が十分に揃っていない場所において作業を実施することもあるものであるため、安全性の確保、環境の保全及び整備品質の担保にあたって、事業場で作業を実施するよりも、更に丁寧かつ慎重な対応が求められる。
- そうだとすると、訪問特定整備等の作業に係る料金については特に安価なものが設定されないようにする（当該料金を安価なものとし、訪問特定整備士等の給与が低額に抑えられたり、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な設備投資が行われなくなったりすることを防ぐ）必要がある。
- そこで、訪問特定整備等の作業に係る料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはならないものとする（通達別添6第4 3(2)）。

問 52 訪問前の見積りと、現地で現車を確認した後の見積りが異なる場合の対応如何。
また、新見積りの結果、依頼者が整備を断った場合、旅費を収受してよいのか。

- 依頼者に対して概算見積りを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り（その内訳を含む。）について連絡し、承諾を得たうえで作業を行わなければならない（実施規程第7条第5号、通達別添6第4 5(3)）※¹。
- 仮に依頼者から承諾を得られなかった場合（依頼者が変更後の新しい概算見積りに基づく訪問特定整備等を受けることを断った場合）、訪問特定整備等事業者は、依頼者と締結した契約の内容によっては旅費を収受することができる※²。

※1 また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録（7(2)の概算見積りを記録した電磁的記録）に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録しておく必要がある。

※2 車両法において、車両法において、訪問特定整備等事業者が依頼者から収受する料金についての規制は設けていないため、旅費を収受することができるかどうかは、訪問特定整備等事業者と依頼者の間の契約内容による。

問 53 訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載について、施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イ又は口の除外規定は適用されるのか。

- 施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イ又は口は事業場において法定点検整備を行う場合の料金の掲載に関する規定である一方、実施規程第 7 条第 3 号は訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載に関する規定であり、両者は異なる事項を定めるものである。
- また、訪問特定整備等事業者には一定のデジタル技術を活用することのできる能力を備えていることが求められるところ、その能力を備えていることの証左の一つとして、訪問特定整備等の作業に係る料金を、自ら管理するウェブサイトを持していなければならないものとしている。
- 以上より、訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載について、施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イ又は口の除外規定は適用されない。

問 54 大雨や大雪などの異常気象時に訪問特定整備等を実施する場合に料金を加算してもいいか。また、異常気象を理由に訪問特定整備等を断っても処分等はないか。

- 車両法において、訪問特定整備等事業者が依頼者から收受する料金についての規制は設けていないため、訪問特定整備等事業者は、大雨や大雪などの異常気象時に訪問特定整備等を実施する場合に料金を加算し、これを依頼者から收受することもできる。
- もっとも、異常気象のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合には、訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に対して訪問特定整備等の作業開始の指示をしてはならない（通達別添 6 第 2 5(3)ウ）。そのため、異常気象を理由に訪問特定整備等を断ったとしても行政処分の対象となることはないが、この場合、訪問特定整備等管理者が、依頼者に対して自ら作業を実施できない理由や代償措置の内容等を説明しなければならない（同 5(5)ウ）。

【訪問特定整備士証関係 告示第 7 条第 4 号関係】

問 55 訪問特定整備士証は誰が作成するのか。また、紙で作成してもよいのか。

- 訪問特定整備士証は、訪問特定整備等事業者が、通達別紙 7 の様式に従って作成し、訪問特定整備士等に交付しなければならない（通達別添 6 第 4 4(1)）。
- 訪問特定整備士証は、電磁的記録はもちろん※、紙で作成することでもよい。

※ なお、訪問特定整備士証を電磁的記録で作成した場合、訪問特定整備士等は、訪問特定整備士証の電磁的記録を保存したスマートフォン、タブレット等の電子機器を携行し、初回訪問時及び依頼者から求められたときに、当該依頼者に対して、当該電子機器に保存された訪問特定整備士証の電磁的記録を提示する必要がある（通達別添 6 第 4 4(2)）。

【依頼者に対する説明関係 告示第 7 条第 5 号及び第 6 号関係】

問 56 訪問特定整備士等が、訪問特定整備等の作業場所において、依頼者に対し、実施規程第 7 条第 5 号又は第 6 号に定める事項を説明することはできるのか。

- 実施規程第 7 条第 5 号及び第 6 号に定める事項の説明は、訪問特定整備等事業者の責任の下行わなければならない。
- もっとも、訪問特定整備士等が、訪問特定整備等の作業場所において、依頼者に対し、実施規程第 7 条第 5 号又は第 6 号に定める事項を補助的に説明することは妨げられない。

【第三者確認関係 告示第7条第9号関係】

問 57 「第三者による確認」は、誰の確認を受ければよいのか。

- 「第三者による確認」は、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者の確認を受ける必要がある。
- ここにいう「第三者」とは、例えば、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長のほか、自動車整備振興会などの業界団体、訪問特定整備等について相当の知見を有する弁護士等の専門家などをいう。

問 58 「第三者による確認」の方法如何。

- 「第三者による確認」は、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者が、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているかどうかについて確認を行い、その適否を決定するものとし、例えば、次の項目について確認する。
 - ・ 実施規程第5条の訪問特定整備等管理者による統括管理業務が通達別添6第2 5の規定に従い適切に行われているかどうか。
 - ・ 実施規程第4条に規定する者を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか。
 - ・ 実施規程第6条の訪問特定整備等教育が第3の規定に従い適切に行われているかどうか。
 - ・ 車両法第91条の3、施行規則第62条の2の2第1項及び実施規程第7条各号に規定する事項を通達別添6第4の規定等に従い遵守しているかどうか。

問 59 業界団体や弁護士等の専門家などが「第三者による確認」を行う場合、料金を収受してよいのか。その場合の価格水準如何。

- 業界団体や弁護士等の専門家などは「第三者による確認」を行う場合に、訪問特定整備等事業者から料金を収受しても差し支えない(車両法上特段の規制は設けていない。)。
- また、「第三者による確認」の価格水準は、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者が自由に決定することができるが、公序良俗に反した価格設定とならないよう留意する必要がある。

問 60 「第三者による確認」の実施主体はその結果を保存する義務があるのか。

- 「第三者による確認」の実施主体、すなわち訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者は、「第三者による確認」の依頼を受けた訪問特定整備等事業者に対して、その結果を報告すれば足り、必ずしもその結果を一定期間保存する義務を負わない。
- 「第三者による確認」を受け、その結果を報告する義務を負っているのは訪問特定整備等事業者であるため、「第三者による確認」の実施主体は、訪問特定整備等事業者が当該義務を果たすことができる限度で確認の実施、結果の作成・報告等を行えば足りる。

問 61 「第三者による確認」の結果は、いつ、誰に対して、どのように報告すればよいのか。

- 訪問特定整備等事業者は、次に掲げる頻度で「第三者による確認」を受け、運輸監理部長又は運輸支局長にその結果を報告すれば足りる（通達別添 6 第 4 9(3)）。
 - ・ 訪問特定整備等を開始した日から起算して 1 年を経過する日から 2 年を経過する日までの間に、少なくとも 1 回以上
 - ・ 最後に第三者確認を受けた日から起算して 1 年を経過する日から 2 年を経過する日までの間に、少なくとも 1 回以上

問 62 「第三者による確認」の実施主体が、直接運輸支局長等に対して、その結果を報告することはできるか。

- 「第三者による確認」を受け、その結果を報告する義務を負っているのは、あくまで訪問特定整備等事業者であるため、「第三者による確認」の実施主体が、直接運輸支局長等に対して、その結果を報告することはできない。

問 63 「第三者による確認」の実施主体はグループ会社でもよい。また、お互いが訪問特定整備等事業者である場合、相互に「第三者による確認」を実施することは可能か。

- 「第三者による確認」の実施主体は、訪問特定整備等について相当の知見を有し、かつ、当該確認について客観性及び独立性を有することが必要である。
- 確認を受ける訪問特定整備等事業者のグループ会社は、直ちに当該確認の実施主体となり得ないと判断することはできないものの、当該グループ会社が客観性及び独立性をもって当該確認を実施できるかどうかは慎重に判断する必要がある（行政による事後的な確認の結果、「第三者による確認」の実施主体とはなり得ないと判断され、確認を受けた訪問特定整備等事業者が行政処分の対象となることも否定できない。）。
- この際、当該グループ会社が訪問特定整備等事業者であって、相互に「第三者による確認」を実施する場合、相互に客観性及び独立性をもって当該確認を行うことはできない（お互いの便宜を図る可能性が否定できない）ため、いずれの事業者も「第三者による確認」の実施主体となることはできない。

【特定整備記録簿関係 通達別添 6 第 4 10 関係】

問 64 訪問特定整備等を実施した場合の特定整備記録簿の作成方法如何。

- 訪問特定整備等を実施した場合、特定整備記録簿には次に掲げる事項も記載又は記録するものとする。なお、特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別の電磁的記録）を保存することでも差し支えない（通達別添 6 第 4 10）。
- ・ 訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること
- ・ 訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
- ・ 訪問特定整備等を行った場所が他の事業場の場合、その名称及び認証番号
- ・ 当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

【行政処分関係】

問 65 認証工場以外の者が訪問特定整備等を行った場合、行政は取り締まってくれるのか。

- これまでの未認証工場対策と同様に、認証工場以外の者による訪問特定整備等の対策を進める。
- この点、認証工場ではないにもかかわらず、認証工場と偽って訪問特定整備等を行う事業を経営していた場合、詐欺罪（刑法第 246 条第 1 項）の構成要件に該当する可能性もあり、場合によっては、告発（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項）を行うことも視野に入れて対策を行ってまいる。

問 66 不正改造車について訪問特定整備等を実施した場合、行政処分及び刑事罰の対象となるのか。

- 車両法上、何人も不正改造を行ってはならないものとされているため（車両法第 99 条の 2）、訪問特定整備等として不正改造を行った場合、行政処分及び刑事罰の対象となる（同法第 93 条第 1 号及び第 108 条第 1 号）。
- 他方、不正改造箇所を改善すること（すなわち不正改造箇所が保安基準に適合するように整備すること）は正当な行為である。そのため、訪問特定整備等として行うことのできる作業の範囲で、不正改造箇所が保安基準に適合するよう整備することは特に問題なく、行政処分及び刑事罰の対象となることはない。

【その他】

問 67 訪問特定整備及び限定訪問特定整備の各要件について、今後改正される余地はあるのか。

- 国土交通省としては、施行日以後、訪問特定整備等の実施状況、課題、需要等を踏まえ、関係規定について適宜見直しを行ってまいる。

以 上

3, 遵守事項

自動車特定整備事業の認証を受けた方へ

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法のほか関係法令に基づいて適切に業務を運営しなければなりません。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

○自動車特定整備事業者の変更届の提出

・変更届等（道路運送車両法 第 81 条）

第八十一条 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人にあつては、その役員の氏名
- 三 事業場の所在地
- 四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

・変更届出事項（道路運送車両法施行規則 第 58 条）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

○特定整備記録簿の記載について

・特定整備記録簿（道路運送車両法 第 91 条）

第九十一条 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- 二 特定整備の概要
- 三 特定整備を完了した年月日
- 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

・特定整備記録簿の記載事項（道路運送車両法施行規則 第 62 条の 2）

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

○自動車特定整備事業者の遵守事項

・遵守事項（道路運送車両法 第91条の3）

第九十一条の三 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

・自動車特定整備事業者の遵守事項（道路運送車両法施行規則 第62条の2の2）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- 七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
 - イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
 - ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
- 八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。
 - イ 整備主任者として新たに届け出た者

- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者
 - 九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
 - 十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
- 2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
 - 三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
- 3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

4,これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年7月8日

物流・自動車局

自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、認証工場の機器要件を見直す

廃止

- ・タイヤの傾きを測定する機器(3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・小型・軽・二輪の整備に使用しない機器(3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・エンジン、バッテリーの機能確認のための機器(3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

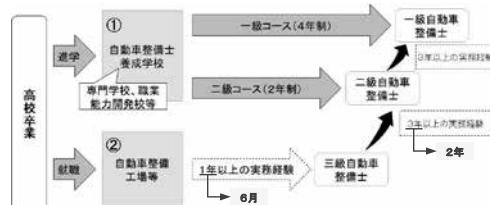
施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

1

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための実務経験期間を短縮(座学で補完)

2級自動車整備士	3年 → 2年
3級自動車整備士	1年 → 6月
特殊自動車整備士	2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、目視に代えて、スキャンツール等による確認でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止			追加
タイヤの傾きを測定する機器※ ① トインゲージ ② キャンバーキャスタゲージ ③ ターニングラジアスゲージ	小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 ④ ホイールブロー ⑤ グリースガン/シャシ・ルブリケーター ⑥ ベアリングレースブロー	整備用スキャンツール等で代替可 ⑦ 比重計 ⑧ エンジンタコメータ ⑨ タイミングライト ⑦はバッテリーテスタ、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする	電子整備に必要 ⑩ 整備用スキャンツール 認証の新規取得時等から義務付け
設置を不要とする ※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的 普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き設置を不要とする			

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和(5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

3

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

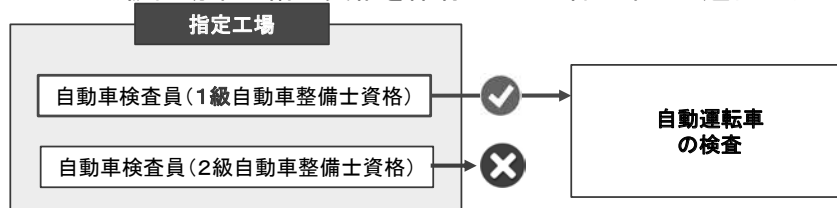
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年 → <u>2年</u>
3級自動車整備士	1年 → <u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年 → <u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

5

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

6

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

・スキャンツール等による確認でも可



195秒/台 の作業時間削減(平均)

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和7年10月8日

5,自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ
<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html>
よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html
をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着 など

街景カメラ
(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報はこちらへ

特定整備への対応マニュアル
(指定整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着 など

街景カメラ
(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報はこちらへ

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。
また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいいや ○○○○ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こくどはなこ
届出者 申請者 の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者 申請者 の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいいや ○○○○ ○○○○ どうほうこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。
法人であれば会社名、代表者の役職及び
代表者名を記載。

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	○	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更 【変更申請】	
事業者名又は住所の変更	○	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更 【変更申請】	
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更 【変更申請】	

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

☒ チェック欄

該当がない場合は
チェックを忘れずに！

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

提出前に！

・変更する項目を確認しましたか
住所や役員等で届出が漏れているものはありませんか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類		認証年月日
☐	普通自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
☐	小型自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
	軽自動車特定整備事業	年 月 日

(注) □枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

現在事業場に今ある
認証書を見ながら記入!

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)		×									
普通自動車(中型)		○									◎
普通自動車(小型)		○									◎
普通自動車(乗用)		○								◎	
大型特殊自動車	○										
小型四輪自動車		○									◎
小型三輪自動車		○									◎
小型二輪自動車	○										
軽自動車		○									◎

(注) □枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×、変更がないものは○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。

☒ チェック欄

現在の認証書を見ながら記入!

・取得済みのものは○を
・追加するものは ◎
(運行補助装置等)
・廃止があれば ×
を記入してください。

チェックを忘れずに!

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他 ()

(注) □枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合 計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一 級	一 級	二 級	三 級	車 体	電 気	
		(二輪除く)	(二 輪)					
	4 人	人	人	2 人	1 人	人	人	1 人

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)
- ・自動運行装置まで申請する場合
メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車 両 整 備 作 業 場	5.5 m	13.0 m	71.5 m ²	3.9 m	平滑舗装
部 品 整 備 作 業 場			21.0 m ²	4.9 m	平滑舗装
点 検 作 業 場	5.0 m	13.0 m	65.0 m ²	3.9 m	平滑舗装
車 両 置 場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 変更がない場合は無記入で構いません

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m ²		平滑舗装
	(5.0) m	(13.0) m	(65.0) m ²	(3.9) m	
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 収まらない場合は別紙等を
使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では
面積が今の基準を満たしているか
注意が必要です。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間 口	奥 行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は 共同使用の作業場の別	☐ 離れた電子制御装置整備作業場
	☐ 共同使用の作業場
当該作業場の 所在地(※1)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1
自動車による当該作 業場までの所要時間	20 分
作業場の規模	間口 奥行 面積 天井高さ 床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	4.5 m 8.5 m 38.25 m ²
	(4.5) m (8.5) m (38.25) m ² (5.2) m
車両置場(※2)	m m m ²
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場	m m
共同使用 の作業場 の管理者 (※3)	氏名又は 名称 認証番号
管理責任者の氏名 (※3)	

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共
同使用の作業場がある場合や、追加する場
合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当
該項目を増やして申請します。

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、

「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に!

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀ メーカーから情報・機器を入手する場合は

〇〇〇(メーカー名)車用ターゲット
などと記載

◀ 役員に変更があれば記入します。
(選任日・解任日も忘れずに)

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	プレス	ABC-35 ・ 35 t	1
	エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2
	チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5 t	1
	ジャッキ	EF-1000 ・ 3 t	1
	バイス	型式不明 ・ 150 mm	1
	充電器	GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1
作業計器	ノギス	KLM ・ 200 mm	1
	トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330 Nm	1
	水準器	RST ・ 気泡管水準器	1
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1
	比重計又はバッテリー・テスタ	BT000 ・ 100-2000CCA	1
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(ディーゼル用) DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	HBP5000 ・ 0 - -100kpa	1
	エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1
	タイミング・ライト又は整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1
	シクネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1
	ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1
	タイヤ・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1
	検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	1
	一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9 %	1
	炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1
	整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1
工具	ホイール・プーラ	HPS ・ 小型用 (PCD115-180)	1
	ベアリング・レース・プーラ	BRR ・ -	1
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ	型式不明 ・ 80cc	1
	部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1
備考			

型式名が特定できない場合は
型式不明等で構いません

令和7年7月の法令改正により点検装置等の
一部がバッテリーテスターやスキャンツールで
代用が可能になりました

ガステスタの型式相違が多いです。

・指定工場は
機器変更届を確認！
・黒煙やオパシメータの型式を
書いていないか確認！

令和7年7月の法令改正により
普通自動車(大型、中型)、大型特殊を
対象とする事業場に限り備えるとなりました
⇒上記自動車を対象としないの認証の場合は
不要ですが、新たに大型、中型、大型特殊の
認証を受ける際は必要になります

提出前に！

- 電子制御装置の追加を行う場合は
- ・平滑な電子制御装置点検整備作業場
 - ・水準器
 - ・スキャンツール

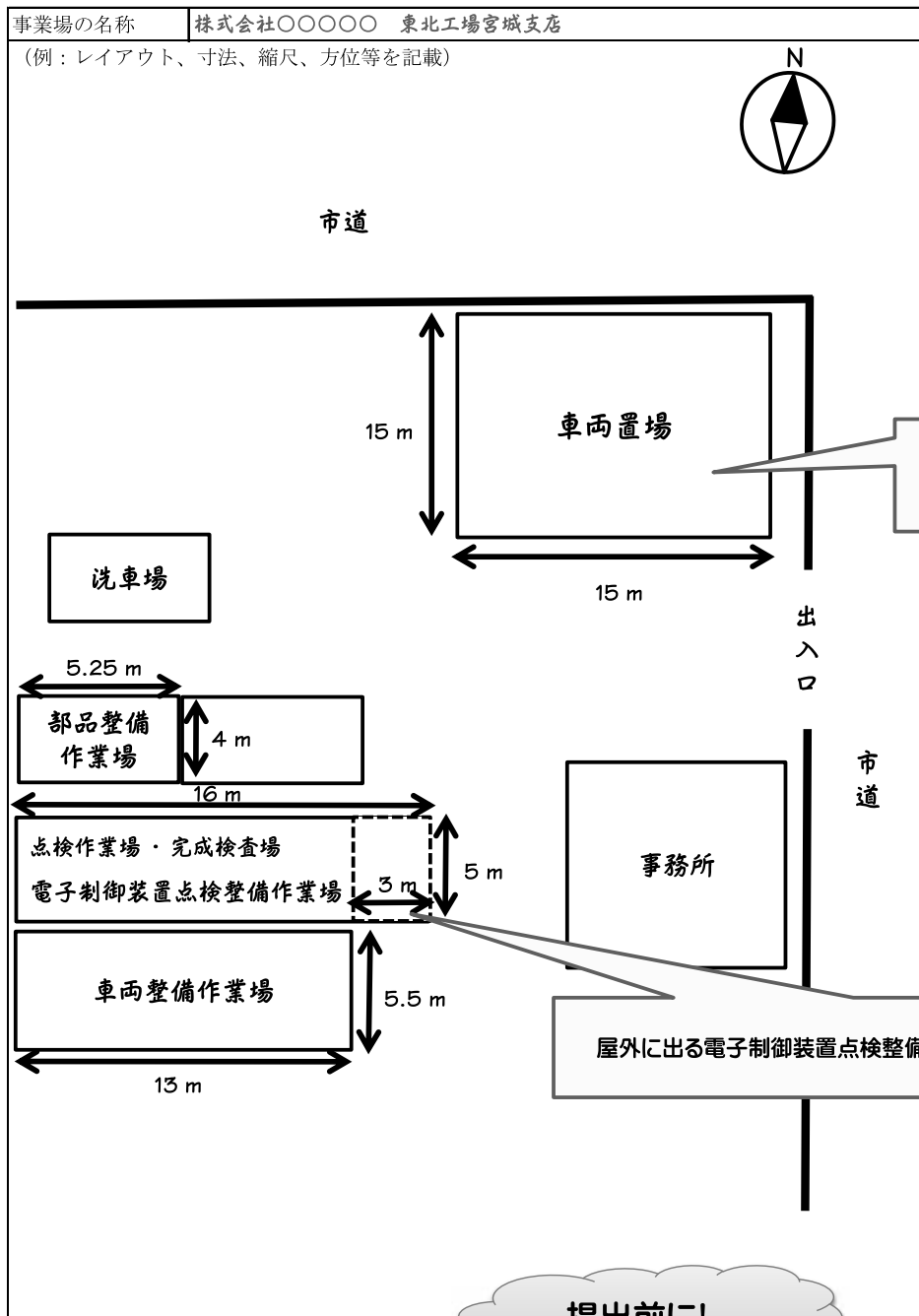
の追加が必要

→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)

- スキャンツールは一体型ですか？ セパレート型ですか？

→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい

12 事業場平面図



今回申請で寸法を変更した際、寸法を直していないケースが多いです

屋外に出る電子制御装置点検整備作業場の記載を忘れやすいです

提出前に!

・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

事業場の名称	株式会社〇〇〇〇〇 東北工場宮城支店
--------	--------------------

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

写真

平滑な作業場を確認
できるもの



※記載内容の例を示したもので、
特に定めた様式はありません

■ スキャンツール

■ 認証書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面 等

写真等

提出前に!

スキャンツールバージョンは確認できますか
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりで読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかかセパレート型ですか
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者（選任・変更）の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな）	かぶしがいいしや ○○○○○○ だいひょうとりしまりやく こくどはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
（ふりがな）	かぶしがいいしや ○○○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに！

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和 59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

（注）整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

（注）一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

1級整備士（大型・小型）
→整備士合格証書の番号を記載
その他の整備士
→資格取得講習修了証の番号を記載

提出前に！

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか？
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか
旧字体（例：高 と 高）が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	(じどうしゃ けんさ) 自動車 検査
	○ 最近 1 年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする	生年月日 (和暦)	昭和 59 年 7 月 1 日
		整備士の 種類と番号	二級ガソリン自動車整備士 東北二か第 00000 号

以降は、記載しないこと

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2 年 12 月 31 日 第 1 回	3 年 1 月 1 日 第 1 回	年 月 日 第 回	

☐再試問あり ☒再試問なし

学科受講欄	実習受講欄
	

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

提出前に!

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです
原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄



FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。

お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂くか、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

【謹告】 サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。

ご登録内容

会員番号	
パスワード	
会員名（事業場名等）	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者	

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

6,記録簿の電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

20250709_東自整_通達_10 年

東自整第40号
令和7年7月9日

管内各運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いについて

標記について、令和7年7月8日付け国自整第85号により、物流・自動車局自動車整備課長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対し周知願います。

【別添】

国 自 整 第 8 5 号
令和 7 年 7 月 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を
図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平
成 3 0 年 4 月 1 9 日付け国自整第 2 9 号）は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - (1) 点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - (2) 点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
 - (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
 - ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

- (5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

- ① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
- ② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
- ③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

- ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
- ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

(3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

- (1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第 11 条第 1 項）。

（２）第 2 4.（１）の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第 11 条第 2 項）。

（３）特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、（１）のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第 12 条及び政令第 2 条第 1 項）。

（４）（３）の承諾が得られなかった場合又は（３）の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第 2 条第 2 項）。

（５）特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※ 3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第 3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（１）点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第 6 条）。

（２）点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第 4 条）。

① 第 3 1.（１）の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

（答）

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

（答）

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

（答）

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

（答）

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
- ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること

○ ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。

✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携帯しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

7, 【OBD関係】 整備事業者向け研修資料

1. 整備事業者向け研修資料 (OBD検査の概要)

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

9. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

第2回モニタリング会合宿題事項等への対応

OBD検査システムの使用性向上に向けた改善要望への対応

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

資料3-1別紙

- 第1回および第2回OBD検査モニタリング会合等でのご要望を踏まえ、以下のOBD検査システムの改修を実施する予定です。

- 【1】『OBD検査モード』、『OBD確認モード』を誤選択しないための改修
- 【2】OBD検査結果を確認しやすくするための改修
- 【3】OBD検査対応機器を拡充するための対応
- 【4】OBD検査忘れを防ぐための対応

【1】『OBD検査モード』、『OBD確認モード』を誤選択しないための改修(1/2)

令和7年8月予定

- 【対応①】『OBD確認モード』選択ボタンの配置の変更
- 【対応②】指定工場の検査員が『OBD確認モード』を選択した場合のポップアップ画面による注意喚起
- 【対応③】『OBD確認モード』画面の背景色の変更

【対応①】
押し間違えることがないように、[OBD確認]ボタンの位置を[OBD検査]ボタンから離します



[1] 『OBD検査モード』、『OBD確認モード』を誤選択しないための改修(2/2)

令和7年8月予定

【対応②】
検査員が『OBD確認モード』を選択した場合にポップアップで注意喚起します

【対応③】
『OBD確認モード』画面の背景色を『OBD検査モード』と異なる色に変更します



(ボタンのマウスオーバー時)



別紙 - 2

第3回OBD検査モニタリング会合 (R7.6.25)

[2] OBD検査結果を確認しやすくするための改修

令和7年8月予定

OBD検査結果表示の拡張可能化

OBD検査結果参照にアコーディオン機能を設けて結果表示を拡張できるようにします



(アコーディオンを開いた状態)



(アコーディオンを閉じた状態)
『検索条件』を閉じることにより、
『検索結果』の表示が拡張されます。

別紙 - 3

[3] OBD検査対応機器を拡充するための対応

令和7年10月予定

特定DTC照会アプリのAndroid版リリース

Android版アプリのリリースにより携帯端末を用いたOBD検査対応機器の開発を可能とします

【Android端末での操作イメージ】

(車両受付画面)

(検査要否確認画面)

(判定結果画面)



別紙 - 4

第3回OBD検査モニタリング会合 (R7.6.25)

[4] OBD検査忘れを防ぐための対応

早期実現に向け調整中

保適証サービス※との連携

※(一社)日本自動車整備振興会連合会が提供する「電子保安基準適合証システム」

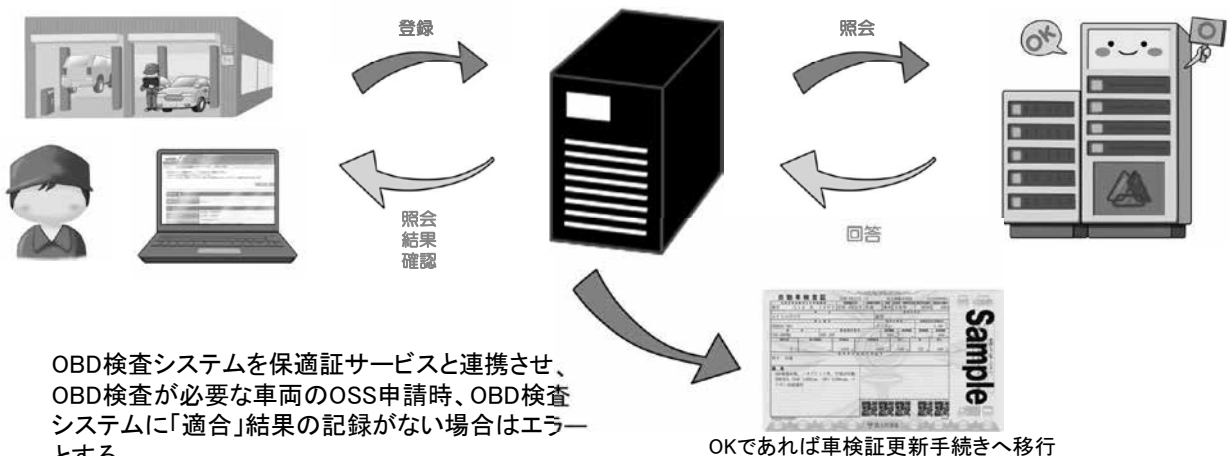
OSS申請時のチェックにより指定自動車整備事業者のOBD検査忘れを防止します

【連携イメージ】

(整備事業者)

(保適証サービス)

(OBD検査システム)



注: 現在調整中のため詳細は変更となる可能性がある

別紙 - 5

OBD検査の運用状況

資料の説明

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

1. 用語の定義

「OBD検査」	特定DTC照会アプリの「OBD検査モード」による判定。「OBD確認モード」による判定は含まない。
「検査台数」	OBD検査を実施して、OBD検査用サーバにて合否判定を実施した台数。同一車両に複数回実施した場合であっても、1台としてカウントする。
「不適合なし」	OBD検査の結果、不適合判定がなかったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、1回も不適合判定がなかったものの台数。（「※例」参照。）
「不適合あり」	OBD検査の結果、不適合判定があったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、最終の合否に関わらず1回でも不適合判定があったものの台数。（「※例」参照。）
「排出ガス系不適合」	OBD検査不適合のうち、道路運送車両法第41条第1項第12号の発散防止装置（排ガス系）に関するもの。 電圧不足 : OBDが正常に機能するために十分な電圧が確保されていない 警告灯信号 : 警告灯を点灯させる信号が出力されている レディネスなし : レディネスコードが1つも記録されていない 通信不成立 : 発散防止装置のECUとの通信が不成立 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている
「安全系不適合」	OBD検査不適合のうち、排ガス系不適合以外のもの。 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている

※例：同一車両で複数回OBD検査を実施した場合

適合	→ (整備)	→ 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合なし」×1台		
不適合	→ (整備)	→ 不適合	→ (整備)	→ 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合あり」×1台
不適合	→ (整備)	→ 不適合	→ (整備)	→ 不適合	...	「検査台数」×1台	「不適合あり」×1台

2. データ収集の対象

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) (独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会 | ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」を集計 |
| (2) 指定自動車整備工場(指定工場) | ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」及び「 <u>不適合要因</u> 」を集計 |

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,023型式（5月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

約456万台（5月末時点）
（内訳）登録自動車：3,189,453台、軽自動車：1,371,038台

3. OBD検査実績

184,065台（令和6年10月1日～令和7年5月31日）

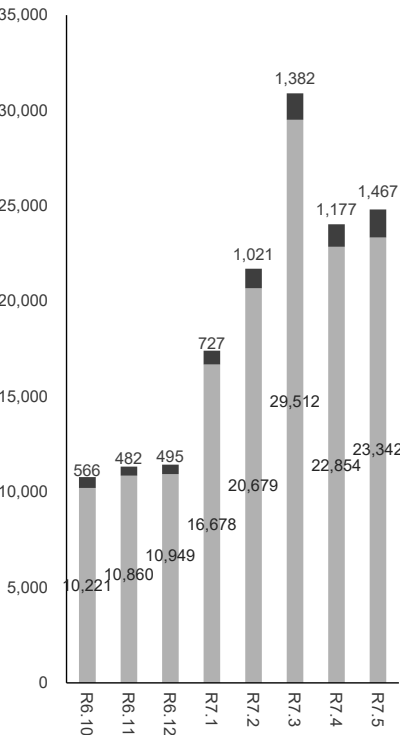
検査実施主体	検査台数			不適合あり率 (%)
	計	不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	152,412	145,095	7,317	4.8
(独)自動車技術総合機構	9,870	8,666	1,204	12.2
軽自動車検査協会	21,783	21,196	587	2.7
計	184,065	174,957	9,108	4.9

2

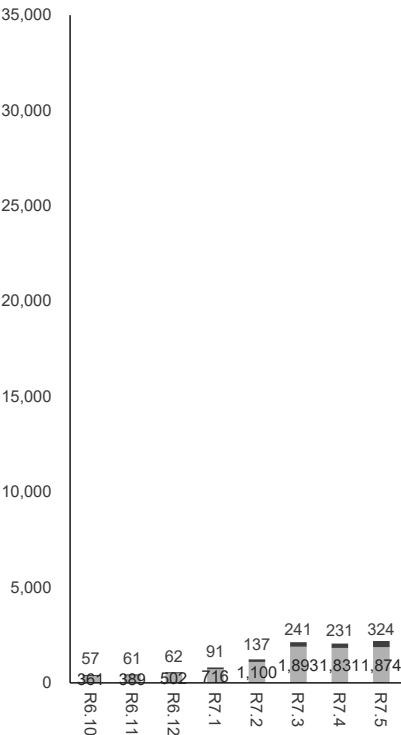
OBD検査台数の推移(月間)

■ 不適合なし ■ 不適合あり

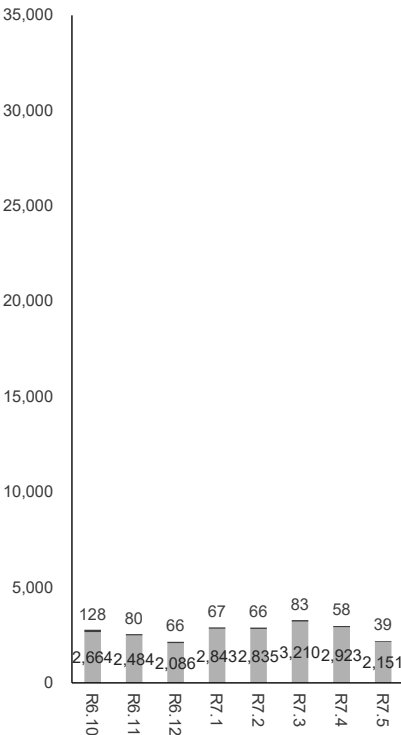
指定自動車整備工場



(独)自動車技術総合機構



軽自動車検査協会



3

指定自動車整備工場における主な不適合要因

不適合台数と割合			
	R6.10.1 ~ R6.12.31	R7.1.1 ~ R7.3.31	R7.4.1 ~ R7.5.31
排出ガス系不適合			
電圧不足	72 (0.2%)	110 (0.2%)	83 (0.2%)
警告灯信号	9 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
レディネスコードなし	613 (1.8%)	1,068 (1.5%)	649 (1.3%)
通信不成立	535 (1.6%)	660 (0.9%)	496 (1.0%)
特定DTC	10 (0.0%)	10 (0.0%)	9 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	537 (1.6%)	2,184 (3.1%)	1,901 (3.9%)

注1 各期間における累積値である。また、括弧内は各期間のOBD実施検査台数に占める各不適合要因の割合を示す。

注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。

注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)

電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など

レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など

通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など

- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

4

モニタリングの評価(令和6年10月1日～令和7年5月31日)

(総論) 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- 令和7年2月以降、OBD検査実施台数は大きく増加(対象型式の増、年度末の受検台数増)。
- 累計では、引き続き、登録車より軽自動車が多いが、登録車の方が台数の伸びが大きい。
(参考: 検査実施台数(括弧内は2月以降の台数) 登録車 8.9万台(5.8万台)、軽自動車 9.5万台(4.2万台))

不適合

- 令和7年4月1日～5月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は5.7%であった。
(参考: 令和7年1月1日～3月31日 4.6%)
- 排出ガス系の不適合は、「レディネスコードなし」(2,330台)、「通信不成立」(1,691台)が散見されるが、OBD検査台数に対する割合は1%程度であり、不適合割合は減少傾向となっている。
 - 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
→レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス(VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等)、車両情報の誤入力(燃料の種類を誤入力(例:EVを誤って「ガソリン」と入力)等)が考えられる。
- 安全系の不適合(4,622台)は、①カメラ、ミリ波レーダーの故障等、②センサ・システムの通信途絶等を中心に検出されており、OBD検査台数に対する割合が増加している。
 - 多くのセンサ・システムを搭載する登録車の増加に伴って、安全系の特定DTCの検出割合が増加していると考えられる。
 - 一車両において、複数の特定DTCが検出されるケースが多いが、単一箇所の故障に起因して関連する特定DTCが検出されたものと考えられる。

5

OBD検査対象装置の拡充について

資料7

- 運転支援技術等は日々進化しており、OBD検査対象装置の範囲もアップデートが必要
- 今般新たに国連基準が策定されたペダル踏み間違い時加速抑制装置など、3つの装置についてOBD検査の対象装置として追加する※1

OBD検査対象装置一覧

	装置名	OBD検査対象車※2	OBD検査開始時期※2
1	排出ガス等発散防止装置	令和3年10月以降の新型車	令和6年10月
2	アンチロックブレーキシステム(ABS)		
3	横滑り防止装置(ESC/EVSC)		
4	自動ブレーキ(AEB/AEBS)		
5	ブレーキアシストシステム(BAS)		
6	車両接近通報装置		
7	運行補助機能		
8	自動運行装置		
9	車線逸脱警報装置	令和8年9月以降の新型車	令和11年9月
10	側方衝突警報装置		
11	ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)	令和10年9月以降の新型車	令和13年9月

※1 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(令和7年6月17日公布)により追加

※2 輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、上記の1年後

令和6年度補正予算スキャンツール補助金について

資料8

- スキャンツールを導入する整備工場に対して、経費の1/3を補助(上限15万円)

対象事業者:

自動車特定整備事業者等

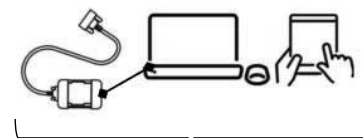
補助内容:

令和6年4月以降に購入されたスキャンツール(※)の
購入経費の一部を補助

- 補助率: 1/3以内
- 上限額: 1事業場当たり15万円

※ パソコンやタブレット等の外部端末に接続して使用するスキャンツールの場合、当該外部端末も補助の対象。ただし、令和6年度スキャンツール補助事業において既に補助を受けた機器は対象外。

パソコンやタブレット等の外部端末に接続して
使用するスキャンツール(イメージ)



補助の対象

申請期間: 令和7年3月31日 ~ 令和8年1月30日(先着順)

お問い合わせ先: TOPPAN株式会社(補助事務執行団体)

ホームページ: <https://hogo-zoushin-r6h.jp/>
(ページ下部へスライドください)

コールセンター: 03-4446-4346 (9時~18時(平日のみ))

こちら



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

資料8別紙1

令和7年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

令和6年度補正予算スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和7年3月31日（月）10:00 ～ 令和8年1月30日（金）17:00（先着順^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

（1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成部品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

（2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、下記のHP開設後に補助事業の事務を行う「TOPPAN株式会社」へご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<http://hogo-zoushin-r6h.jp/>

注）公募の受付は令和7年3月31日10時より開始します。

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】

（注：申請に関するお問い合わせは、補助事務執行団体のHPに掲載されているコールセンターをご利用下さい。）

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 田村、山口

TEL：03-5253-8111（代表）（内線：42415）

資料8別紙2

スキャンツール 補助金

先着順 最大16万円

設備費:15万円 研修費:1万円 1事業場あたり上限16万円

予算がなくなり次第終了

> 交付申請受付期間

令和7年3月31日(月)10:00~令和8年1月30日(金)17:00

> 補助対象

令和6年4月1日以降に購入し、かつ、補助対象機器一覧に記載があるもの*

※スキャンツールのために使用することを目的とした情報端末(PC・タブレット)を含む

> 備考

「令和6年度スキャンツール補助金」の交付を受けた事業者であっても、交付をうけたものとは異なる機器であれば、補助の対象となります。

詳細はこちらの二次元コードを読み込んでご確認ください



<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

電話によるお問い合わせ先はこちら

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

☎ **03-4446-4346**

受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

交付申請受付中



国土交通省

本補助金事業は、国土交通省が採択及び監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

参考資料1

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
1	三菱	5LA-GN0W	アウトランダーPHEV	普通・乗用	令和6年10月1日	
2	スズキ	5AA-HA97S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
3	スズキ	3BA-HA37S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
4	マツダ	5AA-HB97S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
5	マツダ	3BA-HB37S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
6	レクサス	3BA-VJA310W	LX600	普通・乗用	令和6年10月1日	
7	スズキ	5AA-YEH1S	エスクード	普通・乗用	令和6年10月1日	
8	ダイハツ	5BD-S700V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
9	ダイハツ	5BD-S710V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
10	ダイハツ	3BD-S700V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
11	ダイハツ	3BD-S710V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
12	ダイハツ	3BD-S700W	ハイゼットデッキバン/アトレーデッキバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
13	ダイハツ	3BD-S710W	ハイゼットデッキバン/アトレーデッキバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
14	スバル	5BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
15	スバル	5BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
16	スバル	3BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
17	スバル	3BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
18	トヨタ	5BD-S700M	ピクシス バン	軽・貨物	令和6年10月1日	
19	トヨタ	5BD-S710M	ピクシス バン	軽・貨物	令和6年10月1日	
20	トヨタ	3BD-S700M	ピクシス バン	軽・貨物	令和6年10月1日	
21	トヨタ	3BD-S710M	ピクシス バン	軽・貨物	令和6年10月1日	
22	トヨタ	6BA-MZRA90W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
23	トヨタ	6BA-MZRA92W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
24	トヨタ	6BA-MZRA95W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
25	トヨタ	6BA-MZRA97W	ノア	普通・乗用	令和6年10月1日	
26	トヨタ	6AA-ZWR90W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
27	トヨタ	6AA-ZWR92W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
28	トヨタ	6AA-ZWR95W	ノア/ウエークシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
29	三菱	ZAB-FEB8U	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和6年10月1日	
30	ホンダ	6AA-RP8	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
31	ホンダ	5BA-RP6	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
32	ホンダ	5BA-RP7	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
33	ホンダ	6AA-FL4	シビック	普通・乗用	令和6年10月1日	
34	トヨタ	ZAA-XEAM10	bZ4X	普通・乗用	令和6年10月1日	
35	トヨタ	ZAA-YEAM15	bZ4X	普通・乗用	令和6年10月1日	
36	スバル	ZAA-XEAM10X	ソルテラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
37	スバル	ZAA-YEAM15X	ソルテラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
38	ニッサン	6AA-T33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
39	ニッサン	6AA-SNT33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
40	三菱	ZAA-B5AW	eK	軽・乗用	令和6年10月1日	
41	ニッサン	ZAA-B6AW	サクラ	軽・乗用	令和6年10月1日	
42	マツダ	3CA-KH3R3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
43	トヨタ	5BA-MXPC12G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
44	トヨタ	5BA-MXPC10G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
45	トヨタ	6AA-MXPL10G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
46	トヨタ	6AA-MXPL12G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
47	トヨタ	6AA-MXPL15G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
48	スズキ	6BA-MZRA90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
49	スズキ	6BA-MZRA95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
50	スズキ	6AA-ZWR90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
51	スズキ	6AA-ZWR95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
52	マツダ	5BA-KH5P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
53	マツダ	3DA-KH3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
54	トヨタ	6AA-AZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
55	トヨタ	6AA-AZSH30	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	

- ・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
56	トヨタ	5AA-TZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
57	日野	ZAB-XED100V	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
58	日野	ZAB-XED100	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
59	ダイハツ	5BA-LA850S	ムーヴ キャンバス/ムーヴ	軽・乗用	令和6年10月1日	
60	ダイハツ	5BA-LA860S	ムーヴ キャンバス/ムーヴ	軽・乗用	令和6年10月1日	
61	ホンダ	6BA-FL5	シビック	普通・乗用	令和6年10月1日	
62	マツダ	4AA-MJ55S	フレア	軽・乗用	令和6年10月1日	
63	UDトラックス	2RG-CD5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
64	UDトラックス	2RG-CD5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
65	UDトラックス	2RG-CD5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
66	UDトラックス	2RG-CD5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
67	UDトラックス	2RG-CD5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
68	UDトラックス	2RG-CD5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
69	UDトラックス	2PG-CD5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
70	UDトラックス	2PG-CD5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
71	UDトラックス	2PG-CD5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
72	UDトラックス	2PG-CD5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
73	UDトラックス	2PG-CD5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
74	UDトラックス	2PG-CD5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
75	UDトラックス	2RG-CW5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
76	UDトラックス	2RG-CW5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
77	UDトラックス	2RG-CW5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
78	UDトラックス	2RG-CW5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
79	UDトラックス	2PG-CW5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
80	UDトラックス	2PG-CW5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
81	UDトラックス	2PG-CW5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
82	UDトラックス	2PG-CW5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
83	UDトラックス	2RG-CX5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
84	UDトラックス	2RG-CX5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
85	UDトラックス	2PG-CX5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
86	UDトラックス	2PG-CX5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
87	UDトラックス	2RG-CG5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
88	UDトラックス	2RG-CG5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
89	UDトラックス	2RG-CG5DA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
90	UDトラックス	2RG-CG5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
91	UDトラックス	2RG-CG5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
92	UDトラックス	2RG-CG5EE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
93	UDトラックス	2RG-CG5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
94	UDトラックス	2PG-CG5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
95	UDトラックス	2PG-CG5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
96	UDトラックス	2PG-CG5DA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
97	UDトラックス	2PG-CG5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
98	UDトラックス	2PG-CG5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
99	UDトラックス	2PG-CG5EE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
100	UDトラックス	2PG-CG5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
101	UDトラックス	2RG-GK5DAB	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
102	UDトラックス	2RG-GK5DAD	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
103	UDトラックス	2RG-GK5DAE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
104	UDトラックス	2RG-GK5DAK	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
105	UDトラックス	2PG-GK5DAB	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
106	UDトラックス	2PG-GK5DAD	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
107	UDトラックス	2PG-GK5DAE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
108	UDトラックス	2PG-GK5DAK	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
109	ホンダ	5BA-RZ3	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
110	ホンダ	5BA-RZ5	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
111	ホンダ	6AA-RZ4	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
112	ホンダ	6AA-RZ6	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
113	トヨタ	6AA-ZWE219H	カロラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	
114	トヨタ	6BA-MZEA12H	カロラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
115	ニッサン	5BA-C28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月1日	
116	ニッサン	5BA-FC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月1日	
117	ニッサン	5BA-NC28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月1日	
118	ニッサン	5BA-FNC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月1日	
119	トヨタ	5BA-MZEA17	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
120	トヨタ	5BA-MZEA17W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
121	トヨタ	6AA-ZWE219	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
122	トヨタ	6AA-ZWE219W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
123	トヨタ	6AA-ZWE215	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
124	トヨタ	6AA-ZWE215W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
125	UDトラック	2PG-CD4EA	ー	普通・貨物	令和6年10月1日	
126	UDトラック	2PG-CD4FA	ー	普通・貨物	令和6年10月1日	
127	UDトラック	2PG-CW4DL	ー	普通・貨物	令和6年10月1日	
128	UDトラック	2PG-CG4FA	ー	普通・貨物	令和6年10月1日	
129	UDトラック	2PG-CV4EA	ー	普通・貨物	令和6年10月1日	
130	トヨタ	6LA-AXUP85	ハリアー	普通・乗用	令和6年10月1日	
131	レクサス	6AA-AALH15	RX350h	普通・乗用	令和6年10月1日	
132	レクサス	6AA-AALH10	RX350h	普通・乗用	令和6年10月1日	
133	レクサス	6LA-AALH16	RX450h+	普通・乗用	令和6年10月1日	
134	レクサス	5BA-TALA15	RX350	普通・乗用	令和6年10月1日	
135	レクサス	5BA-TALA10	RX350	普通・乗用	令和6年10月1日	
136	レクサス	5AA-TALH17	RX500h	普通・乗用	令和6年10月1日	
137	マツダ	5LA-KH5S3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
138	いすゞ	2PG-CVR77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
139	いすゞ	2PG-CXM77DT	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
140	いすゞ	2RG-CXM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
141	いすゞ	2PG-CXM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
142	いすゞ	2PG-CYM77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
143	いすゞ	2PG-CYM77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
144	いすゞ	2PG-CYM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
145	いすゞ	2PG-CYL77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
146	いすゞ	2PG-CYL77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
147	いすゞ	2PG-CYL77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
148	いすゞ	2PG-CYL77DA	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
149	いすゞ	2RG-CXZ77DT	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
150	いすゞ	2PG-CXZ77DT	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
151	いすゞ	2PG-CYZ77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
152	いすゞ	2PG-CYZ77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
153	いすゞ	2PG-CYZ77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
154	いすゞ	2PG-CYY77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
155	いすゞ	2RG-CXY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
156	いすゞ	2PG-CXY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
157	いすゞ	2PG-CYY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
158	いすゞ	2PG-CYY77DY	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
159	いすゞ	2PG-CYG77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
160	いすゞ	2PG-CYE77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
161	いすゞ	2RG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
162	いすゞ	2PG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
163	いすゞ	2RG-CXE77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
164	いすゞ	2PG-CXE77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
165	いすゞ	2PG-CYH77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
166	いすゞ	2PG-CYJ77DL	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
167	いすゞ	2PG-CYJ77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
168	いすゞ	2PG-CYJ77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
169	いすゞ	2PG-CYJ77DA	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
170	いすゞ	2KG-CYZ77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
171	いすゞ	2DG-CYZ77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
172	いすゞ	2KG-CYZ77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
173	いすゞ	2DG-CYZ77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
174	スズキ	5AA-MA47S	ソリオ	小型・乗用	令和6年10月14日	
175	ニッサン	6AA-GC28	セレナ	小型・乗用	令和6年11月11日	
176	ニッサン	6AA-GFC28	セレナ	普通・乗用	令和6年11月11日	
177	スバル	5AA-GUD	クロストレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	
178	スバル	5AA-GUE	クロストレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	
179	トヨタ	6AA-ZVW60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
180	トヨタ	6AA-ZVW65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
181	トヨタ	6AA-MXWH60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
182	トヨタ	6AA-MXWH65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
183	トヨタ	4BA-GZEA14H	GRカローラ	普通・乗用	令和6年11月30日	
184	いすゞ	2TG-NJR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
185	いすゞ	2RG-NJR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
186	いすゞ	2TG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
187	いすゞ	2RG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
188	いすゞ	2TG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
189	いすゞ	2RG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
190	いすゞ	2PG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
191	いすゞ	2TG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
192	いすゞ	2RG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
193	ニッサン	2TG-AJR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
194	ニッサン	2RG-AJR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
195	ニッサン	2TG-AKR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
196	ニッサン	2RG-AKR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
197	ニッサン	2TG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
198	ニッサン	2RG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
199	ニッサン	2PG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
200	ニッサン	2TG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
201	ニッサン	2RG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
202	マツダ	2TG-LJR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
203	マツダ	2RG-LJR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
204	マツダ	2TG-LKR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
205	マツダ	2RG-LKR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
206	マツダ	2TG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
207	マツダ	2RG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
208	マツダ	2PG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
209	マツダ	2TG-LKR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
210	マツダ	2RG-LKR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
211	UDトラックス	2TG-BJR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
212	UDトラックス	2RG-BJR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
213	UDトラックス	2TG-BKR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
214	UDトラックス	2RG-BKR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
215	UDトラックス	2TG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
216	UDトラックス	2RG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
217	UDトラックス	2PG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
218	UDトラックス	2TG-BKR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
219	UDトラックス	2RG-BKR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
220	いすゞ	2RG-NJR88AT	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
221	いすゞ	2RG-NKR88AT	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
222	ニッサン	2RG-AJR88AT	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
223	ニッサン	2RG-AKR88AT	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
224	UDトラックス	2RG-BJR88AT	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
225	UDトラックス	2RG-BKR88AT	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
226	マツダ	2RG-LJR88AT	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
227	マツダ	2RG-LKR88AT	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
228	いすゞ	2TG-NJR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
229	いすゞ	2RG-NJR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
230	いすゞ	2TG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
231	いすゞ	2RG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
232	いすゞ	2PG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
233	いすゞ	2TG-NKR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
234	いすゞ	2RG-NKR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
235	いすゞ	2RG-NKR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
236	いすゞ	2PG-NKR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
237	ニッサン	2TG-AJR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
238	ニッサン	2RG-AJR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
239	ニッサン	2TG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
240	ニッサン	2RG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
241	ニッサン	2PG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
242	ニッサン	2TG-AKR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
243	ニッサン	2RG-AKR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
244	ニッサン	2RG-AKR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
245	ニッサン	2PG-AKR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
246	マツダ	2TG-LJR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
247	マツダ	2RG-LJR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
248	マツダ	2TG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
249	マツダ	2RG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
250	マツダ	2PG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
251	マツダ	2TG-LKR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
252	マツダ	2RG-LKR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
253	マツダ	2RG-LKR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
254	マツダ	2PG-LKR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
255	UDトラックス	2TG-BJR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
256	UDトラックス	2RG-BJR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
257	UDトラックス	2TG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
258	UDトラックス	2RG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
259	UDトラックス	2PG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
260	UDトラックス	2TG-BKR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
261	UDトラックス	2RG-BKR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
262	UDトラックス	2RG-BKR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
263	UDトラックス	2PG-BKR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
264	レクサス	ZAA-XEBM15	RZ450e	普通・乗用	令和7年2月1日	
265	三菱	ZAB-FEAVK	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
266	三菱	ZAB-FEBVK	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
267	三菱	ZAB-FEB8K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
268	三菱	ZAB-FEC9K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
269	三菱	ZAB-FED9K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
270	UDトラックス	2PG-GK6DAB	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
271	UDトラックス	2PG-GK6DAD	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
272	いすゞ	2RG-EK5DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
273	いすゞ	2RG-EK5DAD	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
274	いすゞ	2RG-EK5DAE	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
275	いすゞ	2RG-EK5DAK	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
276	いすゞ	2PG-EK5DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
277	いすゞ	2PG-EK5DAD	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
278	いすゞ	2PG-EK5DAE	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
279	いすゞ	2PG-EK5DAK	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
280	いすゞ	2PG-EK6DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
281	いすゞ	2PG-EK6DAD	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
282	UDトラックス	2DG-CW5ELPP	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
283	UDトラックス	2DG-CW5FLVP	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
284	UDトラックス	2DG-CW5FAWP	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
285	いすゞ	2DG-SW5ELPP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
286	いすゞ	2DG-SW5FLVP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
287	いすゞ	2DG-SW5FAWP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
288	UDトラックス	2PG-GW6DAH	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
289	UDトラックス	2KG-GW6DAH	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
290	UDトラックス	2DG-GW6EAH	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
291	UDトラックス	2DG-GW6ELH	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
292	いすゞ	2PG-EW6DAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
293	いすゞ	2KG-EW6DAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
294	いすゞ	2DG-EW6EAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
295	いすゞ	2DG-EW6ELH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
296	UDトラック	2DG-CG5FAYP	ー	普通・貨物	令和7年2月15日	
297	いすゞ	2DG-SG5FAYP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
298	トヨタ	6LA-MXWH61	プリウス	普通・乗用	令和7年2月15日	
299	いすゞ	2TG-NLR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
300	いすゞ	2RG-NLR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
301	いすゞ	2TG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
302	いすゞ	2RG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
303	いすゞ	2PG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
304	いすゞ	2TG-NMR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
305	いすゞ	2RG-NMR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
306	いすゞ	2TG-NNR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
307	いすゞ	2RG-NNR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
308	いすゞ	2TG-NPR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
309	いすゞ	2RG-NPR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
310	いすゞ	2PG-NPR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
311	ニッサン	2TG-ALR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
312	ニッサン	2RG-ALR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
313	ニッサン	2TG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
314	ニッサン	2RG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
315	ニッサン	2PG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
316	ニッサン	2TG-AMR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
317	ニッサン	2RG-AMR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
318	ニッサン	2TG-ANR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
319	ニッサン	2RG-ANR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
320	ニッサン	2TG-APR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
321	ニッサン	2RG-APR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
322	ニッサン	2PG-APR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
323	マツダ	2TG-LLR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
324	マツダ	2RG-LLR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
325	マツダ	2TG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
326	マツダ	2RG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
327	マツダ	2PG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
328	マツダ	2TG-LMR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
329	マツダ	2RG-LMR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
330	マツダ	2TG-LNR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
331	マツダ	2RG-LNR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
332	マツダ	2TG-LPR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
333	マツダ	2RG-LPR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
334	マツダ	2PG-LPR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
335	UDトラック	2TG-BLR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
336	UDトラック	2RG-BLR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
337	UDトラック	2TG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
338	UDトラック	2RG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
339	UDトラック	2PG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
340	UDトラック	2TG-BMR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
341	UDトラック	2RG-BMR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
342	UDトラック	2TG-BNR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
343	UDトラック	2RG-BNR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
344	UDトラック	2TG-BPR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
345	UDトラック	2RG-BPR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
346	UDトラック	2PG-BPR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
347	いすゞ	ZAB-NJR48AF	エルフ	小型・貨物	令和7年3月1日	
348	いすゞ	2RG-NLR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
349	いすゞ	2TG-NLR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
350	いすゞ	2RG-NLR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	

- ・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
351	いすゞ	2TG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
352	いすゞ	2RG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
353	いすゞ	2PG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
354	いすゞ	2TG-NMR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
355	いすゞ	2RG-NMR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
356	いすゞ	2TG-NNR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
357	いすゞ	2RG-NNR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
358	いすゞ	2RG-NPR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
359	いすゞ	2PG-NPR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
360	いすゞ	2TG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
361	いすゞ	2RG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
362	いすゞ	2PG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
363	いすゞ	2RG-NPR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
364	いすゞ	2PG-NPR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
365	いすゞ	2RG-NPR88YAM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
366	いすゞ	2PG-NPR88YAM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
367	ニッサン	2RG-ALR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
368	ニッサン	2TG-ALR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
369	ニッサン	2RG-ALR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
370	ニッサン	2TG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
371	ニッサン	2RG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
372	ニッサン	2PG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
373	ニッサン	2TG-AMR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
374	ニッサン	2RG-AMR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
375	ニッサン	2TG-ANR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
376	ニッサン	2RG-ANR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
377	ニッサン	2RG-APR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
378	ニッサン	2PG-APR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
379	ニッサン	2TG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
380	ニッサン	2RG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
381	ニッサン	2PG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
382	ニッサン	2RG-APR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
383	ニッサン	2PG-APR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
384	ニッサン	2RG-APR88YAM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
385	ニッサン	2PG-APR88YAM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
386	マツダ	2RG-LLR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
387	マツダ	2TG-LLR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
388	マツダ	2RG-LLR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
389	マツダ	2TG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
390	マツダ	2RG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
391	マツダ	2PG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
392	マツダ	2TG-LMR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
393	マツダ	2RG-LMR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
394	マツダ	2TG-LNR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
395	マツダ	2RG-LNR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
396	マツダ	2RG-LPR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
397	マツダ	2PG-LPR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
398	マツダ	2TG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
399	マツダ	2RG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
400	マツダ	2PG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
401	マツダ	2RG-LPR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
402	マツダ	2PG-LPR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
403	マツダ	2RG-LPR88YAM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
404	マツダ	2PG-LPR88YAM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
405	UDトラック	2RG-BLR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
406	UDトラック	2TG-BLR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
407	UDトラック	2RG-BLR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
408	UDトラック	2TG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
409	UDトラック	2RG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	

- ・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
410	UDトラック	2PG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
411	UDトラック	2TG-BMR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
412	UDトラック	2RG-BMR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
413	UDトラック	2TG-BNR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
414	UDトラック	2RG-BNR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
415	UDトラック	2RG-BPR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
416	UDトラック	2PG-BPR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
417	UDトラック	2TG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
418	UDトラック	2RG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
419	UDトラック	2PG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
420	UDトラック	2RG-BPR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
421	UDトラック	2PG-BPR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
422	UDトラック	2RG-BPR88YAM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
423	UDトラック	2PG-BPR88YAM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
424	いすゞ	ZAB-NJR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
425	いすゞ	ZAB-NLR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
426	スバル	3BA-GU6	インプレッサ	普通・乗用	令和7年3月8日	
427	スバル	3BA-GU7	インプレッサ	普通・乗用	令和7年3月8日	
428	日野	2DG-FS1AGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
429	日野	2DG-FS1AJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
430	日野	2DG-FS1AHE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
431	日野	2DG-FS1AHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
432	日野	2DG-FS1AHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
433	日野	2DG-FQ1AJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
434	日野	2DG-FQ1AJB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
435	日野	2DG-FR1AGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
436	日野	2DG-FR1AJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
437	日野	2DG-FR1AJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
438	日野	2DG-FR1AHE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
439	日野	2DG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
440	日野	2DG-FR1AHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
441	日野	2DG-FW1AJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
442	日野	2DG-FW1AJB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
443	日野	2DG-FW1AHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
444	日野	2DG-FW1AHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
445	日野	2DG-FN1AGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
446	日野	2DG-FN1AGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
447	日野	2DG-FN1AJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
448	日野	2DG-FN1AJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
449	日野	2DG-FH1AGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
450	日野	2KG-FH1AGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
451	日野	2KG-FH1AGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
452	日野	2DG-SH1ADGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
453	日野	2DG-SH1AGGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
454	日野	2DG-SH1AHGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
455	日野	2DG-SH1ALGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
456	マツダ	3DA-BP8R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
457	マツダ	5AA-BPEK3R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
458	マツダ	6BA-BP5R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
459	マツダ	5AA-BPFJ3R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
460	トヨタ	3BA-AGH40W	アルファード/ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
461	トヨタ	3BA-AGH45W	アルファード/ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
462	トヨタ	5BA-TAHA40W	ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
463	トヨタ	5BA-TAHA45W	ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
464	トヨタ	6AA-AAHH40W	アルファード/ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
465	トヨタ	6AA-AAHH45W	アルファード/ウエルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
466	いすゞ	ZAB-NPR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年5月17日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
467	ホンダ	6BA-JF5	N-BOX/N-BOX CUSTOM/N-BOX JOY	軽・乗用	令和7年7月19日	
468	ホンダ	6BA-JF6	N-BOX/N-BOX CUSTOM/N-BOX JOY	軽・乗用	令和7年7月19日	
469	いすゞ	2RG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
470	いすゞ	2PG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
471	いすゞ	2KG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
472	いすゞ	2RG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
473	いすゞ	2PG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
474	いすゞ	2RG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
475	いすゞ	2PG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
476	いすゞ	2RG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
477	いすゞ	2PG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
478	いすゞ	2RG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
479	いすゞ	2PG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
480	いすゞ	2RG-FSR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
481	いすゞ	2PG-FSR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
482	いすゞ	2RG-FSR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
483	いすゞ	2PG-FSR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
484	いすゞ	2RG-FSR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
485	いすゞ	2PG-FSR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
486	いすゞ	2RG-FSR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
487	いすゞ	2PG-FSR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
488	いすゞ	2RG-FRS90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
489	いすゞ	2PG-FRS90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
490	いすゞ	2RG-FRS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
491	いすゞ	2PG-FRS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
492	いすゞ	2RG-FSS90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
493	いすゞ	2PG-FSS90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
494	いすゞ	2RG-FSS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
495	いすゞ	2PG-FSS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
496	UDトラックス	2RG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
497	UDトラックス	2PG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
498	UDトラックス	2KG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
499	UDトラックス	2RG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
500	UDトラックス	2PG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
501	UDトラックス	2RG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
502	UDトラックス	2PG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
503	UDトラックス	2RG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
504	UDトラックス	2PG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
505	UDトラックス	2RG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
506	UDトラックス	2PG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
507	UDトラックス	2RG-BSR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
508	UDトラックス	2PG-BSR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
509	UDトラックス	2RG-BSR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
510	UDトラックス	2PG-BSR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
511	UDトラックス	2RG-BSR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
512	UDトラックス	2PG-BSR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
513	UDトラックス	2RG-BSR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
514	UDトラックス	2PG-BSR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
515	UDトラックス	2RG-BRS90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
516	UDトラックス	2PG-BRS90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
517	UDトラックス	2RG-BRS90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
518	UDトラックス	2PG-BRS90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
519	UDトラックス	2RG-BSS90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
520	UDトラックス	2PG-BSS90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
521	UDトラックス	2RG-BSS90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
522	UDトラックス	2PG-BSS90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
523	いすゞ	2RG-FTR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
524	いすゞ	2PG-FTR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
525	いすゞ	2RG-FTR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
526	いすゞ	2PG-FTR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
527	UDトラック	2RG-BTR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
528	UDトラック	2PG-BTR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
529	UDトラック	2RG-BTR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
530	UDトラック	2PG-BTR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
531	トヨタ	6AA-AZSH36W	クラウン	普通・乗用	令和7年8月2日	
532	トヨタ	6LA-GRG75	センチュリー	普通・乗用	令和7年8月23日	
533	マツダ	5AA-DMEJ3R	MAZDA CX-30	普通・乗用	令和7年8月23日	
534	マツダ	3DA-DM8R	MAZDA CX-30	普通・乗用	令和7年8月23日	
535	いすゞ	2PG-CYY77DU	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
536	いすゞ	2KG-CYY77DUV	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
537	いすゞ	2DG-CYY77DUV	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
538	いすゞ	2RG-CVR77DF	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
539	いすゞ	2PG-CVR77DF	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
540	いすゞ	2KG-CYJ77DW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
541	いすゞ	2DG-CYJ77DW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
542	いすゞ	2KG-CYJ77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
543	いすゞ	2DG-CYJ77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
544	BMW	ZAA-52EJ89	BMW i7 xDrive60	普通・乗用	令和7年10月1日	
545	BMW	3AA-22EH30	BMW 740i	普通・乗用	令和7年10月1日	
546	BMW	3AA-32EM44	BMW X7 M60i xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
547	BMW	3BA-52EE20	BMW X1 xDrive20i	普通・乗用	令和7年10月1日	
548	BMW	ZAA-62EF67	BMW iX1 xDrive30	普通・乗用	令和7年10月1日	
549	BMW	3BA-12GB30	BMW M3 ツーリング	普通・乗用	令和7年10月1日	
550	BMW	ZAA-42AW44	BMW i4 eDrive35	普通・乗用	令和7年10月1日	
551	BMW	3CA-22EJ30	BMW 740d xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
552	BMW	3CA-22EN30	BMW X7 xDrive40d	普通・乗用	令和7年10月1日	
553	BMW	3BA-12DM30	BMW M2	普通・乗用	令和7年10月1日	
554	メルセデス・ベンツ	3CA-254605C	GLC220d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
555	メルセデス・ベンツ	3CA-254605	GLC220d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
556	ブジョー	3BA-P54HN05	408	普通・乗用	令和7年10月1日	
557	ブジョー	3LA-P545G06H	408 HYBRID	普通・乗用	令和7年10月1日	
558	メルセデス・ベンツ	4AA-177051M	メルセデスAMG A35 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	
559	メルセデス・ベンツ	4AA-177151M	メルセデスAMG A35 4M セダン	普通・乗用	令和7年10月1日	
560	メルセデス・ベンツ	ZAA-296624	EQS 450 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
561	メルセデス・ベンツ	ZAA-296644	EQS 580 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
562	BMW	ZAA-22CF89S	BMW iX xDrive50	普通・乗用	令和7年10月1日	
563	ボルボ	2PG-4S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
564	ボルボ	2PG-4S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
565	ボルボ	2PG-4S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
566	ボルボ	2PG-5S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
567	ボルボ	2PG-5S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
568	ボルボ	2PG-5S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
569	ボルボ	2KG-4S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
570	ボルボ	2KG-4S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
571	ボルボ	2KG-4S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
572	ボルボ	2KG-5S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
573	ボルボ	2KG-5S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
574	ボルボ	2KG-5S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
575	ボルボ	2DG-5S4TBA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
576	ボルボ	2DG-5S4TCA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
577	ボルボ	2DG-5S4TBL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
578	ボルボ	2DG-5S4TCL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
579	ボルボ	2KG-4S3RKF9	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
580	ボルボ	2KG-4S3RKF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
581	ボルボ	2KG-4S3RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
582	ボルボ	2KG-5S3RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
583	ボルボ	2KG-4S4RKF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
584	ボルボ	2KG-4S4RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
585	ボルボ	2KG-4S4RKL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
586	ボルボ	2KG-4S4RTL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
587	ボルボ	2KG-5S4RKF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
588	ボルボ	2KG-5S4RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
589	ボルボ	2KG-5S4RKL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
590	ボルボ	2KG-5S4RTL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
591	BMW	3CA-42EG20	BMW X1 xDrive20d	普通・乗用	令和7年10月1日	
592	メルセデス・ベンツ	5LA-206054C	C350e	普通・乗用	令和7年10月1日	○
593	スズキ	3BA-JC74W	ジムニー	小型・乗用	令和7年10月1日	
594	BMW	3LA-22CS44	BMW XM/BMW XM Label	普通・乗用	令和7年10月1日	
595	メルセデス・ベンツ	ZAA-294612	EQE 350 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
596	アルファロメオ	3LA-AV113	トナーレ	普通・乗用	令和7年10月1日	
597	BYD	ZAA-SC2EXSQ	ATTO3	普通・乗用	令和7年10月1日	
598	BMW	3AA-12ET44	BMW X5M Competition/BMW X6M Competition	普通・乗用	令和7年10月1日	
599	BMW	3AA-32EU44S	BMW X5 M60i xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
600	BMW	3AA-32EU44A	BMW X5 M60i xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
601	BMW	3LA-42EU30	BMW X5 xDrive 50e	普通・乗用	令和7年10月1日	
602	BMW	3AA-42EX44	BMW X6 M60i xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
603	メルセデス・ベンツ	5AA-167161	メルセデスAMG GLE53 4M+	普通・乗用	令和7年10月1日	
604	メルセデス・ベンツ	5AA-167361	メルセデスAMG GLE53 4M+ C	普通・乗用	令和7年10月1日	
605	ホンダ	6AA-RC5	ODYSSEY	普通・乗用	令和7年10月1日	
606	ポルシェ	3LA-E3RL	Cayenne e-hybrid	普通・乗用	令和7年10月1日	
607	ポルシェ	3LA-E3RLA	Cayenne e-hybrid	普通・乗用	令和7年10月1日	
608	アバルト	ZAA-FA1AB	500e	小型・乗用	令和7年10月1日	
609	メルセデス・ベンツ	4LA-223182	メルセデスAMG S63 E P	普通・乗用	令和7年10月1日	○
610	メルセデス・ベンツ	4AA-118351M	メルセデスAMG CLA35 4M	普通・乗用	令和7年10月1日	
611	メルセデス・ベンツ	4AA-118651M	メルセデスAMG CLA35 4M SB	普通・乗用	令和7年10月1日	
612	ホンダ	6AA-CY2	ACCORD	普通・乗用	令和7年10月1日	
613	メルセデス・ベンツ	4LA-206080C	メルセデスAMG C63SE P	普通・乗用	令和7年10月1日	○
614	メルセデス・ベンツ	4LA-206280C	メルセデスAMG C63SE P SW	普通・乗用	令和7年10月1日	○
615	BMW	ZAA-42EJ49	BMW i7 eDrive50	普通・乗用	令和7年10月1日	
616	メルセデス・ベンツ	ZAA-294653	メルセデスAMG EQE53 4M+	普通・乗用	令和7年10月1日	○
617	BMW	ZAA-82EH93	BMW i7 M70 xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
618	メルセデス・ベンツ	3CA-214004C	E220d	普通・乗用	令和7年10月1日	○
619	メルセデス・ベンツ	3CA-223023	S450d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
620	メルセデス・ベンツ	3CA-167133	GLE450d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	
621	メルセデス・ベンツ	3CA-167333	GLE 450d 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和7年10月1日	
622	メルセデス・ベンツ	3CA-167933	GLS450d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	
623	BMW	ZAA-32FK45	BMW i5 eDrive40	普通・乗用	令和7年10月1日	
624	BMW	ZAA-42FK89	BMW i5 M60 xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
625	BMW	3AA-12FJ20	BMW 523i	普通・乗用	令和7年10月1日	
626	トヨタ	6AA-ZVG13	カローラクロス	普通・乗用	令和7年10月4日	
627	トヨタ	6AA-ZVG16	カローラクロス	普通・乗用	令和7年10月4日	
628	トヨタ	4BA-MXGA10	カローラクロス	普通・乗用	令和7年10月4日	
629	BMW	3CA-12EV30A	BMW X5 xDrive35d/BMW X5 xDrive40d	普通・乗用	令和7年10月4日	
630	BMW	3CA-12EV30S	BMW X5 xDrive35d	普通・乗用	令和7年10月4日	
631	BMW	3CA-12EY30S	BMW X6 xDrive35d	普通・乗用	令和7年10月4日	
632	スズキ	5AA-MK94S	スペーシア	軽・乗用	令和7年10月6日	
633	スズキ	4AA-MK54S	スペーシア	軽・乗用	令和7年10月6日	
634	マツダ	5AA-MM94S	フレア ワゴン	軽・乗用	令和7年10月6日	
635	マツダ	4AA-MM54S	フレア ワゴン	軽・乗用	令和7年10月6日	
636	トヨタ	3DA-GDJ76W	ランドクルーザー	普通・乗用	令和7年10月6日	
637	レクサス	6AA-AAWH10W	LM350h	普通・乗用	令和7年10月11日	
638	レクサス	6AA-AAWH15W	LM350h	普通・乗用	令和7年10月11日	
639	レクサス	5AA-TAWH15W	LM500h	普通・乗用	令和7年10月11日	
640	メルセデス・ベンツ	5LA-254656	GLC350e 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月18日	○
641	メルセデス・ベンツ	5AA-177084	A180	普通・乗用	令和7年10月18日	
642	メルセデス・ベンツ	5AA-177184	A180 セダン	普通・乗用	令和7年10月18日	
643	メルセデス・ベンツ	5AA-247084	B180	普通・乗用	令和7年10月18日	
644	メルセデス・ベンツ	5AA-118384M	CLA180	普通・乗用	令和7年10月18日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
645	プジョー	ZAA-P24ZK02	E-2008	普通・乗用	令和7年10月18日	
646	DS	ZAA-D34ZK02	DS 3 E-TENSE	普通・乗用	令和7年10月18日	
647	三菱	2PG-FU80GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
648	三菱	2PG-FU84GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
649	三菱	2PG-FU84HX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
650	三菱	2PG-FU84VX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
651	三菱	2PG-FU80GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
652	三菱	2PG-FU80HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
653	三菱	2PG-FU80VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
654	三菱	2PG-FU84GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
655	三菱	2PG-FU84HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
656	三菱	2PG-FU84VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
657	三菱	2PG-FU84GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
658	三菱	2PG-FU84HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
659	三菱	2PG-FU84VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
660	三菱	2PG-FU85GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
661	三菱	2PG-FU85HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
662	三菱	2PG-FU85VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
663	三菱	2KG-FV80GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
664	三菱	2PG-FV80GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
665	三菱	2PG-FV80HX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
666	三菱	2PG-FV80VX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
667	三菱	2PG-FV80GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
668	三菱	2PG-FV80HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
669	三菱	2PG-FV80VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
670	三菱	2PG-FV80GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
671	三菱	2PG-FV80HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
672	三菱	2PG-FV80VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
673	三菱	2PG-FV84GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
674	三菱	2PG-FV84HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
675	三菱	2PG-FV84VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
676	三菱	2PG-FY80GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
677	三菱	2PG-FY80HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
678	三菱	2PG-FY80VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
679	三菱	2PG-FY84GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
680	三菱	2PG-FY84GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
681	三菱	2PG-FY84HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
682	三菱	2PG-FY84VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
683	三菱	2PG-FS84GX	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
684	三菱	2PG-FS84GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
685	三菱	2PG-FS84HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
686	三菱	2PG-FS84VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
687	三菱	2PG-FS85GY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
688	三菱	2PG-FS85HY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
689	三菱	2PG-FS85VY	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
690	三菱	2PG-FS80HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
691	三菱	2PG-FS80VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
692	三菱	2PG-FS84GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
693	三菱	2PG-FS84HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
694	三菱	2PG-FS84VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
695	三菱	2PG-FS85GZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
696	三菱	2PG-FS85HZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
697	三菱	2PG-FS85VZ	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
698	三菱	2PG-FP84GGR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
699	三菱	2PG-FP84HDR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
700	三菱	2RG-FP84VDR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
701	三菱	2PG-FP84HER	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
702	三菱	2RG-FP84VER	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
703	三菱	2PG-FP84HGR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
704	三菱	2RG-FP84VGR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
705	三菱	2KG-FV80HJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
706	三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
707	三菱	2KG-FV84HJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
708	三菱	2KG-FV84VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
709	三菱	2PG-FV84HJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
710	三菱	2RG-FV84VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
711	三菱	2KG-FV80HYP	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
712	三菱	2KG-FV80VYP	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
713	三菱	2KG-FV80HZP	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
714	三菱	2KG-FV80VZP	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
715	トヨタ	ZBA-KZSM30	クラウン	普通・乗用	令和7年10月25日	
716	トヨタ	6AA-AZSH32	クラウン	普通・乗用	令和7年10月25日	
717	メルセデス・ベンツ	4BA-290689N	メルセデスAMG GT63S 4M+	普通・乗用	令和7年10月25日	
718	ブジョー	ZAA-P21ZK02	E-208	普通・乗用	令和7年10月25日	
719	レクサス	ZAA-XEBM10	RZ300e	普通・乗用	令和7年11月1日	
720	レクサス	6AA-MAYH10	LBX	普通・乗用	令和7年11月1日	
721	レクサス	6AA-MAYH15	LBX	普通・乗用	令和7年11月1日	
722	スズキ	5AA-ZCEDS	スイフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
723	スズキ	5AA-ZDEDS	スイフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
724	スズキ	5BA-ZCDDS	スイフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
725	スズキ	5BA-ZDDDS	スイフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
726	メルセデス・ベンツ	4AA-167985	GLS580 4MATIC	普通・乗用	令和7年11月8日	
727	三菱	ZAB-U69V	MINICAB—MiEV	軽・貨物	令和7年11月10日	
728	ニッサン	ZAB-U79V	クリッパー	軽・貨物	令和7年11月10日	
729	マツダ	5BA-ND5RE	MAZDA ROADSTER	普通・乗用	令和7年11月15日	
730	マツダ	5BA-NDERE	MAZDA ROADSTER	普通・乗用	令和7年11月15日	
731	メルセデス・ベンツ	3CA-254305C	GLC220d 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和7年11月15日	○
732	メルセデス・ベンツ	3CA-254305	GLC220d 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和7年11月15日	○
733	ホンダ	5BA-DG5	WR-V	普通・乗用	令和7年11月22日	
734	トヨタ	6AA-MXPH14	ヤリス	小型・乗用	令和7年11月29日	
735	トヨタ	6AA-MXPH17	ヤリス	小型・乗用	令和7年11月29日	
736	トヨタ	6LA-AZSH37W	クラウン	普通・乗用	令和7年12月6日	
737	いすゞ	ZAB-NHR48AF	エルフミオ	小型・貨物	令和7年12月13日	
738	レクサス	6AA-MZAH11	UX300h	普通・乗用	令和7年12月13日	
739	レクサス	6AA-MZAH16	UX300h	普通・乗用	令和7年12月13日	
740	三菱	3DF-LC2T	トライトン	普通・貨物	令和7年11月29日	
741	メルセデス・ベンツ	5LA-214054	E350e	普通・乗用	令和7年11月29日	○
742	メルセデス・ベンツ	5LA-214054C	E350e	普通・乗用	令和7年11月29日	○
743	ボルボ	ZAA-2E400R	ボルボ EX30	普通・乗用	令和7年11月29日	○
744	メルセデス・ベンツ	4AA-247751M	メルセデスAMG GLA35 4M	普通・乗用	令和7年12月6日	
745	メルセデス・ベンツ	4AA-247651M	メルセデスAMG GLB35 4M	普通・乗用	令和7年12月6日	
746	メルセデス・ベンツ	4AA-254687C	メルセデスAMG GLC43 4M	普通・乗用	令和7年12月13日	○
747	メルセデス・ベンツ	4AA-214050C	E200	普通・乗用	令和7年12月13日	○
748	メルセデス・ベンツ	ZAA-295121C	EQE 350+	普通・乗用	令和7年12月20日	○
749	ポルシェ	3LA-E3RNA	Cayenne S e-hybrid	普通・乗用	令和8年1月17日	
750	ポルシェ	3LA-E3RRA	Cayenne Turbo	普通・乗用	令和8年1月17日	
751	BMW	3CA-22FL20	BMW 523d xDrive	普通・乗用	令和7年12月27日	
752	メルセデス・ベンツ	4AA-214250C	E200ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年1月17日	○
753	メルセデス・ベンツ	3CA-214204C	E220dステーションワゴン	普通・乗用	令和8年1月17日	○
754	いすゞ	2DG-FVZ26U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
755	いすゞ	2KG-FVR26U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
756	いすゞ	2PG-FVR26U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
757	UDトラック	2DG-BVZ26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
758	UDトラック	2KG-BVR26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
759	UDトラック	2PG-BVR26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
760	BMW	3BA-12EF20	BMW X1 M35i xDrive	普通・乗用	令和8年2月7日	
761	BMW	3BA-42GM20	BMW X2 xDrive20i	普通・乗用	令和8年1月31日	
762	MINI	3BA-22GA20	MINI カントリーマン S ALL4	普通・乗用	令和8年2月21日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
763	MINI	3DA-62GA20	MINI カントリーマン D	普通・乗用	令和8年2月21日	
764	メルセデス・ベンツ	4LA-254680C	メルセデスAMG GLC63S E P	普通・乗用	令和8年1月24日	○
765	いすゞ	ZAC-LV828L1	エルガEV	乗合	令和8年2月28日	
766	日野	ZAC-KV828L1	ブルーリボンZ EV	乗合	令和8年2月28日	
767	ホンダ	5BA-RV4	VEZEL	普通・乗用	令和8年3月13日	
768	メルセデス・ベンツ	4AA-236350C	CLE200クーペ	普通・乗用	令和8年3月6日	○
769	メルセデス・ベンツ	4AA-247784M	GLA180	普通・乗用	令和8年2月28日	
770	メルセデス・ベンツ	4AA-254387C	メルセデスAMG GLC43 4Mクーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
771	メルセデス・ベンツ	4LA-254380C	メルセデスAMG GLC63SEPクーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
772	メルセデス・ベンツ	5AA-214046C	E300	普通・乗用	令和8年3月6日	○
773	メルセデス・ベンツ	5AA-214046	E300	普通・乗用	令和8年3月6日	○
774	メルセデス・ベンツ	5AA-214246C	E300 ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年3月6日	○
775	メルセデス・ベンツ	5AA-214246	E300 ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年3月6日	○
776	メルセデス・ベンツ	5LA-254356	GLC350e 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
777	トヨタ	3BA-TRJ250W	ランドクルーザー	普通・乗用	令和8年4月10日	
778	トヨタ	3DA-GDJ250W	ランドクルーザー	普通・乗用	令和8年4月10日	
779	ホンダ	5BA-GT1	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
780	ホンダ	5BA-GT2	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
781	ホンダ	5BA-GT3	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
782	ホンダ	5BA-GT4	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
783	ホンダ	6AA-GT5	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
784	ホンダ	6AA-GT6	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
785	ホンダ	6AA-GT7	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
786	ホンダ	6AA-GT8	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
787	マツダ	3CA-KL3R3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
788	マツダ	3DA-KL3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
789	マツダ	5LA-KL5S3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
790	レクサス	3BA-VJA252W	GX550	普通・乗用	令和8年4月10日	
791	BMW	ZAA-72EG33	BMW iX1 eDrive20	普通・乗用	令和8年3月29日	
792	MINI	3BA-12GA15	MINI カントリーマン C	普通・乗用	令和8年4月3日	
793	メルセデス・ベンツ	4AA-247684M	GLB180	普通・乗用	令和8年4月17日	
794	メルセデス・ベンツ	5AA-223063N	S500 4MATIC	普通・乗用	令和8年3月27日	○
795	メルセデス・ベンツ	5AA-223163N	S500 4MATIC	普通・乗用	令和8年3月27日	○
796	メルセデス・ベンツ	ZAA-243702C	EQA 250 +	普通・乗用	令和8年4月10日	
797	日野	2KG-FN1AGC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
798	日野	2KG-FN1AGE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
799	日野	2KG-FR1AGE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
800	日野	2KG-FR1AHB	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
801	日野	2KG-FR1AHC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
802	日野	2KG-FR1AHE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
803	日野	2KG-FR1AJE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
804	日野	2KG-FS1AGE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
805	日野	2KG-FS1AHB	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
806	日野	2KG-FS1AHC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
807	日野	2KG-FS1AHE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
808	日野	2KG-FS1AJE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
809	日野	2KG-FW1AHB	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
810	日野	2KG-FW1AHC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
811	日野	2KG-SH1AGGC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
812	日野	2KG-SH1AHGC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
813	日野	2PG-FH1AGC	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
814	日野	2PG-FH1AGE	/	普通・貨物	令和8年5月22日	
815	ホンダ	ZAB-JJ3	N-VAN	軽・貨物	令和8年4月24日	
816	ポルシェ	ZAA-J1SM11	Taycan	普通・乗用	令和8年5月22日	
817	ポルシェ	ZAA-J1SM12	Taycan	普通・乗用	令和8年5月22日	
818	ポルシェ	ZAA-J1SM22	Taycan 4	普通・乗用	令和8年5月22日	
819	ポルシェ	ZAA-J1SN	Taycan 4S	普通・乗用	令和8年5月22日	
820	ポルシェ	ZAA-J1SO	Taycan Turbo	普通・乗用	令和8年5月22日	
821	ポルシェ	ZAA-J1SP	Taycan Turbo S	普通・乗用	令和8年5月22日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
822	メルセデス・ベンツ	3CA-214004	E220d	普通・乗用	令和8年5月8日	○
823	メルセデス・ベンツ	3CA-214204	E220dステーションワゴン	普通・乗用	令和8年5月8日	○
824	メルセデス・ベンツ	4AA-214050	E200	普通・乗用	令和8年5月8日	○
825	メルセデス・ベンツ	4AA-214250	E200ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年5月8日	○
826	メルセデス・ベンツ	4AA-236450C	CLE200カブリオレ	普通・乗用	令和8年5月15日	○
827	メルセデス・ベンツ	ZAA-243602C	EQB250+	普通・乗用	令和8年5月15日	
828	ルノー	3DA-KFKK9K	カンゲー	普通・乗用	令和8年5月15日	
829	いすゞ	2SG-NJR88AM	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
830	いすゞ	2SG-NKR88AM	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
831	いすゞ	2SG-NLR88AM	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
832	いすゞ	2SG-NMR88AM	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
833	いすゞ	2SG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
834	いすゞ	2SG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和8年6月5日	
835	いすゞ	3DF-NHR87AF	エルフミオ	小型・貨物	令和8年6月5日	
836	ニッサン	3DF-AHR87AF	アトラス	小型・貨物	令和8年6月5日	
837	ホンダ	5BA-FL1	シビック	普通・乗用	令和8年5月29日	
838	マツダ	3DF-LHR87AF	タイタン	小型・貨物	令和8年6月5日	
839	レクサス	4BA-GAYA16	LBX	普通・乗用	令和8年5月29日	
840	スズキ	4AA-WDB3S	フロンクス	普通・乗用	令和8年5月31日	
841	スズキ	4AA-WEB3S	フロンクス	普通・乗用	令和8年5月31日	
842	BMW	3BA-82GM20	BMW X2 M35i xDrive	普通・乗用	令和8年5月29日	
843	BMW	3CA-22GW20	BMW 523d xDriveツアリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
844	BMW	ZAA-12HH45	BMW i5 eDrive40ツアリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
845	BMW	ZAA-32HH89	BMW i5M60xDriveツアリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
846	BMW	ZAA-72GM67	BMW iX2 xDrive30	普通・乗用	令和8年6月12日	
847	ボルボ	ZAA-2E400A	ボルボ EX30	普通・乗用	令和8年5月29日	○
848	MINI	3BA-12GD15	MINI Cooper C	普通・乗用	令和8年6月12日	
849	MINI	3BA-22GD20	MINI Cooper S	普通・乗用	令和8年6月12日	
850	MINI	ZAA-12GC32	MINI Cooper E	普通・乗用	令和8年5月29日	
851	MINI	ZAA-22GC32	MINI Cooper SE	普通・乗用	令和8年5月29日	
852	MINI	ZAA-42GA33	MINI カントリーマン E	普通・乗用	令和8年6月12日	
853	MINI	ZAA-52GA67	MINI カントリーマン SE ALL4	普通・乗用	令和8年6月12日	
854	メルセデス・ベンツ	4AA-236362C	メルセデスAMG CLE53 4M+ C	普通・乗用	令和8年6月19日	○
855	メルセデス・ベンツ	4LA-232482C	メルセデスAMG SL63 S E P	普通・乗用	令和8年6月5日	○
856	BMW	3CA-42EG20T	BMW X1 xDrive20d	普通・乗用	令和8年7月17日	
857	メルセデス・ベンツ	4AA-465250C	メルセデスAMG G63	普通・乗用	令和8年7月17日	
858	メルセデス・ベンツ	ZAA-296955	メルセデス・マイバツハ EQS680	普通・乗用	令和8年7月3日	○
859	ニッサン	6AA-SFNC28	セレナ	普通・乗用	令和8年8月23日	
860	ニッサン	6AA-SNC28	セレナ	小型・乗用	令和8年8月23日	
861	フィアット	ZAA-FH1FI	600e	普通・乗用	令和8年7月24日	
862	フォルクスワーゲン	3AA-CT15	ティグアン 1.5 TSI	普通・乗用	令和8年8月7日	
863	ブジョー	5AA-P51HN09	308	普通・乗用	令和8年8月21日	
864	メルセデス・ベンツ	ZAA-465600C	G580	普通・乗用	令和8年8月21日	
865	ジープ	ZAA-FH1JE	アベンジャー	普通・乗用	令和8年7月24日	
866	シトロエン	ZAA-C41ZK02	e-C4	普通・乗用	令和8年8月28日	
867	MINI	3BA-42GD15	MINI Cooper 5 Door C	普通・乗用	令和8年8月28日	
868	MINI	3BA-52GD20	MINI Cooper 5 Door S	普通・乗用	令和8年8月28日	
869	BMW	ZAA-52GM33	BMW iX2 eDrive20	普通・乗用	令和8年9月11日	
870	BMW	3BA-12GM15	BMW X2 sDrive18i	普通・乗用	令和8年9月11日	
871	フォルクスワーゲン	3AA-CJ15V	パサート 1.5 TSI	普通・乗用	令和8年9月11日	
872	フォルクスワーゲン	3LA-CJ15V	パサート GTE	普通・乗用	令和8年9月11日	
873	スバル	5AA-GUF	クロストレック	普通・乗用	令和8年9月11日	
874	マツダ	5AA-DREJ3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
875	マツダ	3LA-DR8V3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
876	マツダ	ZAA-DRH3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
877	BMW	3AA-32GP20	BMW X3 20 xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
878	BMW	3AA-72GP30	BMW X3 M50 xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
879	BMW	3CA-12GR20	BMW X3 20d xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
880	ポルシェ	3LA-G3SB	Panamera 4 e-hybrid	普通・乗用	令和8年9月18日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
881	ポルシェ	3LA-G3SC	Panamera 4S e-hybrid	普通・乗用	令和8年9月18日	
882	ポルシェ	3LA-G3SE	Panamera Turbo	普通・乗用	令和8年9月18日	
883	ポルシェ	3LA-G3SF	Panamera Turbo S	普通・乗用	令和8年9月18日	
884	メルセデス・ベンツ	3CA-465310C	G450d	普通・乗用	令和8年9月18日	
885	メルセデス・ベンツ	3CA-214214	E220d 4MATIC AT	普通・乗用	令和8年9月18日	○
886	メルセデス・ベンツ	3DA-447811CP	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
887	メルセデス・ベンツ	3DA-447813P	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
888	メルセデス・ベンツ	3DA-447815P	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
889	MINI	ZAA-32GC32	MINI Aceman E	普通・乗用	令和8年9月25日	
890	MINI	ZAA-82GC32	MINI Aceman SE	普通・乗用	令和8年9月25日	
891	トヨタ	6LA-AAHP45W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和8年9月25日	
892	ポルシェ	ZAA-J1SR	Taycan Turbo GT	普通・乗用	令和8年10月2日	
893	フォルクスワーゲン	3DA-CJ20V	パサート 2.0 TDI	普通・乗用	令和8年10月9日	
894	フォルクスワーゲン	3DA-CT20	ティグアン 2.0 TDI	普通・乗用	令和8年10月9日	
895	BMW	3LA-82FK44	BMW M5	普通・乗用	令和8年10月16日	
896	BMW	3AA-82GE15	BMW 120i/BMW 220 Gran Coupe	普通・乗用	令和8年10月16日	
897	BMW	3BA-22GE20	BMW M135 xDrive/BMW M235 xDrive GC	普通・乗用	令和8年10月16日	
898	いすゞ	ZAC-LV828Q1	エルガEV	乗合	令和8年10月16日	
899	日野	ZAC-KV828Q1	ブルーリボンZ EV	乗合	令和8年10月16日	
900	メルセデス・ベンツ	4AA-232450CN	メルセデスAMG SL43	普通・乗用	令和8年10月23日	○
901	DS	3AA-D34HN09	DS 3	普通・乗用	令和8年10月30日	
902	メルセデス・ベンツ	4AA-236462C	メルセデスAMG CLE53 4M+CA	普通・乗用	令和8年10月9日	○
903	メルセデス・ベンツ	4AA-206087CN	メルセデスAMG C43 4MATIC	普通・乗用	令和8年11月6日	○
904	メルセデス・ベンツ	4AA-206287CN	メルセデスAMG C43 4M SW	普通・乗用	令和8年11月6日	○
905	BYD	ZAA-EKXYA	SEAL	普通・乗用	令和8年11月6日	
906	BYD	ZAA-EKXYC	SEAL	普通・乗用	令和8年11月6日	
907	アウディ	ZAA-GF01A	アウディ Q6 e-tron エアサス	普通・乗用	令和8年11月13日	
908	アウディ	ZAA-GF01S	アウディ Q6 e-tron	普通・乗用	令和8年11月13日	
909	アウディ	ZAA-GF11A	アウディ Q6 e-tron qエアサス	普通・乗用	令和8年11月13日	
910	アウディ	ZAA-GF11S	アウディ Q6 e-tron q	普通・乗用	令和8年11月13日	
911	アウディ	ZAA-GFSA	アウディ SQ6 e-tron エアサス	普通・乗用	令和8年11月13日	
912	アウディ	ZAA-GFSS	アウディ SQ6 e-tron	普通・乗用	令和8年11月13日	
913	メルセデス・ベンツ	4AA-192342C	メルセデスAMG GT43クーペ	普通・乗用	令和8年11月13日	○
914	フィアット	3AA-FH1FIM	600	普通・乗用	令和8年11月20日	
915	メルセデス・ベンツ	4LA-214063C	メルセデスAMG E53 HB 4M+	普通・乗用	令和8年11月22日	○
916	メルセデス・ベンツ	4LA-214263C	メルセデスAMG E53 HB4M+SW	普通・乗用	令和8年11月22日	○
917	ポルシェ	ZAA-H2SA22	Macan 4	普通・乗用	令和8年11月27日	
918	ポルシェ	ZAA-H2SA22A	Macan 4	普通・乗用	令和8年11月27日	
919	ポルシェ	ZAA-H2SCA	Macan Turbo	普通・乗用	令和8年11月27日	
920	ブジョー	5AA-P64HN09	3008	普通・乗用	令和8年11月27日	
921	ブジョー	5AA-P74HN09	5008	普通・乗用	令和8年11月27日	
922	ブジョー	ZAA-P64ZK03	E-3008	普通・乗用	令和8年11月27日	
923	アウディ	3BA-FU20	アウディ A5	普通・乗用	令和8年11月27日	
924	アウディ	3AA-FUS	アウディ S5	普通・乗用	令和8年11月27日	
925	いすゞ	ZAB-NKR48AM	エルフ	普通・貨物	令和8年11月27日	
926	いすゞ	ZAB-NMR48AM	エルフ	普通・貨物	令和8年11月27日	
927	スズキ	5AA-MAD7S	ソリオ	小型・乗用	令和8年12月6日	
928	三菱	5AA-MBD7S	デリカD:2	小型・乗用	令和8年12月6日	
929	ポルシェ	ZAA-H2SA12	Macan	普通・乗用	令和8年12月11日	
930	ポルシェ	ZAA-H2SA12A	Macan	普通・乗用	令和8年12月11日	
931	ポルシェ	ZAA-H2SB	Macan 4S	普通・乗用	令和8年12月11日	
932	ポルシェ	ZAA-H2SBA	Macan 4S	普通・乗用	令和8年12月11日	
933	メルセデス・ベンツ	ZAA-243613C	EQB 350 4MATIC	普通・乗用	令和8年12月11日	
934	UDトラック	2PG-BXM77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
935	UDトラック	2RG-BXM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
936	UDトラック	2PG-BXM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
937	UDトラック	2PG-BYM77DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
938	UDトラック	2PG-BYM77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
939	UDトラック	2PG-BYM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
940	UDトラック	2PG-BYL77DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
941	UDトラック	2PG-BYL77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
942	UDトラック	2PG-BYL77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
943	UDトラック	2PG-BYL77DA	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
944	UDトラック	2RG-BXZ77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
945	UDトラック	2PG-BXZ77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
946	UDトラック	2PG-BYZ77DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
947	UDトラック	2PG-BYZ77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
948	UDトラック	2PG-BYZ77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
949	UDトラック	2PG-BYY77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
950	UDトラック	2RG-BXY77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
951	UDトラック	2PG-BXY77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
952	UDトラック	2PG-BYY77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
953	UDトラック	2PG-BYY77DY	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
954	UDトラック	2PG-BYY77DU	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
955	UDトラック	2PG-BYH77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
956	UDトラック	2PG-BYJ77DL	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
957	UDトラック	2PG-BYJ77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
958	UDトラック	2PG-BYJ77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
959	UDトラック	2PG-BYJ77DA	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
960	シトロエン	3AA-C41HN09	C4	普通・乗用	令和9年1月15日	
961	BMW	3AA-12GV20	BMW 523i ツーリング	普通・乗用	令和9年1月15日	
962	ポルシェ	ZAA-J1SM21	Taycan 4	普通・乗用	令和9年1月29日	
963	ポルシェ	ZAA-J1SQ	Taycan GTS	普通・乗用	令和9年1月29日	
964	ジープ	3AA-BV15	レネゲード	普通・乗用	令和9年1月29日	
965	MINI	3BA-12GX20	MINI クーパー コンバーチブル C	普通・乗用	令和9年1月29日	
966	MINI	3BA-22GX20	MINI クーパー コンバーチブル S	普通・乗用	令和9年1月29日	
967	MINI	3BA-32GD20	MINI JCW	普通・乗用	令和9年1月29日	
968	MINI	3BA-32GX20	MINI JCW コンバーチブル	普通・乗用	令和9年1月29日	
969	メルセデス・ベンツ	4LA-192382C	メルセデスAMG GT63 SE P C	普通・乗用	令和9年2月5日	○
970	アウディ	ZAA-GH01A	アウディ A6 e-tron エアサス	普通・乗用	令和9年2月5日	
971	アウディ	ZAA-GH01S	アウディ A6 e-tron	普通・乗用	令和9年2月5日	
972	アウディ	ZAA-GHSA	アウディ S6 e-tron エアサス	普通・乗用	令和9年2月5日	
973	MINI	ZAA-12HF32	MINI JCW E	普通・乗用	令和9年2月12日	
974	MINI	ZAA-22HF32	MINI JCW Aceman E	普通・乗用	令和9年2月12日	
975	ルノー	3AA-HJBH5HH	キャプチャー	普通・乗用	令和9年2月12日	
976	BMW	3CA-22GF20	BMW 120d/BMW 220dグランクーペ	普通・乗用	令和9年2月19日	
977	アウディ	3AA-GU20A	アウディ Q5 TFSIq エアサス	普通・乗用	令和9年3月5日	
978	アウディ	3AA-GU20S	アウディ Q5 TFSIq	普通・乗用	令和9年3月5日	
979	アウディ	3AA-GUSA	アウディ SQ5 エアサス	普通・乗用	令和9年3月5日	
980	アウディ	3AA-GUSS	アウディ SQ5	普通・乗用	令和9年3月5日	
981	BMW	3LA-82GV44	BMW M5 ツーリング	普通・乗用	令和9年3月5日	
982	フォルクスワーゲン	ZAA-EB01	ID. Buzz	普通・乗用	令和9年3月12日	
983	フォルクスワーゲン	ZAA-EB01L	ID. Buzz LWB	普通・乗用	令和9年3月12日	
984	ヒョンデ	ZAA-B1511	INSTER	小型・乗用	令和9年3月26日	○
985	ヒョンデ	ZAA-B1521	INSTER	小型・乗用	令和9年3月26日	○
986	メルセデス・ベンツ	4BA-192378C	メルセデスAMG GT63 4M+クーペ	普通・乗用	令和9年4月2日	○
987	アルファロメオ	ZAA-FH1AR	ジュニア エレトリカ	普通・乗用	令和9年4月23日	
988	アルファロメオ	3AA-FH1ARM	ジュニア イブリダ	普通・乗用	令和9年4月23日	
989	スバル	5BA-LA850F	ステラ	軽・乗用	令和9年4月23日	
990	スバル	5BA-LA860F	ステラ	軽・乗用	令和9年4月23日	
991	ヒョンデ	ZAA-HA861	KONA	普通・乗用	令和9年5月14日	○
992	ヒョンデ	ZAA-HA871	KONA	普通・乗用	令和9年5月14日	○
993	BYD	ZAA-UKXYAS	SEALION 7	普通・乗用	令和9年5月14日	
994	BYD	ZAA-UKXYTS	SEALION 7	普通・乗用	令和9年5月14日	
995	いすゞ	2WG-NJS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
996	いすゞ	2WG-NKS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
997	いすゞ	2WG-NLS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
998	いすゞ	2WG-NMS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	

・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

	車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
999	いすゞ	2WG-NNS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
1000	いすゞ	2WG-NPS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
1001	UDトラックス	2WG-BJS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1002	UDトラックス	2WG-BKS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1003	UDトラックス	2WG-BLS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1004	UDトラックス	2WG-BMS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1005	UDトラックス	2WG-BNS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1006	UDトラックス	2WG-BPS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1007	ニッサン	2WG-AJS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1008	ニッサン	2WG-AKS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1009	ニッサン	2WG-ALS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1010	ニッサン	2WG-AMS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1011	ニッサン	2WG-ANS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1012	ニッサン	2WG-APS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1013	マツダ	2WG-LJS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1014	マツダ	2WG-LKS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1015	マツダ	2WG-LLS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1016	マツダ	2WG-LMS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1017	マツダ	2WG-LNS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1018	マツダ	2WG-LPS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1019	ブジョー	5AA-P24HN09	2008	普通・乗用	令和9年5月28日	
1020	ポルシェ	3LA-G3TB	Panamera 4 e-hybrid	普通・乗用	令和9年5月30日	
1021	ポルシェ	3LA-G3TC	Panamera 4S e-hybrid	普通・乗用	令和9年5月30日	
1022	ポルシェ	3LA-G3TE	Panamera Turbo	普通・乗用	令和9年5月30日	
1023	ポルシェ	3LA-G3TF	Panamera Turbo S	普通・乗用	令和9年5月30日	

- ・ ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
- ・ OBD検査開始日が到来していても初度登録年月又は初度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 7 日

（一社）日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場における O B D 検査の判定フローについて（周知依頼）

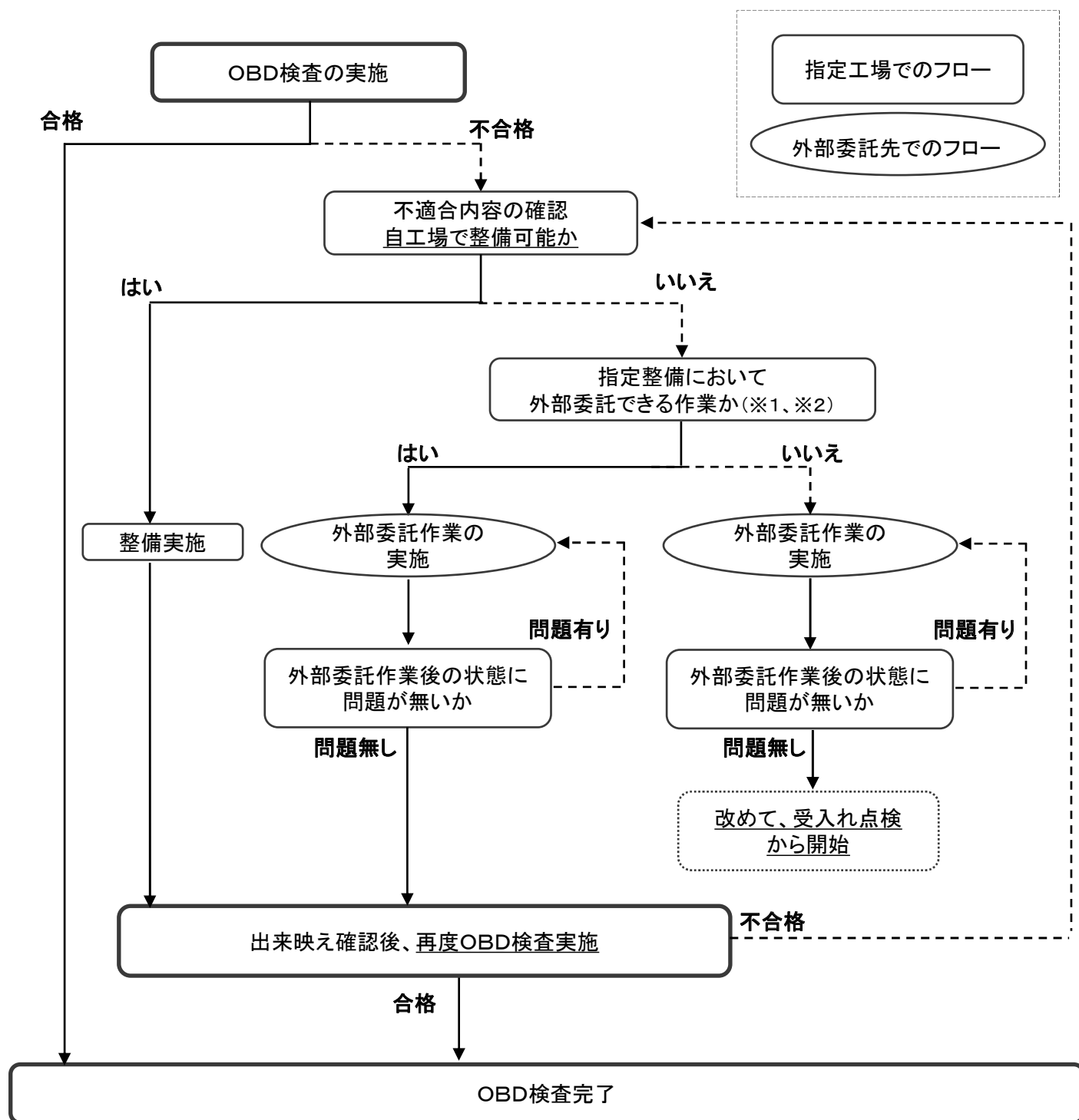
標記について、令和 6 年 10 月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（O B D 検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

ついては、指定工場における O B D 検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD 検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテルが点灯、その後テルテルは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

障害時等の「特例措置」

参考資料4

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)を実施可能。

対 象

- ① OBD検査用サーバーの障害
- ② 通信障害・電力障害
- ③ OBD検査用サーバーのアップデートなど整備工場の責でないと機構が認めた場合
- ④ アップデート時にエラーが発生した場合

対象外

- 自社の保有する機器の障害
- 『OBD確認』を行う場合
- 検査用スキャンツール または 自動車のOBDの不具合によるもの

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断

Q

特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。

通 達

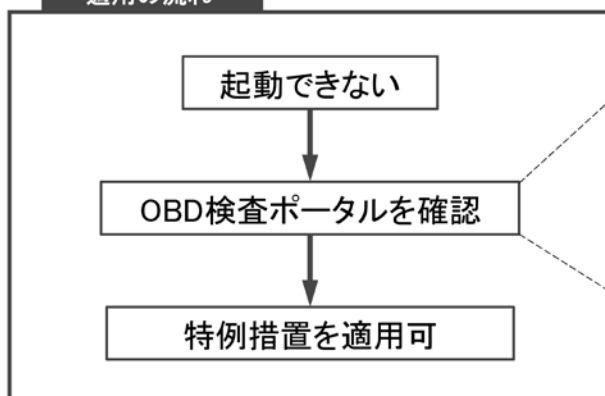
- ①～③「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)
- ④「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

1

パターン1 機構による障害認定

①サーバー障害、②通信・電力障害

適用の流れ



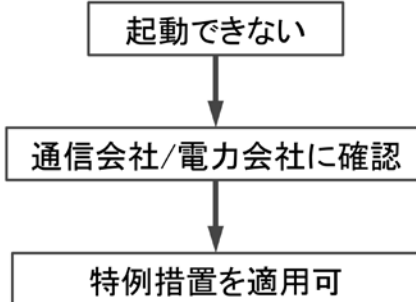
特例措置は障害認定日時から復旧日の24:00まで適用可能

2

パターン2 整備工場による判断

②通信・電力障害(の場合のみ)

適用の流れ



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- ☐ 通信・電力障害の発生を認識した日時
(記載例)
・令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の確認方法
(記載例)
・通信会社(●●株式会社)のホームページより確認
・電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
(記載例)
・令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
(記載例)
・国土 太郎 (自社自動車検査員)
・交通 次郎 (自社事務員)
- ☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付)

確認記録
・適用日時
を2年間保存



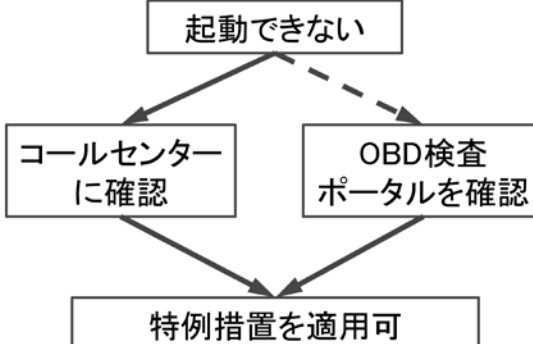
特例措置は障害発生を確認してから障害発生日の24:00まで適用可能

3

パターン3 機構が認めた期間のみ

③OBD検査用サーバーのアップデートなど整備工場の責でないもの

適用の流れ



お知らせ

2025/06/13 システム情報

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日～29日)

OBD検査ポータル

ホーム | OBD検査について | 検査の実施手順 | 検査の実施方法 | 事業場情報等の管理 | 操作マニュアル・学習資料

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日～29日)

2025年6月13日 システム情報

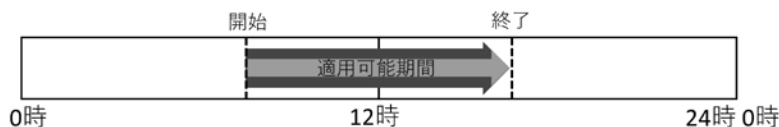
以下の日時において、システムメンテナンス作業のためOBD検査システムを停止いたします。
OBD検査システムが停止している間は、特定OTC照会アプリや各システムのご利用、事業場ID申請ができません。
指定工場においてシステム停止中にOBD検査を実施する場合は、国土交通省連絡(8)に基づき特例措置を適用いたします。
大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【システムメンテナンス予定日時】
令和7年6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00
※作業状況により終了時間が前後する場合がございます。
※作業が完了しましたら、OBD検査ポータルでお知らせいたします。

【特例措置適用日時】
6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00
※作業終了時刻が早まって上記期間までは適用が可能です。
※作業終了時刻が遅れた場合はOBD検査ポータルにて適用日時の変更をお知らせします。

【OBD検査の特例措置】
機器による検査に代え、真実を示すテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより適合と判断することができます。
(特例措置の扱いには適用されません。)

適用可能期間はココ



特例措置は機構が認めた期間のみ適用可能

4

パターン4 特例番号受領

④アップデートエラー時の特例

- 利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合についても、特例措置の対象に該当。
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。
 - ▶ 特例措置が可能であることを説明する
 - ▶ 連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する
- 受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、特例番号を指定整備記録簿に記録。

付与状況（事業場名）を
機構から国土交通省に報告

左	N	N/kg	N/kg	主×1
右	N	N/kg	N/kg	
計	N	N/kg	N/kg	
手動	N	N/kg	N/kg	
走行テスト等の方法と結果	OBD検査特例適用 確認日：令和●年●月●日 ○時○分 テール点灯・点滅なし 特例番号：UD12-241234-123			光 度 副×1

特例番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- ・ 解消するかしないかわからない段階で受領できる。
- ・ 受領後、解消したかどうかの連絡をする必要はない。

受領の要否は事業者の意思による

- ・ 事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、受領の意思があれば、コールセンターは付与する。
- ・ 受領後に、実際に特例番号によりOBD検査を実施するかどうか、事業者が判断する。
- ・ 結果、事業者が受領した特例番号を使用しなくても、コールセンターへの連絡は不要。

『OBD確認』は対象外

- ・ 対象とするのは法令で実施が必須である『OBD検査』のみ。
- ・ つまり、付与の対象は指定工場のみ、認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- ・ 特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。（当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。）
- ・ 翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領することも可

- ・ 事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。

5

「特例措置」適用時の記録

記録方法

- 指定整備記録簿に次のことを記載。

- ・ 『OBD検査結果』欄の「良」に○印を記載
- ・ 『走行テスト等の方法と結果』欄にテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載（※④アップデートエラーの場合は特例番号も併せて記載）

【記載例】：『走行テスト等の方法と結果』欄

OBD検査特例適用
確認日：令和●年●月●日 ○時○分
テール点灯・点滅なし
(特例番号：UD12-241234-123)

※④アップデート
エラーの場合

- テール点灯の点灯状況について写真又は動画で記録。

この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておく。

第三号様式（指定整備記録簿）（国土交通省の定める様式）

○点検及び整備の履歴等

項目	左	右	計	手動
前照灯	点検	点検	点検	点検
速度計	点検	点検	点検	点検
エンジン	点検	点検	点検	点検
ブレーキ	点検	点検	点検	点検
タイヤ	点検	点検	点検	点検
その他	点検	点検	点検	点検

○OBD検査結果

項目	左	右	計	手動
前照灯	点検	点検	点検	点検
速度計	点検	点検	点検	点検
エンジン	点検	点検	点検	点検
ブレーキ	点検	点検	点検	点検
タイヤ	点検	点検	点検	点検
その他	点検	点検	点検	点検

○OBD検査結果

項目	左	右	計	手動
前照灯	点検	点検	点検	点検
速度計	点検	点検	点検	点検
エンジン	点検	点検	点検	点検
ブレーキ	点検	点検	点検	点検
タイヤ	点検	点検	点検	点検
その他	点検	点検	点検	点検

第三号様式（指定整備記録簿）（国土交通省の定める様式）

○OBD検査結果

項目	左	右	計	手動
前照灯	点検	点検	点検	点検
速度計	点検	点検	点検	点検
エンジン	点検	点検	点検	点検
ブレーキ	点検	点検	点検	点検
タイヤ	点検	点検	点検	点検
その他	点検	点検	点検	点検

『OBD検査結果』欄

『走行テスト等の方法と結果』欄

左	N	N/kg	N/kg	主×100
右	N	N/kg	N/kg	
計	N	N/kg	N/kg	
手動	N	N/kg	N/kg	
走行テスト等の方法と結果	OBD検査特例適用 確認日：令和●年●月●日 ○時○分 テール点灯・点滅なし (特例番号：UD12-241234-123)			光 度 副×100

6

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の故障をみつけます

OBD 検査
ポータルサイト



令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD 検査)が追加されます

OBD 検査は、法令により義務付けられています

OBD 検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD 検査・OBD 確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場で



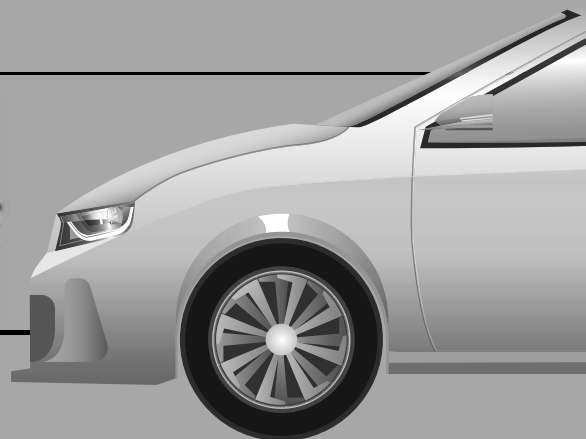
◀ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD 検査対象」と記載があります

※OBD 検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車

? 『OBD 検査』についてよくある質問

☒ OBD 検査ってどうやるの?

自動車のコンピューター(OBD)に特別な診断機(検査用スキャンツール)を接続して電子装置の故障の有無を確認します



☒ 電子装置の故障が見つかった場合 車検に通らないのですか

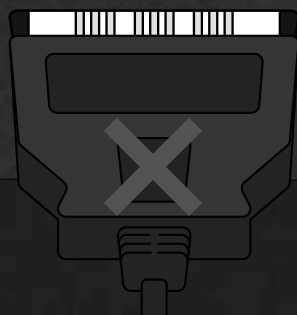
修理しなければ車検に通りません

☒ OBD 検査や故障の修理には 費用がかかりますか

費用がかかります
料金は車検を受ける整備工場に
ご確認ください



※差し込み口は運転席の右下または
左下などにあります



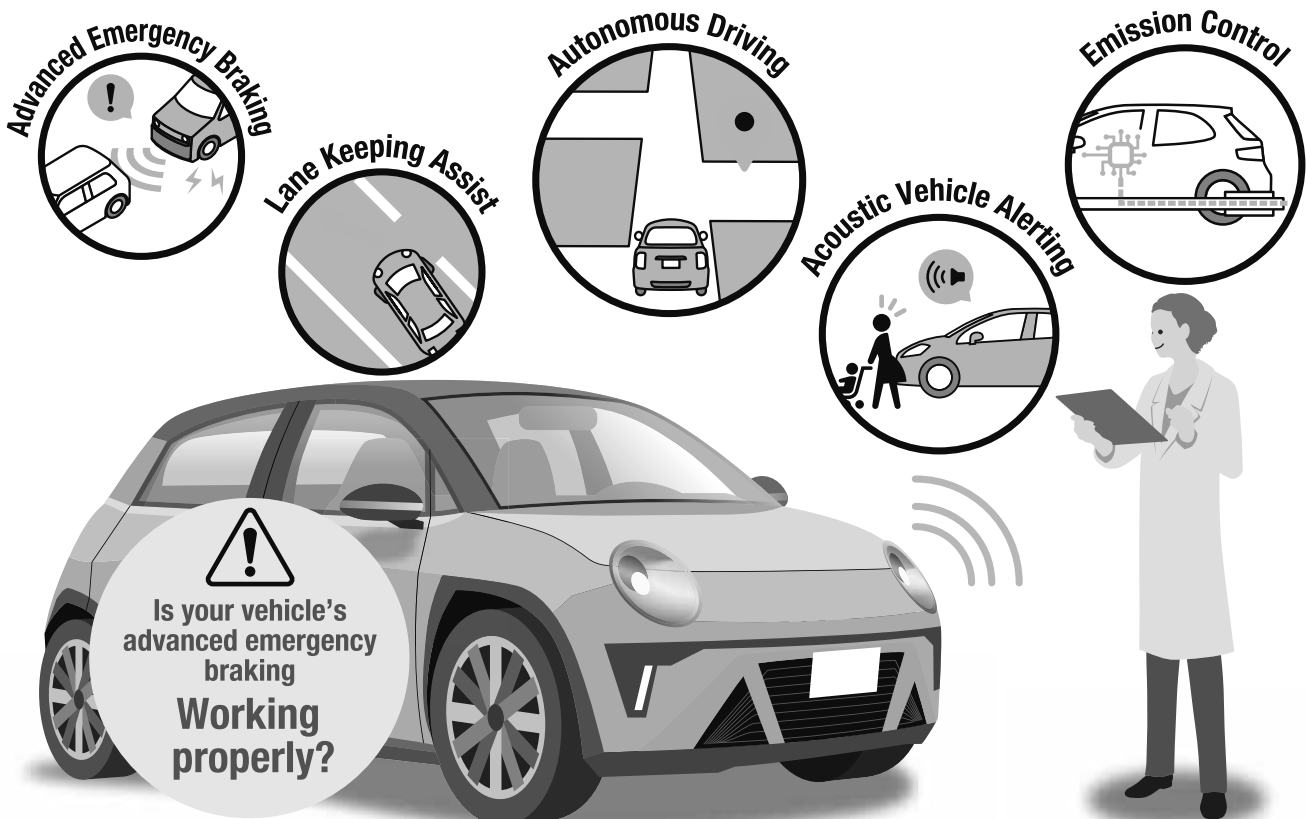
診断機の差し込み口

診断機の差し込み口に他の装置が
つながっている車は検査できません
車検前にとりはずしてください

For new vehicles, a new inspection was introduced

Detects malfunctions in vehicle electronics

OBD Inspection Portal



In October 2024, electronic technical inspection (OBD inspection) was added to vehicle inspections.

OBD inspection is required by law

OBD inspections and repairs are subject to a charge

Have your OBD inspections/OBD confirmations conducted at inspection stations or designated/certified maintenance shops



◀ **Vehicles that are subject to OBD inspection are indicated on the inspection certificate.**

Coverage

New models of passenger cars, buses and trucks type-approved after October 2021

* Oct. 2022 for imported vehicles



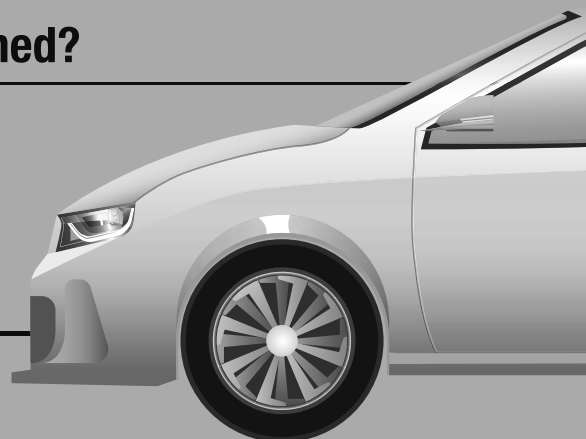
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



OBD Inspection Frequently Asked Question

☒ How is an OBD inspection performed?

A scan tool is connected to the vehicle's computers (OBD) to check for electronic malfunctions.



☒ If any electronic malfunction are found, will the car not pass inspection?

If you don't fix it, your car won't pass inspection.

☒ Is there any cost for OBD inspection or repair of malfunctions?

OBD inspections and repairs are subject to a charge. Please check the fee with your maintenance shop.



*The connector is located on the lower right or left of the driver's seat



CHECK status of the CONNECTOR

If there are any devices plugged into the data link connector, the vehicle cannot be inspected, please remove them before inspection.

Microsoft社によるWindows10のサポート終了について

背景

- 現状、OBD検査システムの動作環境はWindows10及びWindows11において保証されている
- Microsoft社よりWindows10は令和7年(2025年)10月14日にサポートを終了する旨が発表されている
- (独)自動車技術総合機構では、当該サポート終了日をもって、ただちにWindows10を搭載した端末への「特定DTC照会アプリ」の配布を停止することはしないものの、動作保証はされず、Microsoft社による改修内容によっては、その影響を受けて、これらの端末で「特定DTC照会アプリ」等を使用できなくなる可能性がある

お願いと今後の予定

- 現在、OBD検査にWindows10を搭載した端末を使用している場合、令和7年(2025年)10月14日までにOSをWindows11とすることを推奨
 - ・Microsoft社は、Windows10からWindows11への無償アップデートを実施中(令和7年5月現在)
 - ・今後、新たに端末を購入される場合には、OSがWindows11であることを確認してください
- 今後の予定
 - ・令和7年(2025年)6月～7月頃
OBD検査ポータルや特定DTC照会アプリ(メニュー画面)のお知らせにて今後の対応の周知開始
 - ・令和7年(2025年)10月頃
Windows10サポート終了に伴い特定DTC照会アプリ32bit版のダウンロードリンク削除
(Windows11では32bit版がサポートできないため)
すでにダウンロード済の方は当面使用することが可能です

8,【OBD関係】スピードメーター検査時の留意点

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

資料3-2

スピードメーター検査時の留意点

スピードメーター検査時の留意点

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

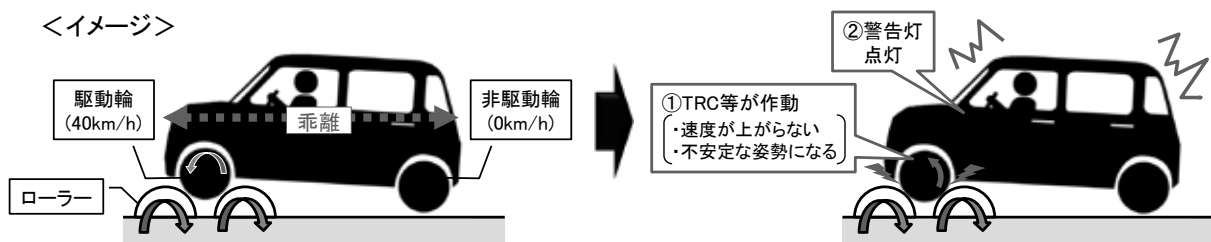
(1)ご指摘事象の概要

OBD検査対象車に関わらず、トラクションコントロール(TRC)機能等の搭載車両において、ドラムテスター等を用いてスピードメーター検査をする際、下記事象が発生する可能性がある

- ・ **車両安全性を確保するための機能**(トラクションコントロール等)が**作動**
車輪速系のセンサ出力に乖離が発生することで、低 μ 路走行時等と似た状況となりアクセル開度に対して駆動力を抑制する制御を行う可能性がある
- ・ **DTCが入力し警告灯が点灯**

※ 実際に発生する事象や警告灯点灯・消灯(DTC入力・消去)の条件は、車両で異なるため上記はあくまで一例

<イメージ>



- ・ドラムテスター上でのTRC機能等の不要作動は、運転者の意図せぬ挙動となるため、OBD検査への影響以前に、検査が“安全”に“正しく”実施できない可能性がある
- ・上記を防ぐために、検査前に各メーカーが案内する不要作動をさせない設定が必要

スピードメーター検査時の留意点

(2)ドラムテスター使用時に必要な設定(R7年6月時点)

メーカーが案内する主な設定は下表にて。詳細は整備マニュアルや取扱説明書等をご確認

【前提条件】対象車：OBD検査対象&用品等の装着無し、対象作業：ドラムテスターを使用したスピードメーター検査作業

メーカー	①必要な設定(主な例) ※詳細方法は、車種毎で異なるため 整備マニュアルや取説等をご確認下さい	②①が未設定の場合のリスク		
		作業安全性等の 低下の可能性	DTC入力 の可能性	特定DTCの可能性
スズキ	ESP® OFF スwitchの長押し	あり	あり	あり
SUBARU	ブリクラッシュブレーキOFFスイッチの長押し 又はインフォメーションディスプレイでOFF設定	あり	あり	あり
ダイハツ	VSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
トヨタ	整備モードへの移行 又はVSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
日産	整備モードへの移行	あり	あり	あり
ホンダ	VSAメンテナンスモードへの移行 又はVSA OFFスイッチ長押し	あり	あり	あり
マツダ	TCS(DSC) OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱	ASC OFFスイッチを押す	あり	あり	あり
いすゞ	ASR OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
日野	VSC/ASRオフスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱ふそう	ローラーテスターモードへの移行 又はESP/ASRカットスイッチを押す	あり	あり	あり
UDトラック	ローラーベンチモードへの移行	あり	あり	あり

【補足】
①が未設定時の
DTC入力までの
時間や確率は、
車両により異なる
(DTCの入力条件
が異なるため)

2

スピードメーター検査時の留意点

(3)警告灯点灯(DTC入力)時のご対応

万が一、検査時に警告灯が点灯した場合は、その原因が「検査作業によるもの」か、または「実際に車両が故障しているのか」を確実に確認し、整備マニュアル等に記載の修理方法に従ってご対応下さい（該当部位の整備 or スキャンツール等によるDTC消去作業 等）

- ・ドラムテスター使用時は、本資料の設定対応等が必要なため、安全で確実な作業を実施いただくためにご対応願います
- ・また本件以外にも、作業上の注意点等は整備マニュアルや取扱説明書にも記載しているため、特に初めて取り扱う車両や初めて行う作業に対しては、必要に応じてご確認ください

3

9. 審査事務規程の一部改正について（第63次改正）

プレスリリース

令和7年3月13日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第63次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年4月1日（一部は令和7年10月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における書面審査関係 [別添2]

- 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則1～4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
- 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
- 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。

2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添3]

- 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
- 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。

3. 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します。[4-25] [様式16]

4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車技術総合機構東北検査部からのお知らせ

令和7年8月

軽合金ディスクホイールの
「堅ろう」判断にDOTマークが追加されました

表示例

DOT DOT-T
T-DOT DOT-E



1. 対象となる自動車

全車種

2. 対象年式

年式問わず

3. 適合性判断について

軽合金製ディスクホイールであって、上記に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは保安基準第9条第1項に掲げる規定に適合するものとする。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

14, 審査事務規程の一部改正について（第64次改正）

プレスリリース

令和7年7月23日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第64次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年7月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10の2、7-10の2、8-10の2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

15, 軽自動車の重量税の重課適用月が変更されます

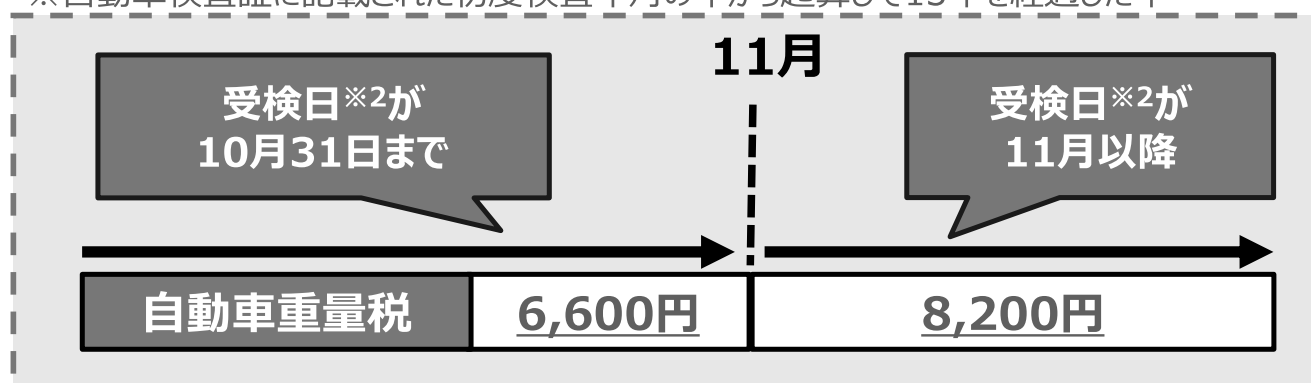
軽自動車検査協会からのお知らせ

令和7年8月

租税特別措置法施行令改正※¹に伴い
13年経過又は18年経過の軽自動車
にかかる自動車重量税の重課適用月が
12月から**11月に変更**されます

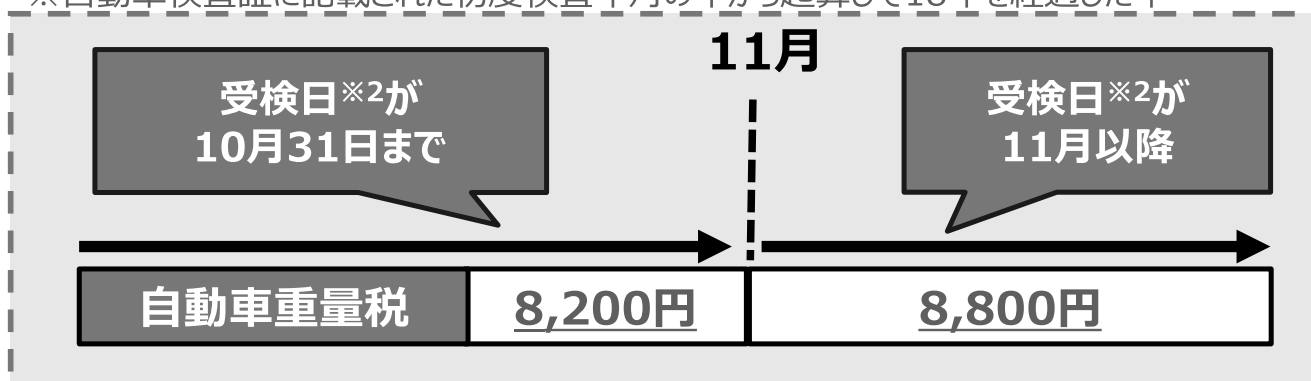
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。
<https://www.kei-nextmvtt.jp/>



軽自動車検査協会からのお知らせ

令和7年8月

スピードメーター検査の方法が 8月25日より統一されます。

これまで3コースのみ設置していたスピード申告スイッチを、すべてのコースに設置します。これに伴い、全コースにおいてスピード申告スイッチを使用した検査に変更します。（パッシングによる速度申告は廃止となります。）

また、車種選択ボタンの「オートライト」を押下する必要はありません。
ご不明な点は、検査職員までお声がけください



← 押さない

【検査時の表示画面】



【操作時の注意事項】

- ・スイッチを取る際は、シフトを「N」位置にし、テストが作動しタイヤが下がったことを確認してください。
- ・スイッチのコードをドアに挟みこまないように注意してください。
- ・ハンドル操作にご注意ください。

17, OCR記入時のお願い

窓口からのOCR記入時のお願い



コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html

OCRシート等申請様式

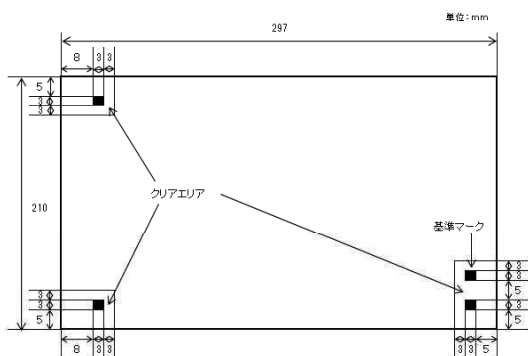
自動車の検査登録の申請手続きに使用するOCR申請書の様式は、平成29年1月より運輸支局や自動車検査登録事務所において配布しているほか、当ホームページに掲載している様式を印刷して申請に使用することができます。

OCR申請書は、電子機器を用いて読み取ります。正確な読み取りを行うために、印刷等をする際の注意点を掲載しておりますので、ご確認ください。ご協力をお願いします。

※ OCR(光学的文字読取装置)に用いる申請書等の紙質、印刷等の基準(平成28年12月28日付国自情第187号)

OCR申請書の印刷等に関する注意事項

OCR申請書の印刷等に関する注意事項



OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	読取後のイメージ	読取結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
■標準OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 5	1??

Text below the table explaining the results:

- 文字はドロップアウトするため、読取時は記入文字のみになる
- 文字は読取のため、読取時は文字のみになる
- 読取後の文字は記入文字の位置に一致しない場合、読取結果で空白やリジックになる

- 印刷色
- 裏面への印字
- 印刷方法
- 申請書のコピー
- 印刷時の設定

様式の枠線や文字等の色は黒を使用してください。

OCRの読み取り※に影響が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。オフセット印刷又はレーザープリントしたものであることが必要です。インクジェットプリンタでの印刷は、印刷特性によりOCRの読み取りに影響が出るためご遠慮ください。

OCR申請書は電子機器で読み取りを行うため、OCR申請書をコピーしたものは、印刷のスレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請には使用できません。

必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。 また、窓口等で配布しているOCR申請書も同様にコピーしたものは使用できませんのでご注意ください。

PDF印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。

電子保安基準適合証におけるOCR申請書の留意事項

[illegible]

18, 納税証明証の有効期間取扱いについて

自動車税種別割納税証明書の有効期間の取り扱いについて

○納税証明書の変更点

納税証明書の「本書の有効期限」の下に使用期限として『この証明書は、左の領収日が▲▲ 〇年〇月〇日までのものに限り使用できます』という文章が追加されています。

令和6年度から実施の証明書欄

The diagram shows a form titled "自動車税納税証明書" (Automobile Tax Certificate) with the subtitle "(継続検査(構造等変更検査)用)" (For continued inspection (structural modification inspection)). The form includes fields for "登録番号" (Registration Number), "(車台番号)" (Chassis Number), and "本証明書の有効期限" (Valid Period of this Certificate). Below these is a signature line for the "宮城県〇〇県税事務所長" (Miyagi Prefecture Tax Office Chief). A "領収日付印" (Receipt Date Stamp) field is shown with a callout explaining that the date must be within the "使用期限" (Usage Period) range, otherwise it is invalid. A "運輸支局確認欄" (Transportation Bureau Confirmation Field) contains a stamp stating: "この証明書は、左の領収日付印が▲▲ 〇年〇月〇日までのものに限り使用できます。" (This certificate can only be used for the receipt date stamp of ▲▲ 〇年〇月〇日 or earlier).

○領収日の日付けが「使用期限」を過ぎている場合

有効な納税証明書として使用することが出来ない（納税確認が出来ない）ため、県税事務所にて納税の確認を受け有効な納税証明書を発行してもらう必要があります。

※他都道府県の納税証明書についても同様に「使用期限」が記載されているものがあるため、申請の際は領収日付印について必ずご確認ください。

※二輪車（バイク）の納税証明書については従前通り原本提示が必要となります。

19,特定整備事業者の処分状況一覧について

令和6年度 特定整備事業者の処分状況一覧表				
(令和7年3月末現在)				
支局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要	
宮 城 ₁	令和6年9月	自動車特定整備事業の停止 10日間	・不正改造状態での車検手続き	
宮 城 ₂	令和6年9月	自動車特定整備事業の取消	・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続	

振興会・商工組合関係

1, 令和6年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

令和7年1月29日

令和6年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

調査企画部 調査企画課

この度、令和6年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

2. 調査時点

令和6年6月30日現在。整備売上高については、令和5年7月1日から令和6年6月30日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和5年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者（令和6年6月30日時点 92,384 事業場）の中から、2割を対象として調査を行いました。（有効回答率 40%）

令和6年度調査における総整備売上高は6兆2,561億円となり、前年度より3,489億円（5.9%）増と3年連続で増加しました。

なお、詳細は、4月に発刊予定の「令和6年度版 自動車整備白書」に掲載します。

（業態区分）

専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）

ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

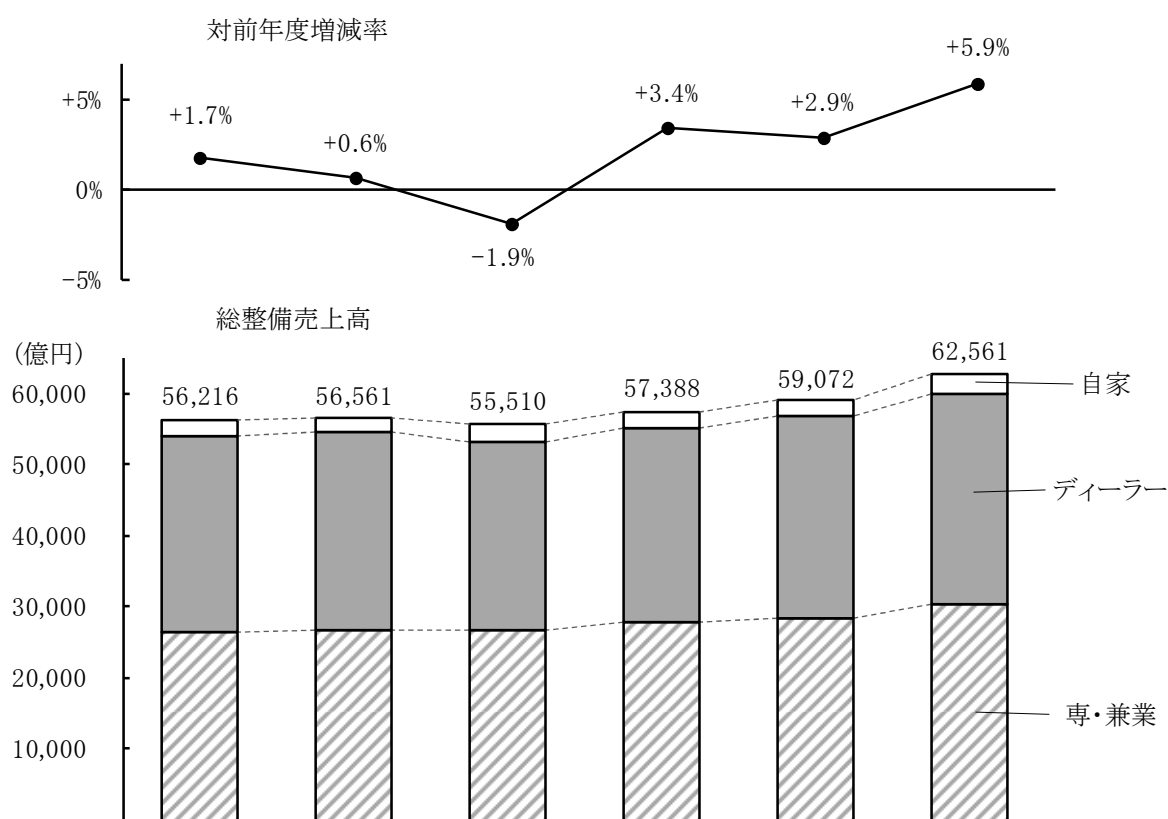
自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、令和3年度は減少しましたが、その後は3年連続で増加しています。増減率は、令和に入ってから最大の伸び率となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が1,767億円(6.2%)増、ディーラーが1,515億円(5.4%)増、自家が207億円(8.6%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が649億円(2.6%)増、「定期点検整備」が137億円(3.1%)増、「事故整備」が979億円(9.6%)増、「その他整備」が1,724億円(8.8%)増と、いずれも増加しました。



調査年度 業 態	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6-R5
専・兼業	26,274	26,650	26,757	27,677	28,432	30,199	+1,767
	+0.8%	+1.4%	+0.4%	+3.4%	+2.7%	+6.2%	
	19,444	19,854	20,144	21,146	21,531	22,483	
	+0.4%	+2.1%	+1.5%	+5.0%	+1.8%	+4.4%	
	6,830	6,796	6,613	6,531	6,901	7,716	
	+1.7%	-0.5%	-2.7%	-1.2%	+5.7%	+11.8%	
ディーラー	27,672	27,749	26,419	27,340	28,228	29,743	+1,515
	+2.8%	+0.3%	-4.8%	+3.5%	+3.2%	+5.4%	
自 家	2,270	2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	+207
	-0.9%	-4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	+8.6%	
合 計	56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	+3,489
	+1.7%	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	

(注) 表の上段は売上高(億円)、下段は対前年度増減率である。

(作業内容別整備売上高・業態別)

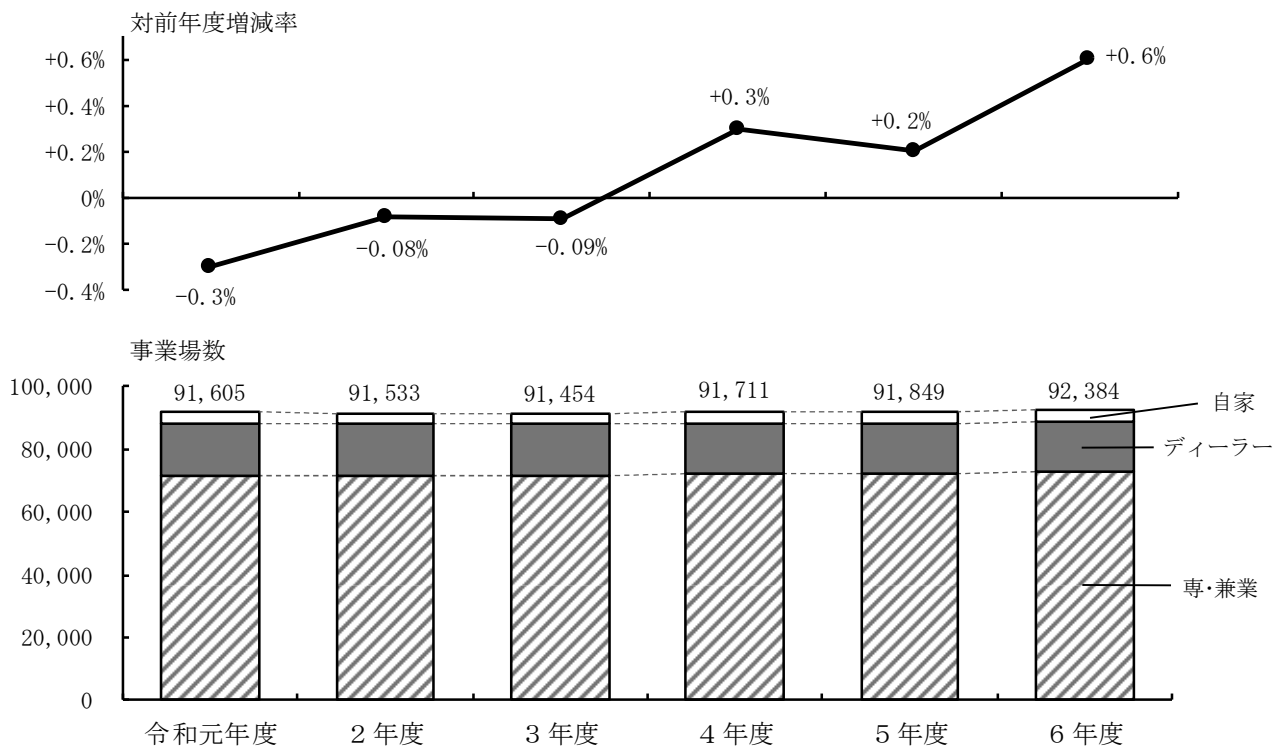
業 態 \ 作業内容		車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故 整備	その他 整備	合計	
		2年	1年	小計	1年	6か月	3か月	小計				
専・兼業	専 業	売上高	9,754	4,624	14,378	681	166	414	1,261	5,118	9,442	30,199
		増減額	+771	+151	+922	+36	+2	-29	+9	+394	+442	+1,767
		増減率	+8.6%	+3.4%	+6.9%	+5.6%	+1.2%	-6.5%	+0.7%	+8.3%	+4.9%	+6.2%
	専 業	売上高	6,722	3,822	10,544	450	112	360	922	4,092	6,925	22,483
		増減額	+306	+11	+317	-2	-17	-28	-47	+238	+444	+952
		増減率	+4.8%	+0.3%	+3.1%	-0.4%	-13.2%	-7.2%	-4.9%	+6.2%	+6.9%	+4.4%
	兼 業	売上高	3,032	802	3,834	231	54	54	339	1,026	2,517	7,716
		増減額	+465	+140	+605	+38	+19	-1	+56	+156	-2	+815
		増減率	+18.1%	+21.1%	+18.7%	+19.7%	+54.3%	-1.8%	+19.8%	+17.9%	-0.1%	+11.8%
ディーラー	売上高	8,060	1,844	9,904	2,379	446	297	3,122	5,592	11,125	29,743	
	増減額	-493	+207	-286	-49	-6	+99	+44	+511	+1,246	+1,515	
	増減率	-5.8%	+12.6%	-2.8%	-2.0%	-1.3%	+50.0%	+1.4%	+10.1%	+12.6%	+5.4%	
自家	売上高	767	351	1,118	131	14	40	185	488	828	2,619	
合計	売上高	18,581	6,819	25,400	3,191	626	751	4,568	11,198	21,395	62,561	
	増減額	+269	+380	+649	+60	-24	+101	+137	+979	+1,724	+3,489	
	増減率	+1.5%	+5.9%	+2.6%	+1.9%	-3.7%	+15.5%	+3.1%	+9.6%	+8.8%	+5.9%	

(単位：億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は92,384事業場で、前年度より535事業場(0.6%)増と3年連続で増加しました。

指定工場数は29,932事業場で、前年度より158事業場(0.5%)減少しました。



（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は 562,869 人で、前年度より 8,562 人(1.5%)増加しました。平成 30 年度から 7 年連続で増加しています。

（４）整備要員数および整備士数

整備要員数は 402,025 人で、前年度より 2,255 人(0.6%)増と 3 年連続で増加しました。事業場数の増加に伴い、平成 23 年度（402,221 人）に次ぐ人数に増加しています。

整備士数は 333,047 人で、前年度より 1,792 人(0.5%)増と 4 年ぶりに増加しました。整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.1 ポイント低下して 82.8%になりました。整備士保有率は、平成 20 年度の 87.2%をピークに漸減傾向にあります。

(参考) 内数として、女性の整備要員数は 19,335 人、女性の整備士数は 10,567 人、全整備要員数に占める女性の割合は 4.8%、全整備士数に占める女性の割合は 3.2%となっております。

（５）整備要員 1 人あたり年間整備売上高

整備要員 1 人あたり年間整備売上高（自家を除く）は 15,627 千円で、前年度より 5.2%増加しています。

業態別では専・兼業が 5.5%増えて 11,374 千円、ディーラーは 4.9%増えて 25,188 千円となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家を除く）は 47.4 歳で、前年度より 0.2 歳上昇しました。

（７）整備要員平均年収

整備要員平均年収（自家を除く）は 4,257.9 千円、前年度より 85.1 千円（2.0%）増加しています。

業態別ではディーラー（5,094.3 千円）が最も高く、はじめて 500 万円を超えました。

自動車整備業の概要

調査年度 項 目		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	対前年度 増減率
1. 総整備売上高 (億円)		56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	+ 5.9 %
	専・兼業 (比率、%)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	27,677 (48.2)	28,432 (48.1)	30,199 (48.3)	+ 6.2 %
	専業 (比率、%)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	21,146 (36.8)	21,531 (36.4)	22,483 (35.9)	+ 4.4 %
	兼業 (比率、%)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	6,531 (11.4)	6,901 (11.7)	7,716 (12.3)	+ 11.8 %
	ディーラー (比率、%)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	27,340 (47.6)	28,228 (47.8)	29,743 (47.5)	+ 5.4 %
	自 家 (比率、%)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	2,371 (4.1)	2,412 (4.1)	2,619 (4.2)	+ 8.6 %
2. 企 業 数		72,845	72,523	72,214	72,370	72,176	72,481	+ 0.4 %
3. 事業場(認証工場)数		91,605	91,533	91,454	91,711	91,849	92,384	+ 0.6 %
	専・兼業	71,734	71,654	71,585	71,939	72,174	72,732	+ 0.8 %
	専 業	56,032	56,156	56,075	56,483	56,620	56,809	+ 0.3 %
	兼 業	15,702	15,498	15,510	15,456	15,554	15,923	+ 2.4 %
	ディーラー	16,349	16,315	16,305	16,269	16,173	16,165	- 0.05 %
	自 家	3,522	3,564	3,564	3,503	3,502	3,487	- 0.4 %
4. 指定工場数 ※認証工場数の内数		30,087	30,085	30,083	30,104	30,090	29,932	- 0.5 %
5. 整備関係従業員数 (人)		536,493	539,086	544,670	547,332	554,307	562,869	+ 1.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		399,135	399,218	398,952	399,619	399,770	402,025	+ 0.6 %
	うち整備士数 (人)	336,897	339,593	334,319	331,681	331,255	333,047	+ 0.5 %
	整備士保有率 (%)	84.4	85.1	83.8	83.0	82.9	82.8	- 0.1 ポイント
7. 1事業場あたり整備要員数(人)		4.36	4.36	4.36	4.36	4.35	4.35	± 0.00 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		81,789	81,850	82,078	82,175	82,451	82,569	+ 0.1 %
9. 技術料(工賃)の対前年度増減率(%)		+1.5	+2.0	+2.0	+2.5	+4.0	+5.1	+ 1.1 ポイント
10. 整備要員 1人あたり 年間整備 売上高 (千円)	専・兼業	9,963	10,115	10,190	10,514	10,779	11,374	+ 5.5 %
	専 業	9,647	9,817	10,007	10,428	10,634	11,091	+ 4.3 %
	兼 業	10,982	11,097	10,790	10,801	11,257	12,284	+ 9.1 %
	ディーラー	23,635	23,646	22,440	23,180	24,003	25,188	+ 4.9 %
	平 均(自家を除く)	14,166	14,284	13,981	14,433	14,857	15,627	+ 5.2 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	49.9	50.2	50.8	51.2	51.7	51.9	+ 0.2 歳
	専 業	50.9	51.2	51.8	52.1	52.7	52.8	+ 0.1 歳
	兼 業	46.8	47.0	47.7	48.0	48.5	48.8	+ 0.3 歳
	ディーラー	35.5	35.7	36.4	36.8	37.0	37.3	+ 0.3 歳
	平 均(自家を除く)	45.5	45.7	46.4	46.7	47.2	47.4	+ 0.2 歳
12. 整備要員 平均年収 (千円)	専・兼業	3,621.6	3,652.6	3,674.2	3,702.5	3,848.8	3,885.9	+ 1.0 %
	専 業	3,571.0	3,603.8	3,623.8	3,646.1	3,783.2	3,815.0	+ 0.8 %
	兼 業	3,785.7	3,813.9	3,839.9	3,891.7	4,065.3	4,114.9	+ 1.2 %
(給与、各種手当 および賞与)	ディーラー	4,606.0	4,659.8	4,684.6	4,805.4	4,899.6	5,094.3	+ 4.0 %
	平 均(自家を除く)	3,924.3	3,963.0	3,987.0	4,043.8	4,172.8	4,257.9	+ 2.0 %

(注)各項目の数値は各年6月末現在。ただし、売上高は各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。

事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から全体を推計している。なお、四捨五入による丸め誤差のため、構成比率の合計は必ずしも100%にならない。

2, 振興会・商工組合ホームページのお知らせ

振興会・商工組合 HP のお知らせ

一般社団法人宮城県自動車整備振興会ホームページ

<https://oasis-miyagi.or.jp/>



■会員ページ



3.自動車整備業賠償共済保険のご案内

整備受託車の補償

日整連 **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

**整備工場の安定的な経営のために
自動車整備業賠償共済保険
の加入をおすすめします。**



ポイント① 充実のPL保険付き!! **基本契約** PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

ポイント② 運搬中の補償も充実!! **オプション契約** 車両賠償保険
運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫!

ポイント③ 自然災害にも対応!! **オプション契約** 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

基本契約

受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。

PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。

施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



オプション契約

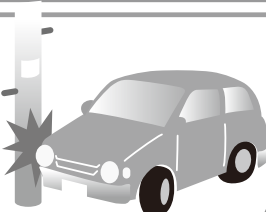
車両賠償保険

(自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。

火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



自動車整備業を取り巻くリスク

保険始期は毎月1日です。 補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】 宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325

日整連「自動車整備業賠償共済保険」

近年自然災害は多発しています！

オプション契約の

火災保険水災保険特約

は様々な自然災害に対応します。

事故例

1

竜巻

局地的に竜巻が発生。

工場敷地内で
受託車5台が
損壊した。



事故例

2

洪水

ゲリラ豪雨により河川が氾濫。

洪水となり車両置場で受託車10台が
水没した。



事故例

3

風災

台風によりシャッターが
あおられ、工場敷地内で受託車
3台が損壊した。



事故例

4

ひょう災

大粒のひょうが降り、

工場の駐車場に保管していた
受託車6台が損壊した。



事故例

5

雪災

大雪により屋根から
大量の雪が落ち、

工場敷地内で
受託車が
損壊した。



「火災保険水災保険特約」では、

水災や風災、ひょう災、雪災などの自然災害
によりご加入の工場敷地内および加入依頼書
に記載された車両置場に保管中の受託車の損
害を補償します。

対象外となる事故事例

納車の途中でひょうが降り
受託車を損壊させた。

※所定の車両置場以外で保管ま
たは使用管理された場合は、
保険金お支払いの対象外
となります。



地震・噴火・津波により
受託車が損壊した。

※地震・噴火・津波による損害は保
険金お支払いの対象外と
なります。



※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、「日整連自動車整備業賠償共済保険のご案内」パンフレットをご参照ください。
なお、ご不明な点については、取扱代理店またはお取扱窓口にお問い合わせください。

【保険契約者】

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL: 03-3404-6141

【取扱代理店】



一般財団法人 全国中小企業共済財団

(略称: 全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL: 03-3264-1511

【お取扱窓口】

〒983-0034 仙台市宮城野区扇町4丁目1番32号

宮城県自動車整備商工組合

TEL (022) 236-3325番

FAX (022) 236-3347番

B1314430A1670-20131128

不 許
複 製

令和 7 年度
整備主任者法令研修資料

定価 1,810 円 (税込)

発行所 一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町四丁目 1 番32号
電 話 (022) 236-3322(代)
FAX (022) 236-3324

印刷所 本田印刷株式会社
〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町3-5
電 話 (022) 288-5231



welcome to
oasis